

令和4年第1回定例会3月定例会議

# 中之条町議会会議録

令和4年3月 2日 再開

令和4年3月16日 散会

中之条町議会

令和4年第1回中之条町議会定例会 3月 定例会議 会議録 第1日

|  |            |                  |                  |                 |          |           |                  |                 |  |
|--|------------|------------------|------------------|-----------------|----------|-----------|------------------|-----------------|--|
| 招集年月日<br>(会議)  | 令和4年3月2日   |                  |                  |                 |          |           |                  |                 |  |
| 招集の場所  | 中之条町役場 議事堂 |                  |                  |                 |          |           |                  |                 |  |
| 再開<br>日時   | 再開         | 令和4年3月2日 午前9時30分 |                  |                 |          |           |                  |                 |  |
|  | 散会         | 令和4年3月2日 午後3時28分 |                  |                 |          |           |                  |                 |  |
| 応招ならびに<br>不応招議員<br>応招 15名<br>不応招 0名<br>出席ならび<br>に欠席議員<br>出席 15名<br>欠席 0名 | 議席<br>番号   | 氏名               | 応招・<br>不応招<br>の別 | 出席・<br>欠席の<br>別 | 議席<br>番号 | 氏名        | 応招・<br>不応招<br>の別 | 出席・<br>欠席の<br>別 |  |
|  | 1番         | 山田みどり            | 応招               | 出席              | 9番       | 安原 賢一     | 応招               | 出席              |  |
|  | 2番         | 佐藤 力也            | 〃                | 〃               | 10番      | 小栗 芳雄     | 〃                | 〃               |  |
|  | 3番         | 関 美香             | 〃                | 〃               | 11番      | 福田 弘明     | 〃                | 〃               |  |
|  | 4番         | 大場 壯次            | 〃                | 〃               | 12番      | 剣持 秀喜     | 〃                | 〃               |  |
|  | 5番         | 篠原 一美            | 〃                | 〃               | 13番      | 山本日出男     | 〃                | 〃               |  |
|  | 6番         | 富沢 重典            | 〃                | 〃               | 14番      | 齋藤 祐知     | 〃                | 〃               |  |
|  | 7番         | 関 常明             | 〃                | 〃               | 15番      | 山本 隆雄     | 〃                | 〃               |  |
|  | 8番         | 唐沢 清治            | 〃                | 〃               |          |           |                  |                 |  |
| 会議録署名議員  | 9番 安原 賢一   |                  | 10番 小栗 芳雄        |                 |          | 11番 福田 弘明 |                  |                 |  |
| 職務のため出席した者の<br>氏名  | 事務局長       |                  | 木暮 浩志            |                 | 書記       |           | 山田 行徳            |                 |  |
|  | 議事書記       |                  | 朝賀 浩             |                 | 書記       |           | 関 侑介             |                 |  |
|  | 議事書記       |                  | 鈴木 幸一            |                 |          |           |                  |                 |  |

|                             |        |        |           |       |
|-----------------------------|--------|--------|-----------|-------|
| 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名 | 町長     | 伊能 正夫  | 農林課長      | 小池 宏之 |
|                             | 副町長    | 野村 泰之  | 花のまちづくり課長 | 福田 義治 |
|                             | 教育長    | 宮崎 一   | 建設課長      | 関 洋太郎 |
|                             | 総務課長   | 篠原 良春  | 会計管理者     | 町田 岳彦 |
|                             | 企画政策課長 | 山本 嘉光  | 上下水道課長    | 山田 秀樹 |
|                             | 税務課長   | 生巢 孝子  | こども未来課長   | 倉林 敏明 |
|                             | 住民福祉課長 | 小板橋 千晶 | 生涯学習課長    | 富沢 洋  |
|                             | 保健環境課長 | 唐澤 伸子  | 六合振興課長    | 山本 俊之 |
|                             | 観光商工課長 | 永井 経行  | 教習所長      | 柏瀬 高広 |
| 議事日程                        | 別紙のとおり |        |           |       |
| 会議の経過                       | 別紙のとおり |        |           |       |

(3月2日午前9時30分開議)

- 第 1 会議録署名議員指名
- 第 2 審議期間の決定
- 第 3 議案第 1 号 令和 4 年度中之条町一般会計予算  
議案第 2 号 令和 4 年度中之条町国民健康保険特別会計予算  
議案第 3 号 令和 4 年度中之条町後期高齢者医療特別会計予算  
議案第 4 号 令和 4 年度中之条町介護保険特別会計予算  
議案第 5 号 令和 4 年度中之条町四万へき地診療所事業特別会計予算  
議案第 6 号 令和 4 年度中之条町介護老人保健施設ゆうあい荘事業特別会計予算  
議案第 7 号 令和 4 年度中之条町簡易水道事業特別会計予算  
議案第 8 号 令和 4 年度中之条町下水道事業特別会計予算  
議案第 9 号 令和 4 年度中之条町農業集落排水事業特別会計予算  
議案第 10 号 令和 4 年度中之条町発電事業特別会計予算  
議案第 11 号 令和 4 年度中之条町自動車教習所事業会計予算  
議案第 12 号 令和 4 年度中之条町上水道事業会計予算  
議案第 13 号 令和 4 年度中之条町簡易水道事業会計予算
- 第 4 議案第 14 号 令和 3 年度中之条町一般会計補正予算 (第 1 2 号)  
議案第 15 号 令和 3 年度中之条町国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号)  
議案第 16 号 令和 3 年度中之条町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号)  
議案第 17 号 令和 3 年度中之条町介護保険特別会計補正予算 (第 3 号)  
議案第 18 号 令和 3 年度中之条町介護老人保健施設ゆうあい荘事業特別会計補正予算  
(第 1 号)  
議案第 19 号 令和 3 年度中之条町下水道事業特別会計補正予算 (第 2 号)  
議案第 20 号 令和 3 年度中之条町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 2 号)  
議案第 21 号 令和 3 年度中之条町発電事業特別会計補正予算 (第 2 号)  
議案第 22 号 令和 3 年度中之条町上水道事業会計補正予算 (第 2 号)  
議案第 23 号 令和 3 年度中之条町簡易水道事業会計補正予算 (第 1 号)
- 第 5 議案第 24 号 中之条町課設置条例の一部改正について  
議案第 25 号 中之条町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について  
議案第 26 号 中之条町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について  
議案第 27 号 中之条町財政調整基金条例の一部改正について  
議案第 28 号 中之条町消防団条例の一部改正について

- 議案第 29 号 中之条町防災行政無線施設の設置及び管理条例の一部改正について
- 議案第 30 号 中之条町議会議員及び中之条町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例制定について
- 議案第 31 号 中之条町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
- 議案第 32 号 中之条町国民健康保険税条例の一部改正について
- 議案第 33 号 中之条町農業公園設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議案第 34 号 中之条町小口資金融資促進条例の一部改正について
- 議案第 35 号 中之条町道路占用料徴収条例の一部改正について
- 議案第 36 号 中之条町水道事業の設置等に関する条例の一部改正するについて
- 議案第 37 号 中之条町上水道事業供給条例の一部改正について
- 議案第 38 号 中之条町簡易水道事業給水条例の一部改正について
- 議案第 39 号 中之条町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 第 6 議案第 40 号 群馬県市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について
- 第 7 報告第 1 号 専決処分の報告について



◎ 再 開

○議長（山本隆雄）みなさん、おはようございます。

第 1 回定例会の再開にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日ここに令和 4 年第 1 回中之条町議会定例会 3 月定例会議を招集したところ、議員各位には早速ご参集いただき厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症対策として、会議において、マスクをつけたままはっきりと発言されますようお願いいたします。

また、体調管理のため、水やお茶の水分補給を許可します。

ここで、諸般の報告を申し上げます。

議員派遣については、お手元に配付した資料のとおり決定させていただきました。

また、監査委員から例月出納検査報告書が、町長からは指名競争入札執行報告書が提出されています。それぞれ事務局にありますので、御覧いただきたいと思います。

次に、2 月 17 日に開催された群馬県町村議会議長会の定期総会では、令和 4 年度事業計画や一般会計予算について議決されました。また、各町村議会が「議会は持続可能な地域社会を維持するため、引き続き新型コロナウイルス感染症の拡大防止と社会経済活動の両立を図るための議会活動を展開し、我が町、我が村に愛着と誇り持てるよう、全力で邁進する」宣言を行い、「議会が自主性

を發揮し、地方創生を更に進めていくためには、制度面及び財政面の両面において、基盤を強化することが必要不可欠であり、政府及び国会議員に対する6項目の要請」を決議しました。お手元に写しを配付しましたので、御覧ください。

以上で、諸般報告といたします。

ここで、表彰状の伝達を行います。

議員在職10年以上の議員として富沢重典議員、関常明議員、唐沢清治議員の3名が群馬県町村議会議長会から表彰されておりますので、ただいまから表彰状及び記念品の伝達を行います。

富沢重典さん、関常明さん、唐沢清治さん、演壇の前までお願いします。

(表彰状伝達)

○議長（山本隆雄）表彰を受けられた3名の議員に、一言お祝いの言葉を申し上げます。

富沢重典議員には、平成23年の初当選から中之条町議会議員として、地域の発展と住民福祉の向上にご尽力いただいております。この間産業建設常任委員長、総務企画常任委員長、決算審査特別委員長、文教民生常任委員長などを歴任され、議会の活性化や円滑な議会運営にご尽力いただいております。その熱意と行動力に心から敬意を表するとともに深く感謝申し上げます。

今後も健康に留意され、町政進展のためにますますのご活躍をいただけますようお願い申し上げます、お祝いの言葉とさせていただきます。誠にありがとうございます。

続きまして、関常明議員には、やはり平成23年の初当選から中之条町議会議員として、地域の発展と住民福祉の向上にご尽力いただいております。この間、総務企画常任委員長、議会基本条例検証特別委員長、議会運営委員長などを歴任され、議会の活性化や円滑な議会運営にご尽力いただいております。その熱意と行動力には心から敬意を表するとともに深く感謝申し上げます。

今後も健康に留意され、町政進展のためにますますのご活躍をいただきますようお願い申し上げます、お祝いの言葉とさせていただきます。誠にありがとうございます。

引き続きまして、唐沢清治議員には、

やはり平成23年の初当選から中之条町議会議員として、地域の発展と住民福祉の向上にご尽力いただいております。この間地域公共交通網対策特別副委員長、総務企画常任副委員長、文教民生常任副委員長などを歴任され、議会の活性化や円滑な議会運営にご尽力いただいております。その熱意と行動力に心から敬意を表するとともに深く感謝申し上げます。

今後も健康に留意され、町政進展のためにますますのご活躍をいただきますようお願い申し上げます、お祝いの言葉とさせていただきます。誠にありがとうございます。

ここで、受賞者からご挨拶をいただきたいと思っております。各受賞者には恐縮ですが、短めにご挨拶をお願いします。

6番、富沢さん、ご登壇願います。

○6番（富沢重典）おはようございます。すっかり今日で表彰式があるというのを忘れておりまして、

何も考えてこなかったのですけれども、4年前に安原議員がこの場で挨拶をしたときに、本当に10年たったのかというのが実感だというふうにおっしゃられておりました。私は、そのとき本当かなんていうふうに思っていたのですけれども、やはり我々は4年に1度リセットされますので、本当に10年たったというのが実感にないのが本当のことかなというふうに思います。

34歳で初当選させていただきまして、11年間もなくたつところですが、変わったことといえば1年に2キロずつぐらい太りまして、おおよそ議員になってから20キロほど太りまして、大分体型も変わったかなというのが変わったところぐらいで、頭の中身のほうは全く変わっておりません。

今後とも勉強しながら議員活動を続けてまいりますので、皆様のご協力をお願いいたします。本日は貴重な時間ありがとうございました。

○議長（山本隆雄）おめでとうございます。

続きまして、7番、関常明さん、ご登壇願います。7番、関さん

○7番（関 常明）みなさん、おはようございます。久しぶりに演壇ということで、コロナ禍だったので、いろいろこういう向きで話をするのは久しぶりなのですが、結構新鮮な感じもします。

10年ということでございますが、みなさんにお世話になりながら、いろいろ教わりながらなんとか10年やってこられました。偏にみなさんのおかげだというふうに思います。議員のみなさん、それから、執行部のみなさん、いろいろお世話になりました。ありがとうございました。

これからは私も精進をしながら、先ほど任期という話もありましたが、任期まで取りあえず全力で頑張りたいというふうに思います。どうもありがとうございました。

○議長（山本隆雄）おめでとうございます。

続きまして、8番、唐沢清治さん、ご登壇願います。

○8番（唐沢清治）みなさん、おはようございます。10年、何もせずに過ごしたような気がします。また、私自身何も体形も、何も変わらなかったような気がします。私なりに一生懸命頑張ったつもりでございます。これからはみなさんの力を借りながら一生懸命町勢発展のために頑張りたいと思いますので、ひとつよろしく願いいたします。

○議長（山本隆雄）おめでとうございます。

さて、3月定例会議では、令和4年度の当初予算と町政全般にわたる多くの重要議案が提出されており、会議は長時間になることが予測されます。新型コロナウイルス感染症拡大防止のための群馬県まん延防止等重点措置を実施すべき期間が延長される状況を鑑み、議員並びに執行部職員各位には、会議の円滑な運営に格段のご協力をお願いします。

議会改革を進める中で、議員へのタブレット配布を行いました。議案審査、調査等3月定例会議から議場内での使用を許可しています。

この際、町長からご挨拶をいただきたいと思います。町長

○町長（伊能正夫）改めまして、みなさん、おはようございます。

本日は、令和4年3月定例会議にご参集をいただき、誠にありがとうございます。

また、平素は中之条町発展のために大変なご指導とご協力をいただきまして、誠にありがとうございます。

先ほど群馬県議会議長会の表彰状をお受けになられました3名の議員の皆様、大変おめでとうございます。今後ご指導のほどよろしくお願ひしたいと思います。

新型コロナウイルスが猛威を振るい、全国各地で感染拡大をし、吾妻郡内でも感染者が多く発生しております。第6波の峠は過ぎたような報道もありますが、まだ収まっていない状況でございます。早く収束し、今までのような日常が戻ってくることを願っているところでございます。

町の対応といたしましては、第3回目のワクチン接種が始まっており、5月中旬には終了する予定で進めております。一日でも早く終了できるよう頑張っていきたいと思っておりますので、議員のみなさんのご指導をよろしくお願ひしたいと思います。

また、世界の情勢を見ますと、ロシアがウクライナに侵攻し、戦争が激しくなっております。核戦争に発展したり、ほかの国を巻き込んだりしないでほしいと思っておりますし、早く収束してほしいと願っております。また、この戦争により日本にも影響が出ることが懸念されております。この冬から春にかけて食料品や日用品、燃料や石油製品等の値上げが拡大しておりますが、この戦争によりさらに拍車をかけ、町民生活に負担が生じないよう願っているところでございます。

さて、今回の議会は予算審議や条例改正等を中心にご審議をいただくこととなります。令和4年度一般会計予算の総額は105億300万円と、中之条町史上最大の予算規模となりましたが、町民生活に必要な経費や重点事業に必要な予算を積み上げた結果の予算でございます。また、特別会計や企業会計を含めると、175億円の予算ということになりますが、慎重審議をいただき、ご審議の上、ご議決をいただきますようお願い申し上げます。開会にあたりましての挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（山本隆雄）ありがとうございました。

ただいまの出席議員は15名です。

これより令和4年第1回中之条町議会定例会3月定例会議1日目の会議を開きます。

○

◎ 会議録署名議員指名

○議長（山本隆雄）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、9番、安原賢一さん、10番、小栗芳雄さん、11番、福田弘明さんを指名します。

○

◎ 審議期間の決定

○議長（山本隆雄）日程第2、審議期間の決定について議題とします。

お諮りします。

今期定例会議の審議期間は、別紙審議期間の予定表のとおり本日から3月16日までの15日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(山本隆雄) 異議なしと認めます。

よって、今期定例会議の審議期間は、本日から3月16日までの15日間と決定しました。

○

- ◎ 議案第 1 号 令和4年度中之条町一般会計補正予算
- ◎ 議案第 2 号 令和4年度中之条町国民健康保険特別会計予算
- ◎ 議案第 3 号 令和4年度中之条町後期高齢者医療特別会計予算
- ◎ 議案第 4 号 令和4年度中之条町介護保険特別会計予算
- ◎ 議案第 5 号 令和4年度中之条町四万へき地診療所事業特別会計予算
- ◎ 議案第 6 号 令和4年度中之条町介護老人保健施設ゆうあい荘事業特別会計予算
- ◎ 議案第 7 号 令和4年度中之条町簡易水道事業特別会計予算
- ◎ 議案第 8 号 令和4年度中之条町下水道事業特別会計予算
- ◎ 議案第 9 号 令和4年度中之条町農業集落排水事業特別会計予算
- ◎ 議案第10号 令和4年度中之条町発電事業特別会計予算
- ◎ 議案第11号 令和4年度中之条町自動車教習所事業会計予算
- ◎ 議案第12号 令和4年度中之条町上水道事業会計予算
- ◎ 議案第13号 令和4年度中之条町簡易水道事業会計予算

○議長(山本隆雄) 日程第3、議案第1号から第13号まで一括議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。町長

○町長(伊能正夫) それでは、日程に従いまして、議案第1号から議案第13号まで一括して提案理由の説明を申し上げます。長時間に及ぶと思いますが、よろしく願いをいたします。

まず、議案第1号 令和4年度中之条町一般会計予算について申し上げます。

私たちの生活を一変させた新型コロナウイルスであります。国内で感染が初めて確認されてから2年あまりが経過いたしました。この間様々な変異ウイルスの出現により、感染拡大の波を繰り返し、今まさに第6波として爆発的に感染者が増えている状況でございます。このコロナ禍において、医療などの現場で従事されている皆様をはじめ、町民や事業者の皆様には長期間にわたり感染拡大防止へのご協力をいただき、改めて心よりお礼を申し上げるところでございます。

新型コロナウイルス感染症は、私たちの暮らしを一変させました。とりわけ地域コミュニティーへの影響は非常に大きな問題でございます。本町におきましても、一昨年度から地域のイベントや行事が軒並み中止となり、行政区の活動機会も減りました。地域でのつながりが希薄化することに

よって、平時の見守りや災害時において重要な「共助」の部分が弱くなってしまふことが危惧されております。地域コミュニティの維持・強化を重要な課題と捉え、地域の活力を取り戻すための取組を進めてまいります。今後も予断を許さない状況が続くものと思われまふますが、感染拡大防止と社会経済活動の両立を図りながら様々な対策を講じていくとともに、ポストコロナ社会の中で新しい生活様式への対応を柔軟に行いつつ、将来を見据えたまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

さて、国ではコロナ禍の長期化などに対応するために「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」を昨年11月に閣議決定いたしました。「新型コロナウイルス感染症の拡大防止」、「ウィズコロナ下での社会経済活動の再開と次なる危機への備え」、「未来社会を切り拓く新しい資本主義の起動」、「防災・減災、国土強靱化の推進など安心・安全の確保」の4つの柱とし、円滑かつ着実に実施することとしています。そして、この経済対策を盛り込み、昨年12月に成立した補正予算と令和4年と予算をいわゆる「16か月予算」として一体的に編成し実行していくこととしております。本町におきましても様々な対策を効果的に実施すべく、国で措置されている財源を有効に活用し、令和3年度補正予算と令和4年度当初予算を一体的に編成し、情勢の変化に迅速かつ的確に対応し、引き続きスピード感を持って取り組んでまいります。

新年度の予算編成にあたりましては、特に歳入の確保が非常に厳しい財政状況の中でありましたが、「中之条町まちづくりビジョン」で掲げる6つの柱（教育環境の充実、産業の振興、交流人口の増加、健康の増進、福祉の充実、財政の健全化）と第2期中之条町人口ビジョン・総合戦略に掲げる4つの基本目標（雇用の創出、地方への流れ、子育て環境づくり、地域づくり）を念頭に、予算編成させていただきました。

令和4年度一般会計当初予算の総額は、105億300万円でございます。令和3年度当初予算に比べますと、6億5,300万円、率にして6.6%の増額となっております。

当初予算の主な財源につきましては、1款町税において個人・法人の町民税を増額とし、地価の下落により固定資産税を減額と見込ませていただきました。

2款地方譲与税から11款地方交付税におきましては、国の地方財政計画に基づきそれぞれ計上させていただきます。

15款国庫支出金では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金や空き家対策総合支援事業補助金により増額を見込んでおります。

16款県支出金におきましては、林業振興費補助金において大幅な増額となっております。

19款繰入金におきましては、ふるさと思いやり基金からの繰入れが減額となり、財源不足に対応するため、財政調整基金からの繰入金を増額させていただきました。財政調整基金の活用には慎重を期すべきではありますが、年度間の財政の不均衡の調整機能として、税収減少や自然災害への対応のほか、本町の重要課題への取組に対し、適度な繰入れは必要と考えております。

22款町債では、臨時財政対策債を減額し、歳出においては財源を起債で対応できる事業の増により、過疎対策事業債の増額を見込ませていただきました。

次に、令和4年度に実施する重点施策について、概要を説明させていただきます。

まず、新型コロナウイルス感染症対策に要する費用では、ワクチン接種にかかる業務委託料、イベントや施設管理における消毒液等の消耗品、備品購入にかかる経費及び地方創生臨時交付金を活用しての大学生等の生活支援事業等で、約7,650万円を見込ませていただきました。

「教育環境の充実」では、中之条町教育大綱の基本理念であります「ふるさと中之条町を愛し 明るく かしこく たくましく 未来を切り拓く人づくり」を目指し、各施策を展開しております。

こどもの学び・生活支援計画、英語力向上支援計画「ステップ」、適応指導教室「虹」、日本語サポート教室「未来」について、それぞれ継続して取り組んでまいります。GIGAスクール構想により整備した一人一台端末の有効活用を図るべく、ソスト面・ハード面において、計画的に整備を行ってまいります。

また、生涯学習関係では、生涯を通じて一人一人が生きがいを持って、健康で幸福な生活が送れるよう、団体やサークル等を支援し、「誰もが、いつでも、どこでも学べる」学習機会の充実に努め、ツインプラザや文化会館において、施設の設備更新を計画的に行い、適正な維持管理に努めてまいります。

社会教育におけるアウトメディアにつきましては、群馬大学情報学部との連携により、取組の強化を図っております。

町民プールにつきましては、中学生以下の町民の使用料を無料とし、プールの利用促進と子育て支援を図ります。

博物館では、学芸員及び地域おこし協力隊の採用により、忍者関係資料をはじめとする、収蔵品の調査研究を行い、地域の活性化を図ってまいります。

「産業の振興」では、米や花卉のブランド化を推進し、販売力の強化を図るとともに、美野原農業公園構想における事業により、地元農産物を活用した六次産業化や地域活性化の核となる組織を中心とした観光や商業と連携した活動を支援してまいります。

六合地区ではブランド化されている六合の花の新たな取組として、ドライフラワー事業を展開し、農家の所得向上に向け、取り組んでまいります。

中之条ガーデンズは、花のまちづくりを進めるための中核施設として交流人口の増加に努め、町民の憩いや場や周辺農業の振興にも貢献できるよう運営し、今後情報発信とPRに努め、積極的な運営活動を行ってまいります。

林業振興では、木材の資源化と森林の再生を図ることを目的として、旧沢田小学校に新たに中核施設として中之条町木材活用センターを整備いたします。地域プロジェクトマネジャー事業の活用により、体験や学習等の活動にも取り組んでまいります。

また森林経営管理計画により、適切に管理されていない山林を所有者に代わって町が管理し、荒廃化の防止と木材資源の適切な管理を進めてまいります。

観光関係では、町観光協会の強化充実を図り、アフターコロナに向けた観光宣伝や関係機関との連携により、本町の魅力発展に努め、さらなる観光誘客を目指し、入り込み客の増加、にぎわいの創出を図ります。

商工関係では、住宅リフォームや店舗等リニューアル補助金、チャレンジショップ出店支援を継続して行ってまいります。

新たに、企業支援事業の補助制度を創設し、事業所等の開設に関わる設備や備品の購入に係る費用を助成し、地域のにぎわいや雇用の創出を図ります。

また、ふるさと納税関係では、町の経済活性化のため、引き続き寄附された方へのお礼品の送付を行います。

第3点目の「交流人口の増加」であります。

準町民制度や観光大使、観光アドバイザー、地域おこし協力隊などの、中之条町に関わりを持っていただける、関係人口の増加に引き続き取り組んでまいります。

東京都港区、青山氏、岐阜県郡上市との交流をプロジェクトして推進し、議会とも連携した中で交流対策事業を実施してまいります。

スパトレイル〔四万t o 草津〕では、新型コロナウイルス感染症の影響により通常開催ではなく、「トレイル」プラス「地域観光」を組み合わせた、トレイルトリップツアーを実施することにより交流人口の増加と地域経済への波及を促しつつ、次回の通常大会開催へ繋げていきたいと考えております。

旧太子駅につきましては、国内最大の無蓋車収蔵公園となりました。今後、イベント等を開始し、集客に努め、地域振興を図ってまいりたいと思います。

次に、第4点目の「健康の増進」では、新型コロナウイルス感染症に対する感染防止対策を行いつつ、出産・育児から健康寿命の延伸まで、町民が生涯を通じて健康に生活を送れることを目的として、各種事業を実施いたします。

新型コロナウイルスワクチン接種については、町民の皆様が安心して、円滑かつ確実に3回目の接種が受けられるよう、その周知とともに万全な体制を対応してまいります。

積極的な勧奨を控えておりました、子宮頸がん予防ワクチンの接種が再開となるため、その周知にも努めます。

六合温泉医療センターに代わる新たな診療所の建設を行い、令和5年4月の開業に向け、事業を実施してまいります。

第5点目の「福祉の充実」では、少子化対策・子育て支援、高齢者・障害者支援など福祉サービスを積極的に展開し、「健やかで生き生きとしたまちづくり」に取り組めます。

移動困難者タクシー助成事業において、障害のある方には2冊目も無料としており、高齢者には500円券20枚の追加購入を認め、事業の拡充を図りたいと考えております。

また、新たに高齢者世帯に対し、エアコンの設置費用の一部を助成し、熱中症対策と適度な湿度湿度を確保し、室内での環境整備を図りたいと考えております。

第6点目の「財政の健全化」でございます。

中之条町の財政状況は、財政健全化判断比率等、各種財政指標においては健全性を保っているところでございますが、少子高齢化の進行や公共施設の老朽化対策等が重要な課題となっております。行政運営の効率化により健全財政の町づくりを推進するため、引き続き行財政の計画的・効率的な運営に取り組んでまいりたいと思っております。

また、安心・安全・快適な環境づくりとして、各行政区ごとに地域防災計画の策定を支援し、自主防災体制づくりを推進することとともに、防災フェアに代わり、自主防災組織での避難訓練等の実施を支援してまいります。ハザードマップの更新や被災者支援システムの導入により、災害発生時における被災者状況や避難行動要支援者支援に活用いたします。

地域の実情や時代に対応した集落の維持及び活性化対策を推進し、特色ある地域づくりを行うため、集落支援員を設置いたします。

土木費におきましては、道路が、我々の生活には欠かせない社会基盤であり、経済発生の基礎でもありますので、道路橋梁費においても所要の費用を見込ませていただいております。

消防費では、消防団員の団員報酬や出動報酬の見直しを行い、情報の一元化を図るため、IP無線を導入いたします。

デジタルトランスフォーメーションの推進関係では、自治体DXを推進し、国の示すガイドラインに沿うシステムの整備を行っていくとともに、「デジタル・ガバメント実行計画」における重要取組事項を実践し、行政手続のオンライン化により、住民の利便性の向上や行政業務の効率化を図ってまいります。

外部の人材を活用する地域活性化企業人制度により、企業で培われた人脈やノウハウ等の専門的知識を生かしたデジタル化の推進を進めてまいります。

自治体基盤クラウドシステムを導入し、住民票のコンビニでの交付や災害時の罹災証明書の発行、公共施設のオンラインでの予約を実施してまいります。また、電子決済システムにより、ペーパーレス化によるコスト削減や記入ミスの防止等を図ってまいります。

以上、重点施策を中心に令和4年度に予定している事業の概要を説明させていただきました。

新型コロナウイルスの新規感染者数は、一時は落ち着きを見せたものの、全国的に感染者が急増しており、依然として予断を許さない状況が続いております。人口減少社会の到来、気候変動や激甚化する自然災害、誰一人取り残さない社会の実現など、本町が対峙しているこの局面を切り開いていくには、多くの困難が待ち受けているものと思われまます。

豊かな自然・誇れる伝統・文化・歴史・先人が築かれたふるさとを、次世代へ引き継いでいくために、町民と行政が一体となって、これからも住み続けていきたい町となれるよう、全ての職員の知恵を結集し、議員のみなさんのご協力をいただきながら、心豊かなふるさと建設に取り組みたいと考えております。

改めて、町民の皆様をはじめ、議員各位のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げ、議案第1号の提案理由の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第2号 令和4年度中之条町国民健康保険特別会計予算について申し上げます。

令和4年度の予算額は、新型コロナウイルスの影響等により、国保の保険給付費が減少していることから、前年度比で1億2,200万円減額し、歳入歳出それぞれ19億7,800円とさせていただきます。

歳入では、1款国民健康保険税のほか、4款県支出金で、保険給付費が全額交付される保険給付費等交付金を、6款繰入金では保険基盤安定繰入金等を計上させていただきました。

歳出では、実績等を踏まえた2款保険給付費と、この保険給付費等を賄うために県へ納付する、3款国民健康保険事業納付金を計上いたしました。

また、市町村で実施する5款保険事業費では、特定健診及びデータヘルス事業の所要額をお願いし、被保険者の健康増進や疾病予防を引き続き積極的に行います。

最後に、この予算につきましては、国民健康保険運営協議会にご審議をいただいておりますことを申し添えさせていただきます。

次に、議案第3号 令和4年度中之条町後期高齢者医療特別会計予算について申し上げます。

後期高齢者医療制度は、群馬県後期高齢者医療連合会により運営がされており、町は保険料の徴収や申請などの窓口業務を行うこととなっております。

このようなことから、歳入では保険料の徴収額を見込み、歳出では徴収した保険料を広域連合へ納付するというものでございます。

令和4年度の予算額は、被保険者数の増加が見込まれることから、歳入歳出それぞれ前年度より1,500万円増額し、2億7,000万円とさせていただきました。

歳入では、保険料及び保険料軽減分の保険基盤安定繰入金等を見込み、歳出では保険料及び保険基盤安定負担金を納付するものとして、広域連合納付金を計上させていただきました。

次に、議案第4号 令和4年度中之条町介護保険特別会計予算について申し上げます。

令和4年度の予算額は、被保険者数がわずかに増加するものの、介護サービス、介護予防サービスの利用が若干減少し、総合事業でも減額が見込めるため、前年度比で2,300万円減額し、歳入歳出それぞれ19億8,100万円とさせていただきました。

地域包括ケアシステムの拠点として、町直営で運営しておりました地域包括支援センターの業務

を、より一層充実した相談体制や介護予防事業の包括的な支援を行うため、中之条町社会福祉協議会に委託します。町では、継続して介護予防を推進するとともに、認知症予防や医療と介護の連携などの地域包括ケア関連の事業展開をしてまいります。

歳入では、1款で保険料を、3款国庫支出金、4款支払基金交付金及び5款県支出金で、保険給付費に対して支払われる負担金並びに事業負担に伴う交付金を計上いたしました。

歳出では、2款保険給付費並びに3款地域支援事業費とともに、第8期介護保険事業会計の推進を基本とし、前年度の実績に基づき計上させていただきました。

なお、本予算案につきましては、介護保険運営審議会にご審議をいただいておりますことを申し添えさせていただきます。

次に、議案第5号 令和4年度中之条町四万へき地診療所事業特別会計予算について申し上げます。

令和4年度の予算でございますが、歳入歳出それぞれ、6,400万円とさせていただきます。

対前年では440万円の増額でございます。

主な理由といたしましては、歳入では、3款国庫支出金、4款県支出金のへき地診療所施設設備整備費補助金と、繰越金の増額によるものでございます。

また、歳出では、2款医業費、へき地診療所運営事業、17節備品購入費において、オンライン資格確認用のパソコン購入費や画像診断用システム等の医療用備品購入費が増額となっております。

続きまして、議案第6号 令和4年度中之条町介護老人保健施設ゆうあい荘事業特別会計予算について提案理由の説明を申し上げます。

令和4年度の予算額は、前年度より530万円減の歳入歳出それぞれ6億2,000万円とさせていただきます。

歳入では、入所及び通所サービス利用者の確保に努め、安定した介護報酬を得るためにさらなる情報収集と関連する施設との連携に取り組んでまいります。

また、施設を利用する方への安心安全なサービスを提供するため、施設修繕や備品の更新及び施設運営のために不足する財源として、繰入金を見込ませていただきました。

歳出では、引き続き経常経費の抑制に努めるとともに、利用者を第一に考え、施設設備の修繕及び介護用備品等の更新を行い、より質の高いサービスの提供と、リハビリテーションの充実に努め、利用者の在宅での生活の維持や、在宅への復帰を支援していきたいと考えております。

なお、本予算につきましては、中之条町介護老人保健施設ゆうあい荘運営協議会においてご審議をいただいておりますことを申し添えさせていただきます。

続きまして、議案第7号 令和4年度中之条町簡易水道事業特別会計予算について申し上げます。

六合地区の簡易水道につきましては、安全で良質な水を安定的に供給できるよう施設の管理を行

うもので、歳入歳出それぞれ5,700万円とさせていただきました。

対前年では470万円の減額でございます。

主な財源といたしましては、使用料2,160万1,000円、一般会計からの繰入金3,200万円を充てるものでございます。

次に、歳出の主な内容ですが、総務費では人件費及び簡易水道の維持管理に要する費用など3,620万8,000円を計上させていただきました。

事業費につきましては、南部簡易水道及び湯久保小水道の配水管老朽化に伴う更新工事、1,190万円を計上させていただきました。

公債費につきましては、626万3,000円とし、簡易水道事業に充当した町債の償還に充てるものでございます。

続きまして、議案第8号 令和4年度中之条町下水道事業特別会計予算について申し上げます。

下水道事業といたしましては、清潔で快適な生活環境の確保と河川などの水質保全を目的として、施設や管路などの維持管理に努めております。

令和4年度につきましては、前年比102.2%で、歳入歳出予算の総額を5億5,200万円とさせていただきました。

この主な財源といたしましては、使用料1億4,685万4,000円、他会計繰入金2億8,800万円、町債8,150万円などを充てるものでございます。

次に、歳出の内容でございますが、下水道費は総額を1億9,048万9,000円とし、このうち公共下水道費では、令和5年度からの公営企業会計へ移行していくための業務委託料、中之条処理区の管理費用及び改築更新事業などを計上し、1億3,162万4,000円をお願いするものでございます。

次に、特定環境保全公共下水道費では、四万・沢渡処理区、横尾地区の管理費及び四万処理区の改築更新事業などを計上し、5,886万5,000円をお願いするものでございます。

公債費につきましては、3億5,858万8,000円とし、公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業に充当した町債の償還に充てるものでございます。

続きまして、議案第9号 令和4年度中之条町農業集落排水事業特別会計予算について申し上げます。

農業集落排水事業及び個別合併処理浄化槽管理事業等につきましても下水道と同様、清潔で快適な生活環境の確保と河川などの水質保全を図っているところでございます。

令和4年度も引き続き、下沢渡地区ほか3地区の農業集落排水施設と、町が設置した合併浄化槽を適切に管理するためのもので、歳入歳出予算の増額を3億4,000万円とするものでございます。

この主な財源といたしましては、使用料3,943万1,000円、他会計繰入金2億3,288万5,000円、町債5,730万円などを充てるものでございます。

次に、歳出の主な内容でございますが、農業集落排水費では4地区の管理費として6,702万円を

計上し、下水道事業と同様に公営企業会計へ移行していくための業務委託、大塚・平地区の管路台帳整備業務及び折田・山田地区では管渠清掃を予定しております。

個別排水費では、町が設置した合併浄化槽管理費として1,068万9,000円をお願いするものでございます。

公債費につきましては2億6,107万8,000円とし、農業集落排水施設整備事業及び個別排水処理施設整備事業に充当した町債の償還に充てるものでございます。

続きまして、議案第10号 令和4年度中之条町発電事業特別会計予算について申し上げます。

本会計は、太陽光発電施設3か所、小水力発電施設1か所の施設管理と売電による経理などを行うもので、歳入歳出予算の総額は4億1,000万円でございます。

歳入では、その大半を占める売電収入のほか、3つの太陽光発電所のパワーコンディショナーのメンテナンス費用に係る発電基金からの繰入金及び繰越金などを計上させていただいております。

歳出では、太陽光発電事業費において、リース料、発電保証料、発電施設の管理委託及び維持管理費、一般会計への繰出金などを計上し、小水力発電事業費では発電機器の5年次点検の費用などを計上し、ガーデンズほか農業3施設の電気代として一般会計へ、農業集落排水特別会計への繰出金などを見込ませていただいております。

また、撤去費用に係る経費につきましては、計画的に発電基金への積立金を計上させていただきました。

次に、議案第11号 令和4年度中之条町自動車教習所事業会計予算について提案理由の説明を申し上げます。

本予算は、第2条業務の予定量(3)の年間入所予定人員を260名と設定させていただきました。

次に、第3条の収益的収入及び支出の予定額を、事業収益9,586万円、事業費用9,611万7,000円と定めさせていただきました。

次に、第4条の資本的収入及び支出の予定額は収入はなく、支出は予備費を計上いたしました。

なお、支出に対して不足する額は、過年度分損益勘定留保資金で補填するものでございます。

また、第6条の他会計からの補助金といたしまして、デマンドバス運営補助金750万円を計上いたしました。

以上概要を申し上げますが、本予算につきましては、2月18日に開催された自動車教習所運営委員会に諮り、ご承認をいただいていることを申し添えさせていただきます。

続きまして、議案第12号 令和4年度中之条町水道事業会計予算について申し上げます。

上水道は、生活に必要なライフラインであり、安全で安心できる水道水を安定的に供給できるよう、適切な施設の整備と維持管理に努めております。

近年の水道事業は、給水人口の減少や節水器具の普及などにより、水の需要が年々減少傾向になっております。

まず、業務予定量を申し上げますと、年間総給水量は前年比97.7%の127万8,000立方メートルを見込んでおります。

次に、建設改良費につきましては、大塚地内導水管布設替工事ほか3工事を予定しております。

水道事業収益は2億6,177万3,000円、水道事業費用は2億4,640万6,000円を予定しております。

次に、資本的収入及び支出であります。工事負担金などの収入は見込めませんが、設備投資は必要不可欠であることから、支出の総額を1億3,901万4,000円とし、建設改良費は9,000万円、企業債償還金は4,401万4,000円を予定しております。

収入支出において不足する額1億3,901万4,000円は、当年度分消費税資本的収支調整額818万1,000円、当年度分損益勘定留保資金1億534万4,000円及び建設改良積立金2,548万9,000円で補填するものでございます。

次に、議案第13号 令和4年度中之条町簡易水道事業会計予算につきまして申し上げます。

簡易水道事業は施設が8か所あり、小規模ゆえに維持管理の難しさがありますが、生活に必要なライフラインとして、安全で安心な水道水を安定的に供給できるよう、適切な施設の整備と管理に努めております。

まず、業務予定量を申し上げますと、年間総給水量は前年比99.4%の60万6,000立方メートルを見込んでおります。

次に、建設改良事業につきましては、岩本簡易水道老朽管布設替工事ほか4工事を予定しております。

水道事業収益は1億2,951万6,000円、水道事業費用は1億3,138万4,000円を予定しております。

次に、資本的収入及び支出であります。収入では一般会計からの起債償還金に対する出資金及び建設改良工事に対する建設補助金などを見込み、総額3,853万2,000円を予定しております。

また、支出では総額1億2,083万6,000円とし、建設改良費用は8,200万円、企業債償還金は3,383万6,000円を予定しております。

収入支出において不足する額8,230万4,000円は、当年度分消費税資本的収支調整額395万1,000円、当年度分損益勘定留保資金4,788万5,000円及び、建設改良積立金3,046万8,000円で補填するものでございます。

以上申し上げます。議案第1号から議案第13号までの提案説明とさせていただきます。ご審議いただき、ご議決を賜りますようによろしくお願い申し上げます。

○議長（山本隆雄）提案理由の説明が終わりました。

説明の途中ですが、換気のため暫時休憩といたします。再開は10時50分といたします。

（休憩 自午前10時34分 至午前10時50分）

○議長（山本隆雄）再開します。

これより補足の説明を求めます。

最初に、一般会計予算の総体的事項と歳入について説明を求めます。総務課長

(議案第1号について、総務課長補足説明)

○議長(山本隆雄) 続いて、歳出に移りますが、1款議会費からページを追って、担当課長から補足説明をお願いします。

1款議会費について、議会事務局長

(第1款について、議会事務局長補足説明)

(第2款について、総務課長補足説明)

(第2款について、企画政策課長補足説明)

(第2款について、会計課長補足説明)

(第2款について、総務課長補足説明)

(第2款について、企画政策課長補足説明)

(第2款について、住民福祉課長補足説明)

(第2款について、企画政策課長補足説明)

(第2款について、六合振興課長補足説明)

(第2款について、企画政策課長補足説明)

(第2款について、六合振興課長補足説明)

(第2款について、生涯学習課長補足説明)

(第2款について、企画政策課長補足説明)

(第2款について、観光商工課長補足説明)

(第2款について、企画政策課長補足説明)

(第2款について、総務課長補足説明)

(第2款について、税務課長補足説明)

(第2款について、住民福祉課長補足説明)

(第2款について、総務課長補足説明)

(第2款について、企画政策課長補足説明)

(第2款について、監査事務局長補足説明)

(第3款について、住民福祉課長補足説明)

(第3款について、六合振興課長補足説明)

(第3款について、住民福祉課長補足説明)

(第3款について、こども未来課長補足説明)

(第3款について、住民福祉課長補足説明)

(第3款について、こども未来課長補足説明)

(第3款について、住民福祉課長補足説明)

- (第4款について、保健環境課長補足説明)
- (第5款について、観光商工課長補足説明)
- (第6款について、農林課長補足説明)
- (第6款について、六合振興課長補足説明)
- (第6款について、農林課長補足説明)
- (第6款について、花のまちづくり課長補足説明)
- (第6款について、農林課長補足説明)
- (第6款について、六合振興課長補足説明)
- (第7款について、観光商工課長補足説明)
- (第7款について、六合振興課長補足説明)
- (第7款について、観光商工課長補足説明)
- (第7款について、六合振興課長補足説明)
- (第7款について、観光商工課長補足説明)
- (第7款について、企画政策課長補足説明)

○議長（山本隆雄）説明の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。再開は、午後1時とします。

（休憩 自午後零時03分 至午後1時00分）

○議長（山本隆雄）再開します。

#### 8款土木費、建設課長

- (第8款について、建設課長補足説明)
- (第9款について、総務課長補足説明)
- (第10款について、こども未来課長補足説明)
- (第10款について、生涯学習課長補足説明)
- (第10款について、住民福祉課長補足説明)
- (第10款について、生涯学習課長補足説明)
- (第10款について、こども未来課長補足説明)
- (第11款から第13款について、総務課長補足説明)

○議長（山本隆雄）議案第2号から第4号、住民福祉課長  
(議案第2号から議案第4号について、住民福祉課長補足説明)

○議長（山本隆雄）続いて、議案第5号、保健環境課長  
(議案第5号について、保健環境課長補足説明)

○議長（山本隆雄）議案第6号、住民福祉課長  
(議案第6号について、住民福祉課長補足説明)

○議長（山本隆雄）続いて、議案第7号、六合振興課長

(議案第7号について、六合振興課長補足説明)

○議長(山本隆雄) 議案第8号、第9号、上下水道課長

(議案第8号及び第9号について、上下水道課長補足説明)

○議長(山本隆雄) 議案第10号、企画政策課長

(議案第10号について、企画財政課長補足説明)

○議長(山本隆雄) 議案第11号、自動車教習所長

(議案第11号について、自動車教習所長補足説明)

○議長(山本隆雄) 議案第12号、第13号、上下水道課長

(議案第12号及び第13号について、上下水道課長補足説明)

○議長(山本隆雄) 以上で補足説明が終わりました。

日程第3として、ただいま審議中の議案第1号から第13号につきましては、予算決算審査特別委員会に付託の上、審査することにしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(山本隆雄) 異議なしと認め、議案第1号から第13号について、予算決算審査特別委員会に付託の上、審査することに決定しました。

ここで、換気のため暫時休憩とします。再開は2時15分とします。

(休憩 自午後1時59分 至午後2時15分)

○議長(山本隆雄) 再開します。

○

- ◎ 議案第14号 令和3年度中之条町一般会計補正予算(第12号)
- ◎ 議案第15号 令和3年度中之条町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- ◎ 議案第16号 令和3年度中之条町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- ◎ 議案第17号 令和3年度中之条町介護保険特別会計補正予算(第3号)
- ◎ 議案第18号 令和3年度中之条町介護老人保健施設ゆうあい荘事業特別会計補正予算(第1号)
- ◎ 議案第19号 令和3年度中之条町下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- ◎ 議案第20号 令和3年度中之条町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)
- ◎ 議案第21号 令和3年度中之条町発電事業特別会計補正予算(第2号)
- ◎ 議案第22号 令和3年度中之条町上水道事業特別会計補正予算(第2号)
- ◎ 議案第23号 令和3年度中之条町簡易水道事業会計補正予算(第1号)

○議長(山本隆雄) 日程第4、議案第14号から第23号を一括議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。町長

○町長(伊能正夫) それでは、日程に従いまして、議案第14号から議案第23号まで提案理由の説明を

申し上げます。

まず、議案第14号 令和3年度中之条町一般会計補正予算（第12号）について申し上げます。

今回お願いをいたします補正予算の内容であります。主に年度末を迎えたことから、歳入にあつては収入見込額、また歳出にあつてもそれぞれの事業費の確定や執行の整理、財源更正による補正をお願いしたいものでございます。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響により、事業費が減額となるものは43事業、約7,300万円ほどの減となります。

補正をお願いする額は、歳入歳出それぞれ2億2,811万3,000円を増額し、補正後の予算総額をそれぞれ108億2,098万2,000円にいたしたいというものでございます。

歳入では、主に町税、地方交付税、財産収入、寄附金及び繰越金を増額し、使用料及び手数料、県支出金、繰入金を減額させていただきました。

次に、歳出でございますが、歳出予算の主な事業について申し上げます。

まず、2款の総務費であります。財産管理費、普通財産管理事業において、旧西中学校の消火栓設備の修繕費用と旧入山小学校の解体に伴う廃棄物の処理に関する費用を計上しております。

地域づくり推進事業費、ふるさと納税事業では、今年度の寄附金の見込み額から、係る費用の増額をお願いしております。

4款衛生費では、六合温泉医療センター運営費におきまして、決算において赤字が見込まれることから、委託料の増額をお願いしております。また、令和4年度に予定しております、六合診療所の建設予定地であります旧入山小学校への進入路の改良工事に係る費用を見込ませていただきました。

また、今回の補正予算にあたり、繰越明許費及び地方債の補正についてもお願いしているところでございます。

続きまして、議案第15号 令和3年度中之条町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について申し上げます。

今回補正をお願いいたします補正予算の内容であります。特別会計においても一般会計と同様に年度末を迎えたことから、歳入にあつては歳入見込額、歳出にあつても事業実績見込額による執行の整理、また財源更正による補正をお願いしたいものでございます。

補正をお願いする額は、歳入歳出それぞれ1億1,131万6,000円を減額し、総額をそれぞれ20億885万8,000円としたいものであります。

歳入では、4款県支出金、6款繰入金を減額し、5款において国民健康保険基金利子を増額させていただきました。

次の歳出では、2款保険給付費を給付費の実績見込みにより減額し、6款基金積立金では国民健康保険基金として活用するために、利子及び剰余金の積立てをお願いしたいものでございます。

続きまして、議案第16号 令和3年度中之条町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について申し上げます。

今回補正をお願いする額は、歳入歳出それぞれ283万6,000円を減額し、総額をそれぞれ2億4,646万9,000円としたいものであります。

歳入では、実績見込みにより、1款保険料を減額、5款諸収入で増額をお願いするものであります。

歳出では、2款後期高齢者医療広域連合納付金を減額させていただきました。

続いて、議案第17号 令和3年度中之条町介護保険特別会計補正予算（第3号）について申し上げます。

今回補正をお願いする額は、歳入歳出それぞれ7,220万6,000円を減額し、総額を19億7,874万2,000円としたいというものでございます。

保険事業勘定の歳入では、1款保険料、3款国庫支出金、6款財産収入及び9款諸収入を実績見込みにより増額を、4款支払基金交付金、5款県支出金、7款繰入金及び8款繰越金について実績見込みにより減額をお願いしたいものでございます。

歳出では、2款保険給付費、3款地域支援事業費ともに事業の実績見込みにより減額を、4款基金積立金で利子分を増額し、5款諸支出金では前年度県負担金返還金に不足が生じたので増額をお願いしたいものでございます。

続きまして、議案第18号 令和3年度中之条町介護老人保健施設ゆうあい荘事業特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

今回補正をお願いする額は、歳入歳出それぞれ494万8,000円を増額し、総額を6億3,024万8,000円にしたいというものでございます。

歳出では、1款総務費のうち人件費と庁用車の経費を減額し、ゆうあい荘運営管理事業で灯油の高騰により燃料費の増額を、また新型コロナウイルス感染症対策として、施設内に隔離できる居室を確保するための修繕料の増額をお願いするものでございます。

2款サービス事業費では、業務委託料に不足が生じる見込みですので、増額をお願いしたいものでございます。

歳出では、不足する財源を補うため、繰越金の増額をお願いしたいものでございます。

次に、議案第19号 令和3年度中之条町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について提案理由の説明を申し上げます。

今回補正をお願いする金額は、歳入歳出それぞれ274万6,000円を減額し、予算の総額を5億4,422万4,000円にいたしたいというものであります。

歳入では、使用料、繰入金及び町債の減額をお願いするものでございます。

また、歳出において、公共下水道費では職員手当の制度改正に伴う人件費の減額及び中之条処理

区における施設修繕の増額をお願いし、特定環境保全公共下水道費では沢渡、横尾処理区の修繕料及び四万改築更新工事費の確定による減額等をお願いするものでございます。

続きまして、議案第20号 令和3年度中之条町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について提案理由の説明を申し上げます。

今回補正をお願いする額は、歳入歳出それぞれ4万8,000円を減額し、予算の総額を3億4,712万8,000円にいたしたいというものでございます。

歳入では、使用料を減額して、他会計繰入金を増額をお願いし、歳出では職員手当の制度改正に伴う人件費の減額をお願いするものでございます。

続きまして、議案第21号 令和3年度中之条町発電事業特別会計補正予算（第2号）につきまして申し上げます。

今回補正をお願いする額は、歳入歳出それぞれ330万円を追加し、総額を3億9,453万9,000円とするものであります。

歳入では、太陽光発電事業及び小水力発電事業におきまして、売電収入の増額を計上させていただきました。

歳出では、事業費の確定による各事業の精算と、精算に伴う発電基金積立金の増額を計上させていただきました。

次に、議案第22号 令和3年度中之条町上水道事業会計補正予算（第2号）について提案理由の説明を申し上げます。

今回補正をお願いする額は、収益的支出における水道事業費用を27万7,000円減額し、予算の総額を2億3,839万6,000円にいたしたいというものでございます。

また、予算第6条に定めた経費の金額について、職員の異動や手当の制度改正に伴う職員給与費を27万7,000円減額し、2,951万1,000円にいたしたいというものでございます。

続きまして、議案第23号 令和3年度中之条町簡易水道事業会計補正予算（第1号）について提案理由の説明を申し上げます。

今回補正をお願いする額は、収益的支出における水道事業費用を18万4,000円減額し、予算の総額を1億2,977万2,000円にいたしたいというものであります。

次に、資本的収入では、岩本簡易水道老朽管布設替工事において、補助額算定の対象額を変更したため、企業債及び補助金の合計382万1,000円の増額をお願いするものであります。

収入額が支出額に対し不足する額6,296万8,000円は、当年度分消費税資本的収支調整額及び建設改良積立金で補填をするものでございます。

また、予算第7条に定めた経費の金額について、職員の異動や手当の制度改正に伴う職員給与費を18万4,000円減額し、1,967万9,000円にいたしたいというものでございます。

以上申し上げ、議案第14号から議案第23号までの提案説明とさせていただきます。ご審議の上、

ご議決を賜りますようによろしくお願いいたします。

○議長（山本隆雄）提案理由の説明が終わりました。

続いて、補足説明がありましたら、お願いします。

議案第14号、総務課長

（議案第14号について、総務課長補足説明）

○議長（山本隆雄）続いて、議案第18号、住民福祉課長

（議案第18号について、住民福祉課長補足説明）

○議長（山本隆雄）補足説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

ご質疑願います。12番、剣持さん

○12番（剣持秀喜）総務課長の先ほどの説明の中で、西吾妻福祉病院の組合負担金調整金981万8,000円の減額、ここのところちょっとよく聞き取れなかったのですけれども、長野原町からどうのこうのというあれだったと思うのですけれども、内容的には理解しているのですけれども、これがなんか廃止になったというようなニュアンスでちょっと聞き取れたのですけれども、ちょっと全く聞いてなかったもので、どういうことかももう一度説明いただきたいのです。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）今回補正減をさせていただいた件でございますけれども、概略について私が説明をさせていただいて、その後担当課長から説明をさせていただきたいと思えます。

剣持議員もご承知だと思いますけれども、六合温泉医療センターがございました。その後西吾妻福祉病院を建設するということになりました。当時六合温泉医療センターは入院施設もあったということでございまして、その入院施設の入院患者が減るというようなこともあって、調整をするために長野原町が負担金の半分、1,000分の86の半分、これを負担してくれるということになって、ずっと来たわけでございますけれども、ご承知のとおり六合温泉医療センターの形態が変わりました。今残っているのは診療所だけということでございますので、その契約の前の状態に戻ったということでございまして、長野原町ではもう負担はできないので、ぜひ減免といいますか、免除していただきたいという申出がございました。これについては、委員会のほうには話をさせていただいて、委員長報告でみなさんのところにはいつているかなというふうに思いますが、そんな状況でございます。もし詳しいことがあったら、保健環境課長のほうから説明をさせていただきます。

（「結構です。分かりました」の声）

○町長（伊能正夫）すみません。

○議長（山本隆雄）よろしいですか。

ほかにございませんか。13番、山本さん

○13番（山本日出男）入山小学校の廃棄物の件でちょっとお聞きしたいのですけれども、2日間に渡

ってみなさんに処分してもらったのですけれども、まだ800万のものが残っていたわけですよ。この中には図書館があったりして、本が結構あると思うのですけれども、その2日間の経緯についてちょっと説明してもらいたいです。結構な人数が来たというのですけれども、1円、10円で一応売買したって話聞いているのですけれども、その経緯についてちょっと説明をお願いします。

○議長（山本隆雄）総務課長

○総務課長（篠原良春）それでは、入山小学校の備品なり図書の処分につきまして説明させていただきます。

平成20年4月に廃校となった入山小学校、今回解体するということになりまして、その中の備品関係ですか、について処分をしなくてはならないということで、町なり学校で必要なものについてはまず最初に持ち出しをしていただいたところでありまして。その後、これは全部業者をお願いして、廃棄処分という形になると、産廃となってしまいますので、相当の費用がかかるというところから、地元の住民の方にもしご利用いただけるならというところで、呼びかけをさせていただきました。備品関係につきましても全て耐用年数を超えているということで、残存価格とすると1円という形になっておりますので、図書については1円、椅子等の軽微な備品については10円、それと机等のちょっと大き目な備品については50円というところで、ただというわけにはいかないというところで、処分をお願いしたところでありまして。多くの方々に来ていただいて、持ち出しなり地区なり、ご自分の自宅等で活用していただければというところでありまして。

今回お願いしております補正予算の800万円については、本なり、木くず、その他のものということで、全部で37トンのものを業者のほうに見積もっていただいて、今回この費用とさせていただきます。実際のところ、その後また処分ができるものについては、町のほうでも処分させていただきます。できるだけ費用の圧縮には努めたいというところがございます。

○議長（山本隆雄）13番、山本さん

○13番（山本日出男）ありがとうございます。私は、もう一回ぐらいなんかやってもらったほうがいいかなと思っているのですけれども、もしかしたら100万、200万のものが処分できるかなと思うのですけれども、雪もなくなって非常にいい季節になったのです。それで、恐らく本を持っていった人あまりいないと思うのですけれども、本も結構あるのです。それで、年に1回地区の小学生が資源ごみで回収しているのです。そのときに各家庭で段ボールとか新聞紙とかみんなためておいてもらって、みんな出してもらって、集めて、それで売っているのです。それで結構5万、10万なっているのですけれども、ただ処分にして金を払うよりは資源ごみとすれば金はもらえるわけなのですけれども、何かそのへんも一回考えてもらいたいと思うのです、できれば。そのほうが有効利用できると思うのですけれども。それと、あとだから何かもしあれならちょっと開放しておいて、必要な人は持って行ってやってもらったほうがいいと思うのですけれども、恐らく見積りか何かもらって、大体800万円ぐらいになるということですよ。そうすれば持っていったものをそこから

引けばいいのですから、できるだけ800万円という金は非常に大金なのですけれども、できるだけそのへんはちょっと経費を削減できればと思っています。検討できれば検討してください。お願いします。

○議長（山本隆雄）ほかにございませんか。

（発言する人なし）

○議長（山本隆雄）別段ないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。

ただちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（山本隆雄）異議なしと認め、採決に入ります。

この際申し上げます。本日の議案の採決は、起立により行いますが、起立しない議員は本案に対し反対とみなすことにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（山本隆雄）異議なしと認め、直ちに採決に入ります。

採決は、個々の議案ごとに行います。

最初に、議案第14号 令和3年度中之条町一般会計補正予算（第12号）について採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山本隆雄）起立全員であります。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号 令和3年度中之条町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山本隆雄）起立全員であります。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号 令和3年度中之条町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山本隆雄）起立全員であります。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号 令和3年度中之条町介護保険特別会計補正予算（第3号）について採決し

ます。

本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（山本隆雄）起立全員であります。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号 令和3年度中之条町介護老人保健施設ゆうあい荘事業特別会計補正予算（第1号）について採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（山本隆雄）起立全員であります。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号 令和3年度中之条町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（山本隆雄）起立全員であります。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号 令和3年度中之条町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（山本隆雄）起立全員であります。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号 令和3年度中之条町発電事業特別会計補正予算（第2号）について採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（山本隆雄）起立全員であります。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号 令和3年度中之条町上水道事業会計補正予算（第2号）について採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（山本隆雄）起立全員であります。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第23号 令和3年度中之条町簡易水道事業会計補正予算（第1号）について採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山本隆雄）起立全員であります。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

○

- ◎ 議案第24号 中之条町課設置条例の一部改正について
- ◎ 議案第25号 中之条町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- ◎ 議案第26号 中之条町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- ◎ 議案第27号 中之条町財政調整基金条例の一部改正について
- ◎ 議案第28号 中之条町消防団条例の一部改正について
- ◎ 議案第29号 中之条町防災行政無線施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- ◎ 議案第30号 中之条町議会議員及び中之条町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について
- ◎ 議案第31号 中之条町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
- ◎ 議案第32号 中之条町国民健康保険税条例の一部改正について
- ◎ 議案第33号 中之条町農業公園設置及び管理に関する条例の一部改正について
- ◎ 議案第34号 中之条町小口資金融資促進条例の一部改正について
- ◎ 議案第35号 中之条町道路占用料徴収条例の一部改正するについて
- ◎ 議案第36号 中之条町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
- ◎ 議案第37号 中之条町上水道事業給水条例の一部改正について
- ◎ 議案第38号 中之条町簡易水道事業給水条例の一部改正について
- ◎ 議案第39号 中之条町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○議長（山本隆雄）日程第5、議案第24号から第39号を一括議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。町長

○町長（伊能正夫）それでは、日程に従いまして、議案第24号から議案第39号につきまして提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第24号 中之条町課設置条例の一部改正では、上下水道課を企業課に変更し、太陽光

発電と小水力発電の事業について、企画政策課から移管し、事業の効率化を図りたいことから、一部改正をお願いしたいものであります。

企画政策課におきましては、DXの推進に係る業務が増加していくものと思われまじし、発電事業においては、施設等の現場管理や収益事業における財務処理等、効率的な事業執行において現在の上下水道課への移管がふさわしいものと考えております。

令和4年度より上下水道課において、上下水道に係る業務以外についても所管、公営企業会計業務の一元化を図りたいことから、企業課に変更したいものでございます。

続きまして、議案第25号 中之条町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について申し上げます。

中之条町職員の年次有給休暇の付与等につきましては、現在暦年での処理となっておりますが、これを年度に切り替えたいことから、一部改正をお願いしたいものでございます。

続きまして、議案第26号 中之条町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について申し上げます。

育児・介護休業法の改正によりまして、国の妊娠・出産・育児等と仕事の両立を支援するための措置に合わせ、一部改正をお願いしたいものでございます。

非常勤職員における1年以上の任用期間の制限の撤廃や育児休業の取得に係る意向調査や請求が円滑に行われるよう、環境整備に関する措置を加えたものとなっております。

続きまして、議案第27号 中之条町財政調整基金条例の一部改正につきまして申し上げます。

財政調整基金への積立てについては、現在10万円以上とすると規定されておりますが、地方財政法第7条に沿った規定に改め、予算計上によらず、決算剰余金を財政調整基金への積立てを可能としたいものであり、一部改正をお願いするものでございます。

続きまして、議案第28号 中之条町消防団条例の一部改正につきまして申し上げます。

中之条町消防団員の定数につきましては、実情に合わせ11人を減じたいものでございます。

団員の任命につきましては、現在「町内に居住し、又は勤務するものの中から団長が任命する」と規定されておりますが、家庭の事情等により住所を移さなければならない状況もあろうかと思っております。消防団活動が可能な範囲において、引き続き中之条町消防団員として町外からの出勤も可能としたいことから、一部改正をお願いしたいものでございます。

団員の報酬及び費用弁償につきましては、副団長の業務増と消防庁から団員の処遇改善に基づく通知や近隣の町村の動向等を勘案し、一部改正をお願いしたいものとなっております。

なお、今回の改正内容につきましては、中之条町消防委員会に諮問し、ご審議をいただいておりますことを申し添えさせていただきます。

続きまして、議案第29号 中之条町防災行政無線施設の設置及び管理に関する条例の一部改正につきまして申し上げます。

防災行政無線における戸別受信装置について、会社や工場、事務所等の一般世帯に属さないものにつきましては、有償にて譲渡することとしておりますが、企業等の負担の軽減を図るため、その負担割合を2分の1とし、既に設置されている場合は無償で交換できることとしたいことから、一部改正をお願いしたいものでございます。

続きまして、議案第30号 中之条町議会議員及び中之条町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定につきまして申し上げます。

公職選挙法の一部が改正され、立候補者の選挙運動費用の一部を公費で負担する選挙運動費用の行為負担制度が拡大されました。

町では、資産の多少にかかわらず立候補や選挙運動の機会を保てるようにするため、選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成、選挙運動用ポスターの作成について、立候補者の選挙運動費用の一部を負担することとしたいことから、条例を制定したいものであります。

続きまして、議案第31号 中之条町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について提案理由の説明を申し上げます。

本条例は、個人番号の利用の範囲及び特定個人情報の提供について、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に基づき、個人番号の利用、特定個人情報の提供について本庁が独自事務として条例に定めることと規定されております。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う本条例の整備及び町独自事務の種類を明確にし、町民の利便性の向上を図り、行政運営の簡素化や効率化を進めていきたいものでございます。

次に、議案第32号 中之条町国民健康保険税条例の一部改正について提案理由の説明を申し上げます。

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律が令和3年6月11日に交付され、それに伴い関係政令の整備等に関する政令が令和3年9月10日に公布されましたので、中之条町国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。

改正内容は、未就学児の被保険者均等割減額についての規定の新設及び所要の規定を整備するもので、均等割の減額割合は5割となっております。

続きまして、議案第33号 中之条町農業公園設置及び管理に関する条例の一部改正について申し上げます。

改正の内容は、現在中之条町農業公園設置及び管理に関する条例第11条別表第1に定められている調理実習室の使用料について、この表から分離させ、町民、町外並びに時間の区分を設け、新たな設定（別表第2）で対応してまいるのでございます。

併せて、別表第1で定める会議室（1）、会議室（2）について、現在パーティションにより会議室（1）と分けている会議室2を職員休憩室に充てているため、会議室（2）を削除し、会議室

(1)のみを会議室と名称変更して、今後貸し出ししていくことをお願いするものでございます。

続きまして、議案第34号 中之条町小口資金融資促進条例の一部改正について申し上げます。

本条例につきましては、県の指導により平成15年度からの1年間に限った借換えの暫定措置の延長に伴い、毎年一部改正をお願いしてきたところでありますが、今回も引き続き1年間延長する旨の指導が県よりありましたので、条例の改正をお願いするものでございます。

次に、議案第35号 中之条町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

今回お願いいたします改正につきましては、道路法施行令の一部を改正する政令が、令和2年4月から施行されたことにより、国道占用料の額が改定されたことを受けまして、県に準じ、町でも占用料の増額を改正するものであります。

続きまして、議案第36号 中之条町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について申し上げます。

今回お願いいたします条例の一部改正は、町の機構改革に伴い、第3条について課の名称変更を行うもので、また別表の総計について訂正を行うものでございます。

続きまして、議案第37号 中之条町上水道事業給水条例の一部改正について申し上げます。

今回お願いいたします条例の一部改正は、第14条、給水装置の所有者の代理人について、給水装置の所有者が町内に居住しない場合、町内に居住する代理人を置くことが定められておりましたが、町外居住の所有者が多くなっているため、改正を行うものであります。

また、第26条、特別な場合における料金の算定について、上下水道条例施行令施行規則第35条、月の途中における使用料の特例と合わせるため、条例の改正を行うものでございます。

続きまして、議案第38号 中之条町簡易水道事業給水条例の一部改正について申し上げます。

内容については、先ほどの議案第37号で提案した内容と同様で、第14条及び第26条について変更を行うものでございます。

続きまして、議案第39号 中之条町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

現在体育施設として管理しております沢田第2体育館、旧沢田小学校体育館ですが、体育施設以外の用途で使用するため、中之条町体育施設の設置及び管理に関する条例より削除するものでございます。

以上申し上げまして、議案第24号から議案第39号までの提案説明とさせていただきます。ご審議上、ご議決を賜りますようによろしくお願いいたします。

○議長（山本隆雄）提案理由の説明が終わりました。

続いて、補足説明がありましたらお願いします。

議案第24号から第30号、総務課長

(議案第24号から第30号について、総務課長補足説明)

○議長(山本隆雄) 議案第31号、企画政策課長

(議案第31号について、企画政策課長補足説明)

○議長(山本隆雄) 補足説明が終わりました。

ただいま審議中の議案第24号から第39号までにつきましては、審議の都合上、本日はこれまでとします。

ここで換気のため、暫時休憩といたします。再開は3時25分といたします。

(休憩 自午後3時12分 至午後3時25分)

○議長(山本隆雄) 再開します。

○

◎ 議案第40号 群馬県市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について

○議長(山本隆雄) 日程第6、議案第40号 群馬県市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び規約の変更についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。町長

○町長(伊能正夫) それでは、議案第40号 群馬県市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について申し上げます。

効率的な公平委員会を運営するために、令和2年度から群馬県内の市町村、一部事務組合及び広域連合において共同設置しておりますが、令和4年度から新たに館林市の加入と組織団体の名称変更に伴い、規約の変更について議決をお願いしたいものでございます。

○議長(山本隆雄) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

ご質疑願います。

(発言する人なし)

○議長(山本隆雄) 別段ないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。

直ちに採決したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(山本隆雄) 異議ないものと認め、採決に入ります。

議案第40号 群馬県市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び規約の変更についてを採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（山本隆雄）起立全員であります。

よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

○

◎ 報告第 1号 専決処分の報告について

○議長（山本隆雄）日程第7、報告第1号を議題とします。

町長から報告を求めます。町長

○町長（伊能正夫）それでは、報告第1号 専決処分の報告について申し上げます。

群馬県市町村総合事務組合規約の一部改正につきまして、組織団体の名称変更等による組合規約の一部改正が必要となったもので、地方自治法第180条第1項の規定により、2月4日に専決処分させていただいたものであり、同条第2項の規定により報告するものでございます。

以上です。

○議長（山本隆雄）説明が終わりましたので、質疑に入ります。

ご質疑願います。

（発言する人なし）

○議長（山本隆雄）別段ございませんので、報告を終わります。

○

○議長（山本隆雄）以上で、本日予定しました日程は全て終了しました。

2日目の明日3日は午前9時30分から再開しますので、定刻までご参集願います。

本日はこれにて散会します。

（散会 午後3時28分）

令和4年第1回中之条町議会定例会 3月 定例会議 会議録 第2日

|  |            |                  |                  |                 |           |       |                  |                 |
|--|------------|------------------|------------------|-----------------|-----------|-------|------------------|-----------------|
| 招集年月日<br>(会議)  | 令和4年3月3日   |                  |                  |                 |           |       |                  |                 |
| 招集の場所  | 中之条町役場 議事堂 |                  |                  |                 |           |       |                  |                 |
| 開議<br>日時   | 開議         | 令和4年3月3日 午前9時30分 |                  |                 |           |       |                  |                 |
|  | 散会         | 令和4年3月3日 午後2時16分 |                  |                 |           |       |                  |                 |
| 応招ならびに<br>不応招議員<br>応招 15名<br>不応招 0名<br>出席ならび<br>に欠席議員<br>出席 15名<br>欠席 0名 | 議席<br>番号   | 氏名               | 応招・<br>不応招<br>の別 | 出席・<br>欠席の<br>別 | 議席<br>番号  | 氏名    | 応招・<br>不応招<br>の別 | 出席・<br>欠席の<br>別 |
|  | 1番         | 山田みどり            | 応招               | 出席              | 9番        | 安原 賢一 | 応招               | 出席              |
|  | 2番         | 佐藤 力也            | 〃                | 〃               | 10番       | 小栗 芳雄 | 〃                | 〃               |
|  | 3番         | 関 美香             | 〃                | 〃               | 11番       | 福田 弘明 | 〃                | 〃               |
|  | 4番         | 大場 壯次            | 〃                | 〃               | 12番       | 剣持 秀喜 | 〃                | 〃               |
|  | 5番         | 篠原 一美            | 〃                | 〃               | 13番       | 山本日出男 | 〃                | 〃               |
|  | 6番         | 富沢 重典            | 〃                | 〃               | 14番       | 齋藤 祐知 | 〃                | 〃               |
|  | 7番         | 関 常明             | 〃                | 〃               | 15番       | 山本 隆雄 | 〃                | 〃               |
|  | 8番         | 唐沢 清治            | 〃                | 〃               |           |       |                  |                 |
| 会議録署名議員  | 9番 安原 賢一   |                  | 10番 小栗 芳雄        |                 | 11番 福田 弘明 |       |                  |                 |
| 職務のため出席した者の<br>氏名  | 事務局長       |                  | 木暮 浩志            |                 | 書記        |       | 山田 行徳            |                 |
|  | 議事書記       |                  | 朝賀 浩             |                 | 書記        |       | 関 侑介             |                 |
|  | 議事書記       |                  | 鈴木 幸一            |                 |           |       |                  |                 |

|                             |        |        |           |       |
|-----------------------------|--------|--------|-----------|-------|
| 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名 | 町長     | 伊能 正夫  | 農林課長      | 小池 宏之 |
|                             | 副町長    | 野村 泰之  | 花のまちづくり課長 | 福田 義治 |
|                             | 教育長    | 宮崎 一   | 建設課長      | 関 洋太郎 |
|                             | 総務課長   | 篠原 良春  | 会計管理者     | 町田 岳彦 |
|                             | 企画政策課長 | 山本 嘉光  | 上下水道課長    | 山田 秀樹 |
|                             | 税務課長   | 生巢 孝子  | こども未来課長   | 倉林 敏明 |
|                             | 住民福祉課長 | 小板橋 千晶 | 生涯学習課長    | 富沢 洋  |
|                             | 保健環境課長 | 唐澤 伸子  | 六合振興課長    | 山本 俊之 |
|                             | 観光商工課長 | 永井 経行  | 教習所長      | —     |
| 議事日程                        | 別紙のとおり |        |           |       |
| 会議の経過                       | 別紙のとおり |        |           |       |

(令和 3 年 3 月 3 日 午前 9 時 3 0 分開議)

## 第 1 一般質問

## ◎ 開 議

○議長（山本隆雄） みなさん、おはようございます。

第 1 回定例会 3 月定例会議の本会議も本日で 2 日目となりました。新型コロナウイルス感染症対策として、会議において、マスクをつけたままはっきりと発言されますようお願いいたします。

また、体調管理のため水やお茶の水分補給を許可します。つきましては、傍聴者のみなさんについてもマスクの着用、体調管理のため水分補給をお願いいたします。

町政全般にわたる多くの一般質問が提出されており、会議は長時間になることが予測されます。新型コロナウイルス感染症拡大防止のための群馬県まん延防止等重点措置を実施すべき期間が延長される状況を鑑み、議員並びに執行部各位には会議の円滑な運営に格段のご協力をお願いします。

議会改革を進める中、議員へのタブレット配布を行いました。議案審査、調査等、3 月定例会議から議場内での使用を許可しています。

ただいまの出席議員は 15 名です。

これより本日の会議を開きます。

## ◎ 一般質問

○議長（山本隆雄） 日程第 1、一般質問を行います。

質問者をお願いしておきますが、議会基本条例第 6 条に規定する本会議における質疑質問は、論点を明確にするため、一問一答方式で行うこととされています。新型コロナウイルス感染症対策として、時間短縮を行います。答弁まで含めた時間で 45 分以内でお願いします。

最初のベルが残り 10 分、2 回目が残り 5 分、3 回目が残り 1 分です。

登壇を省略して、自席で質問を行ってください。また、執行部も最初から自席でお願いします。

基本条例第 6 条第 2 項において、議員の質問に対し、議長の許可を得て論点または争点を明確にするため、反問することができることとされましたので、議員と執行部の活発な質問により、よりよいまちづくりを目指した議論をお願いします。

一般質問の通告のあった 5 名の議員について、あらかじめくじ引きで決定した順序により質問を許可します。

最初に、大場壯次さんの質問を許可します。大場壯次さん、自席でお願いします。4 番、大場さん

○4 番（大場壯次）おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に従い 3 月の定

例会の一般質問をさせていただきます。

質問の内容は、1点目、土砂災害について、2点目、用地の利用について、3点目、新型コロナウイルス感染について伺います。

1点目の土砂災害について質問します。五反田土砂崩壊現場はその後どのようなようになったのか。また、崩壊した原因やそれに対する二次災害防止措置がなされていたのかをお伺いします。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）みなさん、おはようございます。それでは、大場議員のご質問に対して、お答えをさせていただきますと思います。

この質問は、12月議会にも同じような内容で質問がございました。そのときに土地所有者の安全確認を実施していくという答弁をさせていただきました。その後、担当が出向いて埋立地へ再度現場確認をさせていただき、所有者の確認もしておりますので、詳細につきましては、担当課長から報告をさせていただきたいと思っております。保健環境課長からお願いいたします。

○議長（山本隆雄）保健環境課長

○保健環境課長（唐澤伸子）そうすれば、説明をさせていただきます。

まず、崩落の原因についてですが、昨年夏の大雨による土中に雨水がたまり、排水が追いつかなかった結果、土の強度が不足し、崩落したものと思われま。また、現場確認もさせていただきましたが、12月以降冬期の期間で現場の状況が雪等で不明瞭なため、委託業者に問合せをさせていただきました。担当者のほうが来庁していただき、現在群馬県に土壌汚染対策法による届出、一定の希望以上の土地の届出を変更する場合の必要な届出になりますが、それを県のほうに提出をし、3月の中旬には許可がいただけるというような予定での回答でございました。許可を受けた後に、平場部分の造成、補強土壁、暗渠U字溝工事を実施し、安全対策に努めていきますというような説明をいただいております。

また、崩落の箇所は委託業者内の所有地内であり、広大な土地のため、下流等へ土砂の流出の心配はございませんのでご安心いただければと思っております。しかし、安全確認の上からも引き続き管理者へ適宜確認をさせていただきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（山本隆雄）4番、大場さん

○4番（大場壯次）広大な土地のため、下流への土砂流出等の心配はないので安心してよいということで、住民は一安心だと思います。

次に、中之条町土砂等による埋立て等の規制に関する条例について、対象となる工事の許可申請並び届出や届出書の有無、またその事例についてお伺いします。あわせて、業者や発注者に対してどのように規制を周知しているかについてもお伺いします。

○議長（山本隆雄）保健環境課長

○保健環境課長（唐澤伸子）これにつきましても、12月議会で答弁をさせていただきましたが、町の条例の許可申請に該当する事例はございません。また、例外的に許可が不要であるものの届出が必要な事例としましては、住宅用の土地の開発のために行う埋立て、あるいは町内の土地から排出、または採取した土砂等による埋立てがあります。しかし、こちらも該当する事例はございません。ほかに許可等を受けた業者が搬入しようとする土砂が規則で定める基準に適合しない場合には、町が報告書の提出を求める場合がありますが、このような事例もございません。現時点では、公共工事に関わる建設用の発生土等に関するケースのみとなっております。

また、周知の方法ですが、条例施行に伴い町内外の建設業者及び公共機関を含む関係団体に対して、一斉に通知をさせていただいております。これにつきましては、29年に制定をされましたので、その際に建設業の各会社に個別に条例や手続について、Q&Aや申請書の書式等も含めた形で個別に通知をさせていただき、また町のホームページにも掲載をさせていただいておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（山本隆雄）4番、大場さん

○4番（大場壯次）今条例に伴い、町内外の建設業者並びに公共機関を含む関係団体に対して一斉通知をしているとのことですが、一斉通知の内容、方法をお尋ねします。

○議長（山本隆雄）保健環境課長

○保健環境課長（唐澤伸子）先ほども申しましたように、29年に制定をされておりますので、その際に建設業を営んでおります各会社に対して、個別にこの条例について、またQ&Aや手引き書、どういう形で申請をしてもらうか、それからそれぞれの申請の用紙、そういったものを組ませて、セットにさせていただいて、個別に通知をさせていただきました。その際に受け取った業者のほう何社かからは個別にその後お問合せをいただいて、保健環境課のほうに出向いて書式についての確認等をしてお帰りいただいた業者さんもございますので、今の段階ではそのときに通知をした状況となっております。

○議長（山本隆雄）4番、大場さん

○4番（大場壯次）次に、工事の発注者は埋立て残土の処理場所や面積を把握しているのでしょうか。

また、複数回にわたり同一場所に埋立てを行っている場合、どのような対応をするのかお伺いします。

○議長（山本隆雄）保健環境課長

○保健環境課長（唐澤伸子）通常工事の発注をする方は、発注業者は、残土の処分について報告を受けているというふうに思われますので、基本的には把握をしているというふうに考えられます。

ただ、複数の埋立てについてですが、これも12月議会にも質問がございましたが、基本的にその埋立てに対する土地の管理につきましては、土地の所有者になります。しかし、災害の危険等もありますので、ご心配の場合には担当課のほうにご相談いただければ、県と協議をして必要に応じ業

者に対して、指導、調査等もさせていただきたいというふうに考えております。

また、複数回にわたり同じ場所に埋立てを行っている場合、どのような対応をするかということにつきましては、累積で500平米を超えた場合には町のほうに申請が必要になってまいります。ただ、その点につきましても十分な周知が図られているかどうかというところに、今後心配等が発生するようであれば、状況を見ながら再度周知についても検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○議長（山本隆雄）4番、大場さん

○4番（大場壯次）複数の業者が残土処理場として埋立てをしている場合は、埋立てを受け入れている土地の所有者が管理者になりますとのことなので、土地の所有者が中之条町土砂等による埋立て等の規制に関する条例を知らない場合があるので、搬入業者がアドバイスをしたほうがよいかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（山本隆雄）保健環境課長

○保健環境課長（唐澤伸子）確かに議員おっしゃるとおり、個人の土地が受け入れ場所になって、いろいろな業者から土を受け入れている場合に、おのおの1回当たりの搬入量が町に届出が必要な500平米を満たない場合には町のほうにも届出はございません。そういう中で、何回も土をいろいろなところから受け入れて、基本的に届出が必要な500平米を超えているケースというのが今後発生するようであれば、その点についても町民を含めて周知をしていく必要というのは感じておりますので、また今後周知の方法についても併せて検討していきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（山本隆雄）4番、大場さん

○4番（大場壯次）次に、中之条町発注工事における中之条町土砂等に、埋立て等の規制に関する条例により、町内で埋立て等残土処理などを行う場合について、町発注の工事における残土処理はどのように行われているのか、お伺いします。建設課、水道課、農林課、観光商工課、よろしくお願いたします。

○議長（山本隆雄）建設課長

○建設課長（関 洋太郎）町が発注する公共工事においても、残土が発生する場合は、町の埋立て規制に関する条例に定められております処分先の報告書の提出などを各発注担当課が受けておりますので、課ごとに違う対応ではございません。しかしながら、昨今の課題としましては、今までのように請負業者が用意する処分地にも限界があるため、最近では中之条土木事務所が先頭に立った中で、吾妻郡内における残土処分場の確保を図るための連絡協議会を設置している動きもございます。いずれにしましても、残土についてはいかなる場合でも適切に処理するとともに、現場内における切り盛りなどによって可能な限り残土が出ないような縦断計画にも努めるべきだと考えております。

また、最新の国の動向では、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制するために、宅地造成等規制法の一部を改正する法律案、盛土規制法案を3月1日に閣議決定されたと聞いておりますので、今後はそれにも注目していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（山本隆雄）4番、大場さん

○4番（大場壯次）公共工事に係る建設発生土等の処分先報告書の提出事例について伺います。令和3年度事業四万簡易水道配水管布設工事と、令和3年度小規模農村整備事業横尾八幡地区農作業道路整備工事において、建設発生土の処理が行われると思いますが、どのように処理したのか伺います。最初に、四万簡易水道配水管布設工事からお願いします。

○議長（山本隆雄）上下水道課長

○上下水道課長（山田秀樹）お答え申し上げます。

四万地区における配水管布設替え工事において発生をした、112.9立方メートルの発生土は少量で、報告書の提出義務はございませんが、個人の方から業者に依頼があり、工事現場からおよそ1キロ離れた個人所有の土地に運搬をされました。

以上でございます。

○議長（山本隆雄）農林課長

○農林課長（小池宏之）農林課におきましては、横尾、八幡地区の農道整備におきまして、上下水道課と同様に報告書の提出義務はございませんが、発生した1,280立方メートルの発生土は、工事現場からおよそ2キロメートル離れた事業者所有の土地に運搬されております。

○議長（山本隆雄）4番、大場さん

○4番（大場壯次）今2件の工事とも、それぞれ1キロから2キロ離れた土地に残土処理されたというのですが、この場所の状態等もちゃんと把握されているのでしょうか。お伺いします。

○議長（山本隆雄）上下水道課長

○上下水道課長（山田秀樹）お答えいたします。

出来高設計書等に必ず盛り込まれる内容となっておりますので、現地は確認をしております。

以上でございます。

○議長（山本隆雄）農林課長

○農林課長（小池宏之）農林課におきましても、同様に確認させていただいてございます。よろしくお願いたします。

○議長（山本隆雄）4番、大場さん

○4番（大場壯次）ありがとうございました。

次の質問に入ります。用地の利用について。農地に農業に関係のないような廃車や、中には何が入っているのか分からない大きな袋が多く置かれているのが見受けられます。

そこで、農地と使用せず他の目的で使用する場合の手続はどのようになっているのかお伺いします。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）これについては、事務手続でございますので、農林課長からお答えをさせていただきます。

○議長（山本隆雄）農林課長

○農林課長（小池宏之）農地の利用についてということですが、農地を農地として利用せず、ほかの目的で使用するのには農地の転用となります。この場合には農業委員会に申請していただくこととなります。農業委員会では、申請を月ごとに取りまとめて、利用の目的や農地の場所から周辺農地への影響等がないかの確認等を行い、転用の目的が適切であれば、県に転用が妥当である旨の意見書を提出し、最終的に県の判断により許可となります。

また、農地の進行を図る地域として指定されております農用地区域の農地につきましては、原則転用は不許可となっております。この農用地区域からの除外につきましては、年度ごとに取りまとめ、町や町議会、農業委員、土地改良区等の代表者で構成する中之条町農業振興地域整備促進協議会で審議し、こちらにつきましても県に申し出て許可を得ることとなります。この許可が出た後に、改めて先ほど申し上げました農地の転用の申請をしていただくこととなります。

また、農地を一時的に資材置場や工事の仮設事務所等に利用したい場合には、一時転用の申請を農業委員会にさせていただき、こちらにつきましても検討し、県の判断により許可となることとなります。よろしくお願いたします。

○議長（山本隆雄）4番、大場さん

○4番（大場壯次）農地と思われる土地に古い車や大きな袋等が置かれているのを見受けられる場所があります。これらについては、どのような対応をしているのか伺います。

○議長（山本隆雄）農林課長

○農林課長（小池宏之）そうしたケースですが、農業委員会にご連絡いただければ、まずは農業委員会においてそこが農地であるのかないのかを確認させていただきます。そして、そこが農地であるにもかかわらず、古い車が置いてあるのであれば農地の所有者に確認を行い、所有者のものであれば片づけ等の指導をさせていただきます。また、所有者以外のものであれば明らかな不法な投棄となると思われますので、警察等に連絡して、車体番号等から持ち主を確認していただき、対処していただくことになるかと思えます。

また、目的不明の大きな袋等につきましては、こちらにつきましても見かけた際にはご連絡いただければ、農業委員会で状況を確認し、営農に関係ないものを農地の所有者が置いているのであれば、片づけ等の指導をさせていただきたいと思えます。また、農地の所有者が置いたものでなければ、こちらにつきましても不法な投棄となりますので、保健環境課等と連絡調整し、投棄したも

のが特定できれば、片づけをしていただくことになるかと思えます。よろしくお願いいたします。

○議長（山本隆雄）4番、大場さん

○4番（大場壯次）先ほどの説明で、農地を一時的に資材置場や工事の仮設現場事務所等に利用した場合は、県が許可をすることですが、何の目的で使用しているのか分からないと町民は不安になります。どのような目的で使用しているのか、置いてあるものは何か、時期はいつまでの利用になるのか等の表示があればよいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（山本隆雄）農林課長

○農林課長（小池宏之）先ほど申しあげましたように一時転用の許可は県の許可となりますが、議員おっしゃるように、目的や期間等が記載されたもの、こちらは許可証として県から申請者に渡してございます。しかし、こちらの使用の目的や期間等の確認ができる立て看板というような形による提示の義務、これについてはない、許可証を所有していればそれでよいということでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（山本隆雄）4番、大場さん

○4番（大場壯次）義務がないということが分かりましたが、しかし目的や期間は住民に分かったほうがよいと考えます。許可が県ということなので、使用の目的や期間等の確認ができる立て看板等で表示していただけるように、県に対し、町から申し入れていただきたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（山本隆雄）農林課長

○農林課長（小池宏之）おっしゃるとおりに、目的や期間等確認できれば町民の方も安心されるかと思えますので、まずはこちらのほうから申入れはさせていただきたいというふうを考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（山本隆雄）4番、大場さん

○4番（大場壯次）ひとつよろしくお願いいたします。

次に、新型コロナ感染について。令和4年2月に入り、町内で新型コロナウイルスオミクロンに感染された方が報告されています。そこで、学童、給食センター関係者の新型コロナウイルス感染症の陽性者についてどのように捉えているのかお伺いします。

○議長（山本隆雄）教育長

○教育長（宮崎 一）それでは、新型コロナウイルスの感染の状況につきまして、特に管内の小中学校、それから幼稚園、保育所等につきまして、状況についてお答えをさせていただきたいと思えます。

感染状況ということでございますので、管内の各校園所等ではそれぞれの施設に応じた感染予防対策を講じていただいておりますが、コロナウイルスへの感染が確認をされております。教育委員会といたしましては、各校園所と連絡を密に取る中で陽性者の確認とともに、濃厚接触者の特

定など情報の共有を図っております。

しかしながら、感染数につきましては、群馬県が公表、発表しております数値になりますので、教育委員会として管内の校園所ごとの感染状況につきましてはご報告できるものはございませんので、ご了承いただきたいというふうに思います。

○議長（山本隆雄）4番、大場さん

○4番（大場壯次）感染対策はされていると思いますが、反省すべきことがありましたら、お伺いします。

○議長（山本隆雄）教育長

○教育長（宮崎 一）感染対策ということになりますと、感染者が発生した場合の各校園所の、まず、対応でございますけれども、発生の状況により異なりますけれども、基本的には教室や廊下、トイレ等の消毒をまず行います。また、保健所、保健環境課の指導及び各校園所医、お医者さんでありますね、相談の上、感染の可能性が疑われる子供や職員に対しましては、拡大検査を実施し、検査の結果が判明するまで学級閉鎖及び出勤停止を行ってまいりました。

反省する点ということでございますけれども、なかなか発生状況というのがつぶさに伝わらない場合もあります。緊密な連携を取っておるわけなのですけれども。そして、先ほど申し上げましたように保健所、それから、保健環境課、それから各校園所のお医者さんに連絡、相談をさせていただいておりますので、そのへんのタイムラグという部分がちょっと課題と言えば課題になるかなというふうに思いますが、いずれにしましても各校園所ではできる限りの対応を迅速にやっていたいというふうに我々は承知しております。

以上です。

○議長（山本隆雄）4番、大場さん

○4番（大場壯次）いろいろ対策はされていると思うのですが、今後さらなる感染予防対策を何か予定しているのがありましたら、お伺いします。

○議長（山本隆雄）教育長

○教育長（宮崎 一）まず、1月28日に臨時の管内の校園所長会議を開催させていただきました。これも対応になろうかというふうに思うのですが、各校園所での感染予防対策の徹底を指示するというのをさせていただきましたが、同時にご家庭にも感染拡大防止についての協力依頼の通知を教育委員会のほうで用意をしまして、それを基に各校園所ごとに保護者宛ての通知を出させていただいているという対応をさせていただいております。ぜひ今後も引き続き管内の校園所において、感染リスクの高い活動の回避などを行っていただくとともに、各ご家庭にも食事の際の感染防止の徹底や適切な換気のご協力をお願いすることで、感染防止に努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（山本隆雄）4番、大場さん

○4番（大場壯次）ありがとうございました。

次に、また学校以外で現在町内の新型コロナウイルスに感染状況と対策について、今までの取組の反省点と、今後さらなる感染予報対策を予定しているかお伺いします。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）それでは、大場議員のご質問にお答えさせていただきたいと思います。

ご承知のとおり、今新型コロナウイルスが蔓延をしております、全国、そして群馬県、そして吾妻郡でも猛威を振るっている状況でございます。第6波のまん延防止等特別措置が3月6日に切れるのかなというふうに思っておりましたけれども、最近の報道を見ますと、2週間ぐらい延びそうだということでございまして、早く収束をしてもらいたいという気持ちでいっぱいでございます。

そして、新型コロナの感染状況でございます。先ほど教育長のほうからもお答えをさせていただいておりますけれども、町として公表できるデータは、群馬県が公表発表している数値になりますので、中之条町の感染状況について報告できるものはございません。しかし、先日感染拡大を防止する上で、さらに町民への不安の解消のために、町職員の感染状況について、町ホームページで公表させていただきました。

群馬県では、新規陽性者の急増により、事業所や学校等、患者が発生した場合、濃厚接触者の判断や対応について、各事業所で産業医と相談の上、調査や指導をするよう対応が変わってきております。これらの状況も踏まえ、陽性者発生のカラスタに繋がらないよう、調査、また施設の消毒、日々の生活におけるマスクの装着や手洗い、消毒等感染対策の徹底に心がけてまいりたいと思っております。

また、反省点ということでございますけれども、感染対策の最も重要な施策でありますワクチン接種の第1回目の予約方法について、多くの町民のみなさんにご迷惑をかけた部分がございます。その反省を生かしまして、現在64歳以下の接種予防方法を改善して対応をしているところでございます。また、反省すべきところはたくさんあると思いますが、3回目のワクチン接種についても65歳以上の接種開始とともに、介護老人施設等でも順調に実施されておりますので、今後もしっかり実施していきたいというふうに思っております。また、11歳以下の小児ワクチン接種についても、郡内町村と関連医療機関との連携をして、実施してまいりたいと考えております。併せて、各家庭において感染対策は基本となりますので、取組をお願いしていきたいというふうに思っているところでございます。

以上です。

○議長（山本隆雄）4番、大場さん

○4番（大場壯次）第6波の収束と第7波が出現しないよう、それぞれ対応をお願いしたいと思います。

これで私の質問を終わります。

○議長（山本隆雄）大場壯次さんの質問が終わりました。

次に、劔持秀喜さんの質問を許可します。劔持さん、自席でお願いします。12番、劔持さん

○12番（劔持秀喜）それでは、令和4年3月定例会議の一般質問を行います。世界中で新型コロナウイルスの対策に追われ、2年以上経過した今もなお続いており、まだこの後も油断できない状況にあるように感じます。しかし、どんな状況にあっても、行政は継続であり、常に町民のために役に立つ存在でなければなりません。

そこで、令和4年度のまちづくりの方向性を決める大切な3月議会にあたり、今回の一般質問ではこれまでの、そしてこれからのまちづくりについて、新型コロナ対策について、中之条ガーデンズについて、この3項目にわたり伺ってまいりたいと思います。

初めに、2期にわたる伊能町政のまちづくりについて伺います。いよいよ伊能町政も2期目の最終年、今任期も残すところ数か月となりました。この2年間は新型コロナという目に見えない大災害に襲われ、様々な制約の中でまちづくりが行われてきたと思います。これまで2期にわたり、どのようなまちづくりを進めてきたのか、総括をしていただければと思います。その上で、これからのまちづくりについて議論していきたいと思っています。

まず、これまでのまちづくりについて伺います。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）それでは、劔持議員のご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

私は、平成26年の11月における中之条町町長選挙におきまして、町民のみなさんによりご支援をいただき、この7年3か月間町政を担わせていただいております。

この間、一貫して中之条町の特性を生かした魅力的で活力ある町の実現に向け、取り組んでおります。6つの重点目標であります教育環境の充実、産業の振興、交流人口の増加、健康増進、福祉の充実、財政の健全化の取組によって、中之条町が持続的に発展し続けられ、多くの方々に中之条町に住んでみたい、住み続けたいと思っていただけるような各種施策に職員と一丸となって取り組み、行政を進めてきたところでございます。この6つの柱については、当選以来一貫して堅持し、総合計画やいろいろの部分でもこれを基本に行政を進めてまいりました。

具体的な独自の施策といたしましては、教育環境の充実では、指導主事の配置、あるいは英語教育推進プロジェクト、適応指導教室「虹」の開設、給食費や保育料の無償化が挙げられております。

産業の振興では、新規就農者への支援を町の単独事業として拡充し、農産物を活用した6次産業化や地域活性化の核となる組織を中心としての観光や商工と連携した活動の支援をしております。林業振興においては、来年度木材活用センターの整備を行い、木材の資源化と林業の再生を図ってまいります。

交流人口の増加においては、準町民制度、中之条町周遊チケット、「イサマムラ」の設置、東京

青山及び郡上市との都市交流プロジェクトの推進や移住コーディネーターを設置いたしました。中之条ガーデンズもグランドオープンし、町の農業、観光の拠点施設として、その役割を果たすべく取り組んでおります。

健康増進では、がん検診における個人負担の免除、各種任意予防接種費用の助成事業を行っており、その充実に努めております。

福祉の充実では、子育て環境において不妊治療への助成、安心出産サポート、チャイルドシートやおむつ購入費の助成等を行っております。移動困難者対策としてなかのん号の運行や移動困難タクシー助成事業を実施しております。

財政の健全化につきましては、継続して国や県からの補助金、有利な過疎対策事業債の活用により、財政調整基金の確保にも努めてまいりました。

また、安心安全、快適な環境づくりとして、各行政区ごとの地区防災計画の策定を支援し、自主避難体制づくりを推進をしているところでございます。

しかしながら、令和2年からこの2年間、新型コロナウイルス感染症が日本のみならず世界各国で感染拡大となり、依然として猛威を振るっている状況下でもあります。中之条町の特色であるイベント等の開催も縮小や延期となってしまっておりますが、町民の生活や健康を最優先に、スピード感を持って事業を実施しているところでございます。

以上です。

○議長（山本隆雄）12番、剣持さん

○12番（剣持秀喜）2期にわたる伊能町政の実績を総括をしていただきまして、ありがとうございます。特に私は今の様々な施策の中で、まちづくりで最も大切なのはやっぱり未来の地域を担うための教育だというふうに思っています。そういった意味ではやはり指導主事の導入、これは早く大きな効果が上がればいいなというふうに思っています。古くは西の岡山、東の群馬と言われたように、大変な教育県であったというふうに認識しております。ぜひ今後も中之条町には教育にも力を入れていていただきたいなというふうに思っています。

総括をしていただきましたので、これからのまちづくりについて議論をしていきたいというふうに思います。長い行政経験を礎にして、その上に6本の柱でバランスを考慮した堅実なまちづくり、私は真面目で柔軟性を持った行政マンであった伊能町長らしい行政を推進してきたというふうに思っています。前回12月の一般質問のときにも日々の暮らしのためにはもちろんのこと、20年、30年先を見据えた未来への責任ある政策を積み上げていただきたいとご期待を申し上げました。

そこで、これまでの豊富な行政経験に加えて、町長として2期の経験から、これからの厳しい、難しい少子高齢化時代の中の中之条町は、どのような未来図を描いていけばよいのか、描いているこの町の未来図はどのようなものか、教えていただきたいと思っております。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫） 2期、7年数か月町政を担当させていただきましたけれども、刃持議員はじめ議員のみなさんに支えられてここまで来たなという実感でございます。今までの7年数か月とこれからの時代は大きく施策も変わってくるのかなというふうに思っておりまして、幾つかこれからについてお話をさせていただきというふうに思っております。

これからのまちづくりの対応といたしましては、まずコロナへの対応となります。感染拡大防止の取組と、社会経済活動の両立を図りながら、町民の命と健康、安定的な暮らしを守り、地域経済の速やかな回復を目指していく必要があると思っております。

次に、人口減少、少子高齢化の進行への対応でございます。我が国では世界でも類を見ないスピードで少子高齢化が進行しており、本格的な人口減少社会を迎えようとしております。中之条町は、この国の動向以上に10年ぐらい早く高齢化が進んでおりますし、もう高齢化のピークも過ぎようとしているわけでございます。全国以上に高齢化が進んでいるという町でございます。人口減少と高齢化は、経済、社会活動の縮小、停滞や医療、介護負担等、社会保障負担の増大を招くことが懸念されております。これからは、効率的なまちづくり、持続可能なまちづくりなど社会構造の変化に対応したまちづくりの視点が重要となってまいります。

次に、安心安全対策の重視であります。異常気象による台風、集中豪雨や、大規模な地震等の自然災害の発生、地方における犯罪の増加から防災、防犯に対する関心とニーズが高まっています。高齢者をターゲットとした犯罪や、災害時の独り暮らしの高齢者の対応等、高齢化の進展に伴った安心安全の確保は急務となっております。地域の安心安全は地域で守るという考えから、地域住民の自発的な助け合いの中で、安心安全を確保することが求められております。

次に、地球環境の保全と環境型社会への移行でございます。急速な経済発展は、私たちの暮らしを豊かにしましたが、その一方で地球温暖化等地球規模での環境破壊を引き起こしてしまいました。これからの時代は、これらの反省に立ち、自然環境に優しいライフスタイルや経済活動を実現しながら、資源循環型社会の構築に取り組み、持続可能なまちづくりを目指す必要があると思っております。

次に、高度情報化、ICTへの対応でございます。高度情報通信技術の急速な発展により、インターネットや携帯電話は、家庭や職場等、社会全体に普及をしております。各種機関における手続きの電子化や、医療、福祉、教育等あらゆる分野で活用しております。ICT（情報通信技術）は、私たちの生活にとってなくてはならない存在となっております。一方、情報化の恩恵は操作技術の習熟度により格差があるため、希望する町民の誰もが恩恵を享受する環境づくりが必要となっております。その上で効率的な行政サービスを提供する手段として、ICTを積極的に活用することも求められているものと考えております。中之条町の未来図といたしましては、中之条まちづくりビジョン、あるいは総合戦略で示している重点施策を着実に実行し、現役世代はもちろん、次の世代も中之条町に愛着を持ち、中之条町民であることに誇りを持てるように、そういった町をつくって

いきたいというふうに思っております。

行政の継続性も重視しながら、多様化、複雑化する住民ニーズに対応した施策を検討し、現在の住民サービスを低下させることなく、住民福祉のさらなる充実を図ってまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（山本隆雄）12番、剣持さん

○12番（剣持秀喜）これまでのような予算が潤沢にある時代とは異なり、人口は減少の一途をたどり、少子高齢化が予想以上に進行し、町村合併による優遇策もなくなり、一方で社会補償費関連やインフラのメンテナンス予算等は増加していくなど、大変な時代になってきたなと感じています。そして、面積の広い中山間地におけるこれからのまちづくりは、さらに大変になってくるなというふうに思っています。このあたりは町長とも共通の認識だというふうに思います。

さて、今後の当町のことを考えたとき、膨らみ続けている予算、先行き不透明な中之条ガーデンズや木質バイオマスなどの多額な費用を投じてきている事業、このような状況にこの先の町の財政は大丈夫なのか、不安を感じているのは私だけではないと思います。まちづくりの基本となるこの町のこれからの財政面について、どのような考えで、見通ししているのか伺いたいと思います。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）今将来の不安ということで提案をされましたけれども、今回105億300万円という予算を計上させていただきました。これは、町の重点施策の実現、そして町民福祉の向上のために予算を組まさせていただいたわけでございます。こういったことに備えるために、財政調整基金を積み上げてまいりました。私が着任した平成26年にあった基金が82億円でございます。令和2年には101億円ということで、19億円増加をさせていただいているということでございます。これは、町債の返還をするとき、あるいは災害等、そういうときのために積み上げてきたものでございまして、いざというときにはそういう発動をするということが必要であるというふうに思っておりますので、しかしこの基金があるからということだけではなくて、将来的に人口が減るということは、もう紛れもない事実でございますし、もう人口が減っているという状況でございます。そのときに税金も減るということは間違いない事実でございます。それに代わって交流人口を増やすという施策を中之条町はしているわけでございます。今問題視されたという中之条ガーデンズもそうでございますけれども、これを核として町民の外の人から中之条町に来ていただいて、お金を落としていただく、それで経済を回していただく、そういう仕組みのための施策の一つでございますので、ご理解をいただいて、せっかくできたものでございますので、これを発展できるように議員のみならずにもご支援とご協力をいただければというふうに思っているところでございます。

以上です。

○議長（山本隆雄）12番、剣持さん

○12番（劔持秀喜）26年ですか、82億だった基金が令和2年には101億、19億円プラスになってきていると、これは確かにそのとおりで、堅実な町政運営をしてきていただいているなというふうに思っているところです。ただ、先ほども財政面の不安を申し上げたのは、この基金がこれから減り続けていく状況にあるのではないか、そんな不安からであります。ぜひ今後はそういったことのないように取り組んでいただけたらというふうに思っています。

さて、町長と一緒に六合支所で行われた安曇野出身の群馬県宇留賀副知事の講演で学んだ風の谷構想、これは慶応大学教授でヤフーのCSO、内閣府等の公職も多数こなされている安宅和人氏が、人間が都市にしか住めない世界が次世代に残す未来なのだろうかという思いから提唱しているものであります。過疎地で暮らす不便さをテクノロジーによって解消し、懐かしい未来の田園都市とし、自然とともに人間らしい豊かな暮らしを実現するため、20年、50年、100年先のことを見据えたプロジェクト、そんな話であったというふうに記憶しております。町長は、このプロジェクトどんなふうに思われているでしょうか。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）先日、群馬県副知事の宇留賀氏が推奨する風の谷構想の話を、劔持議員と一緒に聞かせていただきました。こういう構想もあるのかなというふうに第一印象でございました。この内容は、恐らく過疎地対策の一つだというふうに思っております。この群馬県の中で過疎地の典型的なところを幾つか候補地としてこの構想をつくりたいという思いだったというふうに思っております。それで、元六合村の地域を選ばれて講演をされたのだというふうに思いますけれども、その前に田代原でもこの話があったという話ほうわさでは聞いております。具体的に六合地区にこういったものをつくるという話ではございませんでしたけれども、一つの構想の話としてお伺いをさせていただきました。

今は、ICTが発達をしておりますので、どこにいても仕事ができる、光回線があれば仕事ができるという状況でございますので、あえて都会にいなくても、田舎の静かなところで仕事をしたいという方はたくさんいらっしゃるかなというふうに思っております。過疎地のゆえ、人口が減っているということを考えますと、救世主のような構想かなというふうに思って聞いたわけでございますけれども、しかし今までずっと生活を続けてきた地域の人たちもいるわけでございまして、東京からいい環境だからということでも大量に移住されますと、今までの文化、風土、そして仲間づくり、そういったものが壊れる危惧もあるのかなと、反面そういった感想を持って聞かせていただいたわけでございます。これから極端に人口が減るということは間違いない事実でございますので、一つの構想として頭の中に残していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（山本隆雄）12番、劔持さん

○12番（劔持秀喜）国を挙げて、特に国交省を中心にそのバックアップの下で、日本の各地で人口の

減少、少子高齢化が急速に進行している中でのまちづくりが様々な形で行われています。その主役が、コンパクトシティであり、スマートシティであり、スーパーシティであり、もう20年以上前からこのような議論は進められてきています。ヨーロッパなどでは早くから進んでいますし、日本でも富山市や新潟の見附市、会津若松市、また企業と連携をした静岡市や宝塚市などでも多くの自治体で具体的な取組が進められています。身近なところでは、スマートシティ事業に採択された婦恋村、スーパーシティに挑戦をしている前橋市があります。

私は、このスーパーシティというのは短期間でやるものですから、なかなか難しいというふうに思いますけれども、スマートシティ、コンパクトシティを融合した医療、福祉、商業等の生活機能を確保し、高齢者が安心して暮らせるよう公共交通と連携して、コンパクトなまちづくりを進めるコンパクト・プラス・ネットワーク構想、この考え方がこの町、この吾妻が目指すまちづくりではないかというふうに思っています。そして、人口の少ない一つの町や村で行うのではなく、吾妻を一つとして捉え、町村合併のような行政目線による効率化だけではなく、住民目線によるまちづくり、住民が暮らし続けられる町の未来図をつくっていただきたいというふうに思っています。5年や10年で出来上がるものではないと思います。20年、30年先、50年先かもしれません。でも、今から過疎化が進んでしまうこの地域で暮らし続けていけるために、取り組んでいかなければならないと思っています。その先頭に立っていかなければならないのが町のトップである町長や住民の代表である議会であり、私たち議員であると思っています。

しかし、残念ながらこのような議論は聞こえてきていません。町長、このようなコンパクト・プラス・ネットワーク構想や、風の谷構想のような町の未来図づくりを進めていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）コンパクトネットワークの提言をいただきました。住民目線でまちづくりをということでございます。この風の谷構想もそうでありまして、町民の足を確保する、こういうことも合わせて必要なというふうに思っておりまして、住民自らまちづくりをするということは大変重要なことだというふうに思っております。

そこで、六合地区ではございませんけれども、伊参地区で集落支援員を設置をして、そして地域のことはその地域で解決をするというような取組を来年度から始めたいということで、新年度予算に集落支援員の経費も計上させていただきました。これは、伊参地区も六合地区も中之条全体が少子高齢化ということになっておりまして、辛うじて区長さんとか役付をする方はまだいらっしゃいますけれども、限界集落に近いところがたくさんあるわけございまして、そこで今までと同じように各行政区の役付を配置するのは非常に難しいというようなことございまして、その集落支援員が1か所に集まって、そして全て、どこまで範囲広げるか分かりませんが、行政のお手伝いをするという仕組みを新年度計画をいたしました。これが中之条のモデル地区になったり、ある

いは群馬県のモデル地区になればいいなというふうに思っておりまして、期待をしているところでもありますし、行政でもお手伝いをさせていただきたいというふうに思っているところでございます。

以上です。

○議長（山本隆雄）12番、剣持さん

○12番（剣持秀喜）ぜひ長期的な展望に立った、20年、50年先のまちづくりを見据えた施策、そういったものに取り組んでいただけたらというふうに思っています。

時間もありますので、次の質問に行きたいと思います。2項目めは新型コロナ対策についてであります。まず、当町におけるこれまで行ってきた対策について伺います。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）それでは、新型コロナ対策について、今までの経過について報告をさせていただきます。

私たちの生活を一変させた新型コロナウイルスであります。国内で感染が初めて確認されてから2年あまりが経過いたしました。この間、感染拡大に伴う緊急事態宣言が発出され、不要不急の外出を控えるよう要請されたことから、宿泊業をはじめとした飲食業、サービス業等多岐にわたり影響が出ております。町で行ってまいりました事業につきましては、町内における消費活動を喚起するとともに、家計の負担を期限することを目的とし、地域商品券の交付を2回実施いたしました。

また、感染拡大により大きな影響を受けている事業者に対して、資金繰り対策補助金を支援し、事業の継続を下支えし、再起の糧としていただくために国よりも支給対象を広げた中之条町持続化給付金事業を実施いたしました。加えて、中之条町持続化給付金対象者のうち、宿泊業、飲食サービス業、リネンサプライ業につきましては、上下水道料の2か月分を減免するという措置も実施いたしました。

また、緊急経済対策として、今まで事業者が自ら行ってきた感染対策や独自の経済対策について、きめ細やかな支援を行いたいことから、団体への補助金を交付いたしました。緊急経済対策として、Go To キャンペーンの中の条版として、宿泊費の補助と地域商品券及び農産物の引換券を交付して、町内での消費喚起を促したところであります。特産品の新規販売開拓支援策としてのオンラインストアの開始、運営支援や店舗等リニューアル補助金事業を拡充し、空気清浄機や二酸化炭素濃度測定器の購入費用の助成も行い、子供の通学対策としては、スクールバスを増便し、感染の防止に努めてまいりました。

その他学校、イベント等で、感染症対策として、マスクや消毒用のアルコール、非接触型体温計等の消耗品や備品の購入を行い、PCRや抗原検査費用にかかる自己負担額及び抗原検査用キットの購入費の一部について、補助を行っております。また、原町赤十字病院へは医師確保等助成金を

交付しております。

国の事業では、ワクチン接種事業をはじめ、特別定額給付金事業、子育て世帯への臨時特別給付金事業を行いました。令和3年度におきましては、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金と、子育て世帯への臨時特別給付金事業を現在実施しているところでございます。

以上です。

○議長（山本隆雄）12番、剣持さん

○12番（剣持秀喜）様々な取り組みをさせていただいておりますけれども、これらに要した金額、そしてその財源の内訳をお示しいただければと思います。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）これについては、総務課長からお答えさせていただきます。

○議長（山本隆雄）総務課長

○総務課長（篠原良春）新型コロナウイルス感染症に対する今までの事業費について申し上げます。

令和2年度決算におきましては、総額で約21億2,000万円となっており、その財源のうち約95%に当たります金額が国庫補助金、約20億2,000万円となっております。また、県支出金が360万円、その残りの9,600万円が一般財源となっているところでございます。

令和3年度につきましては、現在事業執行中でありますので、昨日ご議決をいただきました補正予算（第12号）までの予算額で申し上げますけれども、令和2年度からの繰越分を含めまして、総予算額が約11億6,100万円となっております。財源といたしましては、国庫支出金が約80%となり、9億3,400万円でございます。県支出金が8,700万円、残りの一般財源が1億4,000万円となっている状況でございます。

○議長（山本隆雄）12番、剣持さん

○12番（剣持秀喜）今後計画している対策がございましたら、お知らせいただきたいと思います。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）保健環境課長からお答えさせていただきます。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）今後の対策について、私のほうから回答させていただきます。

新型コロナウイルス感染症への今後の対応でございますが、国の方針に沿った形での感染防止対策について、町民に周知徹底していきたいと考えております。社会経済活動との両立を図りながら、町民の命と健康、安定的な暮らしを守り、地域経済の速やかな回復を目指してまいります。

経済対策につきましては、引き続き町内の各種団体から現状や要望、ご意見をいただきながら、真に必要とされる対策を検討していきたいと考えております。今後のウィズコロナ、アフターコロナを見据え、社会経済変化に対応しながら、本町が力強く歩んでいくためにはAIやIoTの新しい技術を活用したデジタルトランスフォーメーション、DXの推進が不可欠であります。各分野の

デジタル化を積極的に進めていく必要がございます。豊かな自然を活用したアウトドア・ツーリズムなどの新しいビジネスの創出に向けた取組や地方回帰の流れを捉えた新規就業者の確保などを推進し、中之条町の強みを最大限に生かしながら、各分野における施策を検討し、本町の持続的発展と人口減少の抑制に努めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（山本隆雄）12番、剣持さん

○12番（剣持秀喜）先の激減事業者に対する経済対策では、予算の1割程度しか対象にならなかった、そんな大きな見込み違いもありました。また、先日の補正予算でも大変多くの厳しい指摘があった役場内の備品や多数のエアコンなど、コロナ交付金の活用と少し視点がずれてきているようにも思います。町民の声に耳を傾けていただいて、交付金は有効に活用し、今町長答弁されましたように、本当に苦労している町民や事業者へ対策を講じていただきたいというふうに思います。

続いて、感染対策について少し伺います。当町のワクチン接種状況と今後の計画について、簡単にお知らせいただければと思います。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）これについては、保健環境課長からお答えをさせていただきます。

○議長（山本隆雄）保健環境課長

○保健環境課長（唐澤伸子）そうすれば、新型コロナワクチンの接種の進捗状況についてご報告をさせていただきます。

2月15日よりバイテック文化ホールの大会議室において、65歳以上の高齢者からの集団接種を始めさせていただきました。また、2月の初めからは各医療機関、介護施設での個別の接種も実施されております。

2月28日現在でございますが、65歳以上の高齢者で接種が済んだ方が2,000人、33%になります。また、医療機関や県央接種センターで接種の済んだ65歳未満の方も合わせますと、現在3,400人の方が接種が済んでいる状況で、トータルの接種率にしますと、25%になります。

6か月経過後の前倒しの接種につきましては、高齢者接種の終了のめどが立ってからということで、国のほうで示されておりますが、基本的には県央接種センターのご予約をお勧めし、前倒しの接種の対応をさせていただいております。また、保育所や幼稚園、学校等の職員につきましては、優先接種として6か月を経過した段階で接種の開始をさせていただいております。

今後の予定ですが、2回目接種後6か月をめどに接種券のほうは対象者に郵送をさせていただいてまいります。あわせて、1回目、2回目の接種の希望者もおりますので、随時予約を受け、対応させていただいております。

それから、5歳から11歳までの小児の予防接種につきましては、2月末日までの期限でそれぞれのご家庭に接種の希望調査を実施しております。現在その接種体制につきましては、郡内の町村と

医療機関と調整を行っており、早ければ3月末から、4月には開始をしたいというふうに準備をさせていただいている状況になっております。

以上です。

○議長（山本隆雄）12番、剣持さん

○12番（剣持秀喜）前回の一般質問のときに、高山村との連携について提案をさせていただきました。高山村では6か月経過を原則に2月1日から集団接種を始めておまして、今月中、今月末には大体8割程度が終了するというふうに聞いております。また、今月後半には高山村のほうでは随分まだ空きが大きくあるというような状況だそうです。中之条町民も抗体が低下する前に希望者は高山村でも接種ができるようにしていただけたらなというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（山本隆雄）保健環境課長

○保健環境課長（唐澤伸子）接種券があれば、どちらで受けていただいても接種は可能ということになっておりますので、また今後高山村も含めて管内の町村とは調整をしながら対応についても検討ましてみたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（山本隆雄）12番、剣持さん

○12番（剣持秀喜）確認なのですが、広報には原則7か月というふうにありましたけれども、6か月で可になった、いろいろ通知が変わってきているというふうに思うのですが、原則6か月、7か月は中之条町の場合はどちらなのでしょう。

○議長（山本隆雄）保健環境課長

○保健環境課長（唐澤伸子）町の集団接種につきましては、原則7か月、高齢者を優先に接種をしていますので、7か月を一応めどにさせていただいているのですが、予防接種法に基づくと6か月を経過すれば接種ができるという体制になっておりますので、体制を整えば6か月で接種をしてもいいというのが国の方針でございます。

ただ、今まだ中之条町は、7か月でも高齢者の接種を詰めて実施をしているところで、高齢者の接種の終了のめどが立った段階で前倒しができるかなというふうには考えているのですが、集団接種会場での接種というのが今7か月で町は実施をさせていただいております。なので、それ以外の会場であれば6か月で接種していただくことは可能なのですが、ちょっと分かりづらい対応になっているかと思いますが、そういう形で実施をさせていただいております。

○議長（山本隆雄）12番、剣持さん

○12番（剣持秀喜）中之条ガーデンズの質問をする予定で、前回もいってできなかったのですが、今後もできそうにないものですから、大変答弁等準備していただいたと思いますけれども、大変申し訳なく思いますけれども、また次の楽しみにとっておいていただければというふうに思います。

終わりになりますけれども、人口の減少はさらに進んでいくと思います。当然税収も減っていく

と思います。ぜひこのままでは確実に町の財政は厳しくなっていくと思います。ぜひ未来ある、未来の責任ある政策を積み上げていただいて、町民から信頼される町政であってほしい、そんな期待をして、質問を終わります。

○議長（山本隆雄） 剣持秀喜さんの質問が終わりました。

一般質問の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。再開は11時といたします。

（休憩 自午前10時48分 至午前11時00分）

○議長（山本隆雄） 再開します。

一般質問を続けます。

次に、佐藤力也さんの質問を許可します。佐藤力也さん、自席でお願いします。2番、佐藤力也さん

○2番（佐藤力也） ただいま議長より許可をいただきましたので、令和4年度中之条町議会3月定例会議におきまして、一般質問を行います。

その前にこの場をお借りいたしまして、一言ご挨拶を申し上げたいと存じます。まず、当町において新型コロナウイルスに感染された皆様にお見舞いを申し上げます。そしてまた、お亡くなりになった方に対しまして、心よりご冥福をお祈り申し上げます。また、医療従事者をはじめコロナ対策にご尽力いただいております皆様にも感謝を申し上げて、質問に入っていきたいと思っております。

さて、2月の臨時会議において、生活に困窮する町民、そして事業者へ直接届く支援がないのを残念に思い、地域商品券の発行や高齢者支援タクシーの発行等の提案をさせていただきました。そういった提案をさせていただいたのですけれども、本来町がその補正を組む前に町民の声を町政に届けるという議員本来の責任を十分に果たせなかった自分の力不足を深く反省をし、これから町民の皆様が安心して暮らせるまちづくりに貢献できるよう、先日10年表彰を受けられた3名の先輩議員をはじめとする諸先輩方の指導をいただきながら、議員の一人として頑張っていく所存でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、質問に入らせていただきます。本日の質問は、大きく分けて6つございます。まず、その1つ目、新型コロナ対策についてお伺いいたします。通告ですと、町全体の質問を先にする予定でしたが、今回のオミクロン株による感染拡大では、子供たちに対する感染というところが一番大きな問題だと感じておりますので、まず教育長に子供たちの感染対策についてお伺いしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

オミクロン株による感染拡大による影響で、全国で爆発的に感染者が増加する中、特に子供たちへの感染が大きな問題となっております。幸いこれまでに重症化した事例は数多く報告されておりますが、後遺症やワクチン接種の是非についても、副反応などの正確な情報が十分でない中で、ワクチンを打ってもよいのか、どうしようかと判断に頭を悩ませている方も多いと聞きます。また、臨時休校等によって、保護者が仕事を休まなければならないといったことも起きております。

さて、本町においても子供たちの感染が確認され、教育長の指導の下、各園、所、学校で先生たちを中心に全力で対応にあたっているものと承知しております。その取組については同僚議員の質問で様子ですとか、状況は伺っておりますので、ここは割愛させていただきたいと思います。ということで、これから今後の感染対策、コロナ対策について何点か質問させていただきたいと思います。

まず、今回のコロナの感染によって、家庭から学校等に困り事等の相談、問合せがあったのか伺います。また、あったならばその対応をどうされたかについてお伺いしたいと思います。

○議長（山本隆雄）教育長

○教育長（宮崎 一）佐藤議員のご質問ですが、家庭からどのような相談があったか、またその対応はということでございます。

教育委員会に対しましては、ご家庭から直接ご相談等はございませんでした。しかしながら、管内校園所におきましては、保護者の方から、例えば「親が勤務する職場や兄弟が通う学校で新型コロナウイルス感染症の陽性者が出て、親や兄弟がPCR検査を受けることになった場合、子供を登校させてもよいか」、また「行事など工夫して実施してほしい」など、新型コロナウイルス感染症対策に係るお問合せがございました。今、ただいま例として挙げさせていただいたものを含めまして、各校園所では適切に対応していただいているというふうに思っております。

しかしながら、いずれにいたしましてもお問合せをいただくということは、コロナ禍における保護者の方の不安な気持ちのあらわれであるというふうに認識してございます。そのため、教育委員会といたしましては、国や県からの通知がございました。そういう新型コロナウイルス感染症に係る最新の情報を迅速かつ正確に各校園所に伝えていく中で、保護者の方を含め幼児、児童生徒が安心して生活できる環境づくりへの支援を引き続き行ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（山本隆雄）2番、佐藤さん

○2番（佐藤力也）ありがとうございます。私とすれば、いじめや家庭での虐待など、そういった深刻な問題が生じていないか大変心配でございましたけれども、教育長の答弁によりますと、今のところそういった目立った問題はないということで確認できまして、安心いたしました。先生型のご尽力に感謝するとともに、引き続き子供たちに寄り添い、きめ細やかな指導をお願いいたします。

続きまして、今後の感染予防対策についてお伺いいたします。小中学校の授業で使用する体育館や各種大会等でも使用でも総合体育館などの社会体育施設において、エアコン等空調設備の設置が必要と考えるが、いかがでしょうか。

○議長（山本隆雄）教育長

○教育長（宮崎 一）ご質問の感染予防対策としての体育館等へのエアコンの設置ということですが、学校体育館、それから、社会体育館でございますので、この後こども未来課長、そして生涯学習課長のほうからお答えをさせていただきます。

○議長（山本隆雄）こども未来課長

○こども未来課長（倉林敏明）学校体育館へのエアコン設置についてお答えをいたします。

学校体育館での授業につきましては、通常の教室より広い面積であり、密な状態を避けやすい環境であります。授業は密集する運動や近距離で組み合ったり、接触する運動など、感染リスクの高い学習活動は避けて行うこととされており、そういった活動は行っておりません。併せて換気をしながら実施し、感染予防に努めております。エアコン設置により、換気しながら温度を一定に保つ中での活動は有効であると考えますが、体育館という面積、使用頻度、費用面を考慮しますと、今のところ学校体育館へのエアコン設置は考えておりません。

○議長（山本隆雄）生涯学習課長

○生涯学習課長（富沢 洋）議員お尋ねの、感染予防対策として体育館等のエアコン設置について、総合体育館の状況についてお答えいたします。

現在中之条町総合体育館にはエアコンは設置されておられません。そこで、新年度予算において気化熱冷風機を総合運動場運営管理事業の備品購入で見込んでおります。これは、水を含めた冷却フィルターと大型ファンで冷風を作り出すものであり、熱中症対策とともに新型コロナウイルス感染予防対策に必要とされている換気にも有効ではないかと考えております。

以上です。

○議長（山本隆雄）2番、佐藤さん

○2番（佐藤力也）続きまして、学校のトイレ等の消毒についてお伺いいたします。

小中学校の校舎内の手洗い場やトイレについて、専門業者による清掃、除菌が必要と考えるが、いかがでしょうか。

○議長（山本隆雄）教育長

○教育長（宮崎 一）学校のトイレ等の清掃、除菌ということの、業者依頼ということでございますけれども、現在校舎内の手洗い場、それからトイレの清掃につきましては、職員の指導の下、各校の児童生徒で実施しております。特に業者の清掃は入っておりません。また、消毒に関しましても、各校の職員や支援員、また学校によっては保護者の方々のボランティア活動によりまして、ご協力をいただくなど対応をしているところでございます。今後につきましても日常的な消毒作業につきましては、これまでと同様の対応で実施してまいりたいと考えております。しかしながら、大規模クラスター等の発生があった場合などには、専門業者による消毒作業が必要になる場合もあるかと考えられます。したがって、今後緊急対応が可能な業者の模索など、関係機関と協力しながら情報収集に努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（山本隆雄）2番、佐藤さん

○2番（佐藤力也）ご答弁ありがとうございます。トイレ及び手洗い場における消毒については、現状問題ないということを確認させていただきました。今後も感染予防への取組にご尽力いただくよ

うお願い申し上げまして、次の質問に移りたいと思います。教育長、ありがとうございました。

続きまして、町全体のコロナ対策ということで質問をさせていただきたいと思います。通告にはワクチン接種についてお聞きする予定ですがけれども、先ほど同僚議員から質問がございましたので、ここは割愛させていただきたいと思います。

それでは、感染者支援についてお聞きしたいと思います。新型コロナワクチン、オミクロン株の感染拡大によって、当町におかれましても感染患者が多数出ていると認識しております。その感染患者や濃厚接触者など、自宅待機を余儀なくされた方々が外出を許可されるまでの間、食事や生活物資等支援は十分に行われているのかどうか、お伺いいたします。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）これについては、保健環境課長からお答えをさせていただきます。

○議長（山本隆雄）保健環境課長

○保健環境課長（唐澤伸子）群馬県では、自宅療養者の方には外出自粛をお願いすることになるため、食料などの日用品の備蓄がない、購入を頼むことができない場合などは、健康観察センターから生活支援物資として日用品が配送されます。お一人5日間が目安の配分になります。

しかし、濃厚接触者についてはこの支援が対象となりません。中之条町では保健福祉事務所のコロナ感染症の方への健康観察に合わせ、濃厚接触者の方への支援希望も確認をしていただき、必要時町への個人情報の提供と合わせ、支援内容の連絡をいただいております。今のところ買物代行等の希望もなく、お子様のおむつの希望等があり対応させていただいているような状況でございます。

次年度からはより柔軟な対応ができるよう、扶助費として予算を計上させていただいておりますので、よろしくお伺いいたします。

○議長（山本隆雄）2番、佐藤さん

○2番（佐藤力也）今のところ支援を必要とされる方というのは、数多くは出ていないというように見受けられますけれども、今後どういった事態が起こるか予想はできませんので、令和4年度の予算にも計上されているということですので、今後対応のほうをしっかりとお願いしたいと思っております。よろしくお伺いいたします。

続きまして、生活困窮者支援についてお聞きしたいと思います。当町における生活に大変困っている方々を、その状況を判断する上ではコロナ禍での生活福祉資金、コロナにおいての特例貸付けにおける利用状況を確認することが一つのポイントかなと思っております。したがって、その利用状況についてデータ等があればお聞きしたいと思っております。よろしくお伺いいたします。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）この内容については、社会福祉協議会が事務をしているということでございますが、住民福祉課長がデータを取っておりますので、住民福祉課長からお答えさせていただきます。

○議長（山本隆雄）住民福祉課長

○住民福祉課長（小板橋千晶）議員お尋ねの生活福祉資金の貸付けでございますが、町長おっしゃったとおり、社会福祉協議会から聞き取りをいたしました結果を報告させていただきます。

生活福祉基金の特例貸付けにつきましては、令和2年3月25日より開始され、本年1月末日までの約2年間の貸付け状況につきましては、243件あったということでございます。うち新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための緊急小口資金につきましては、100件でございました。収入の減少や失業等により、生活に困窮し、日常生活の維持が困難となった世帯への総合支援資金につきましては、初回貸付けが83件、延長貸付けが26件、再貸付けが34件となっておりますということでございます。

なお、通常的生活福祉資金貸付制度の利用者は、平成28年度に2件ありましたが、平成29年度以降今年度まで利用はなかったということでございます。

以上でございます。

○議長（山本隆雄）2番、佐藤さん

○2番（佐藤力也）ただいま課長から説明があったとおり、生活福祉資金の特例貸付けにおける状況、コロナ前は2件しかなかったということですが、このコロナ禍で申請者が243件ということで、100倍にも上っているということで、生活に苦しむ町民が急増していることが分かります。さらに、ただいま原油の高騰や物価の上昇などから、それが追い打ちをかける状況となっております、今後その数はさらに増えることが予想されます。

そこで、長引く新型コロナウイルス感染症の影響で、生活に困窮する方への支援と、町経済活性化を目的とし、第6波の収束を見込んだタイミングで地域商品券発行を改めて提案したいと思えますけれども、いかがでしょうか。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）佐藤議員の生活困窮者に対しての地域商品券の発行ということでございました。現在住民税非課税世帯及び新型コロナウイルス感染症の影響により、家計が急変した世帯に対する国から支援として1世帯10万円の臨時特別給付金の制度がございまして、現在町ではその手続を実施しているところでございます。したがって、今の段階では町からの地域商品券等の発行は予定しておりません。しかしながら、今後の新型コロナウイルス感染症が経済に与える影響を注視し、支援が必要であれば、よりよい対策を検討し、速やかに対応してまいりたいというふうに思っております。

○議長（山本隆雄）2番、佐藤さん

○2番（佐藤力也）ただいま町長より必要な支援はしっかり検討し、対処するとの答弁をいただきました。今後生活困窮者のさらなる増加を抑えるためにも、町民の生活支援と合わせて町独自の経済対策に期待いたします。

コロナ関係では最後の質問となります。失礼いたしました。コロナに関する相談窓口のワンストップの相談窓口の設置ということで、通告をしておいたのですけれども、担当課長と打合せをする中で、今のところこの相談窓口に対しては何ら問題もなくスムーズに行われているとの回答をいただきました。相談窓口、役場庁舎での相談窓口、そして電話対応も総務課のほうで一括で行って、各課に振り分けているということで伺っております。それに対しては問題はないかなと思うのですけれども、いかんせんその窓口の告知方法というのですか、周知の仕方がちょっと弱いかなと思っております。例えばホームページにしても、広報にしても何でも相談口ではないのですけれども、相談事はここに連絡してくれといったような分かりやすい表記の仕方がちょっとなされていないかなと感じております。企画課のほうで令和4年度ホームページの刷新を行うというふうに伺っておりますので、ぜひ時間外のメールでの問合せ等、それを含めた表示の仕方を強くやっていたらなと、その要望だけさせていただければと思います。よろしくお願いいたします。

最後に、各種補助金の申請についての質問をさせていただきたいと思っております。コロナに対しまして、各種補助金申請をいろんな事業者、個人等が行っていると思うのですけれども、その申請手続が複雑でちょっと分かりづらいと、国の申請ですとか、ウェブ申請だったり、郵送だったりいろいろあると思うのですけれども、ちょっと大変だからもういいよ、諦めてしまったという声も中には聞きます。また、子供たちへの感染が拡大する中で、小学校休業等の対応助成金というところでの利用者がこれから増えると見込まれる中で、補助金申請を有償、もしくは無償で代行する行政書士や労務士の紹介、またその代行費用の一部助成など、町がもっと積極的に行うべきと考えておりますが、いかがでしょうか。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）これについては総合的でありますので、総務課長からお答えさせていただきます。

○議長（山本隆雄）総務課長

○総務課長（篠原良春）それでは、補助金申請等の関係の経費についての補助ということで回答をさせていただきます。

支援の内容や補助金の申請につきまして、町で実施しております事業に対する補助金申請等につきましては、所管する部署におきまして、その内容や記入方法について説明をしておりますので、行政書士や社会福祉労務士等の書類代行業務の紹介は必要のないものと考えております。

また、国や県での補助事業につきましても、それぞれ相談窓口が設置されているものと思われまます。しかしながら、議員おっしゃるとおり、国等の補助要綱等については、分かりにくい部分が多々あります。申請を諦めてしまうということも想定されますので、今後商工会等とも連携をしながら支援を行っていきたいと考えているところでございます。

代理人等に依頼した際の経費の補助につきましては、それぞれの団体において無料の相談会等が開催されているものと思われまますので、そちらをご利用いただきたいというふうに思っております。

す。よろしく申し上げます。

○議長（山本隆雄）2番、佐藤さん

○2番（佐藤力也）続きまして、移住定住対策についての質問に移りたいと思います。先ほど同僚議員から大きな枠組みで人口減少等についての質問がございました。私は、この移住定住対策について、具体的な対策、取り組みということでの提案をさせていただければなと思っております。

現在コロナ禍の影響で、東京から地方へ引っ越す人も大分増えてきているといった報道が多く見受けられます。群馬県も移住したい県、土地全国第5位みたいな報道も新聞等で行われておりますけれども、人口を増やすにはどうしたらいいかといったことを考えたときに、一つはまず出ていく人を減らすというのも大事ななと思っておりますし、また入ってくる施策も大事だと思っております、当たり前のことなのではけれども。

今までの流れと一番変わってきたというのは、今までは人を移住させるためにネックになっていたのが、やっぱり仕事ですね。雇用がないとなかなか来ていただけないという部分があったのですが、今の流れとして、仕事を持ったまま移動できる、それがもちろんテレワークという部分が発達してきて、浸透してきたという部分が一番大きな違いなのかなと思っております。そこをやっぱり生かさない手はないのかなということで、これからは全国的にこの移住定住に関しての施策というのは、みんなどこでもやり始めると思いますし、何か特徴を持ってやらないと、さらにスピード感を持ってやらないと、この競争に負けてしまうのかなというところでございます。

この問題はとても大きな問題なので、今までも町でも移住定住コーディネーターを委嘱して、活躍をされて、情報発信等もされておったり、徐々にですけれども、効果も大分上がってきたのかなと思っておりますが、今回ちょっと提案することの一つとすると、その移住に関してなのではけれども、町で今体験住宅というのが1つ持ってやっていると思うのですが、その体験住宅の数を増やして、そこに移住をしてきて体験してもらって、町のよさを知ってもらうというチャンスを増やすということだと思います。仕事は持ってやってくるので、仕事を探してあげる必要はないので、まずその家をしっかりと用意してあげる、空き家等を活用して、その町業者によって住みやすいおしゃれな家をリフォームして、町がそこに助成をすとかということで、体験住宅として滞在していただいて、気に入ったらその家にそのまま長期滞在も可能というような、そういった仕組みをつくっていただければなと思います。ターゲットもやはり若い世代をターゲットに、まずするのがいいのかなと思います。ビエンナーレのアーティストさんはもちろんなのではけれども、若い世代ですね、20代、30代を中心とした若いターゲット、その後に家族ですとか、その空き家のリフォームの規模によって住み分けられるような形を取ればいいのかと思っております。それが1点です。

そして、もう一点が、今問題になっている、ちょっと問題になっているのですが、空き家といいますが、二次的空き家なのですが、別荘として中之条町に住民票がない方が町の中にも数多

く、二次的住宅として住まわれていると思っております。その方たちがもっと町に住民とのコミュニケーションを取って、うまく暮らせるような仕組みづくりというのがいいのかなと思っております。

ちょっとこれ2つ提案が一緒になってしまったのですけれども、その空き家問題ということで、住民の方からこんな相談を受けました。町に住む人が隣に別荘があって、別荘で木を切って伐採して、たき火をしていると、ちょっと風も強くて、火災の心配があるので、何とかならないかなと、直接注意をするとトラブルになってしまうので、町のほうで何とかしてくれないかというような相談を受けました。また、同じような感じで、別荘として使っている方が、ごみを地元のごみステーションに捨てていって帰ってしまうといったような問題も聞いております。そういったところ、本来ですとちょっとトラブルになって、地元の方とその方とはけんかになって、トラブルになったらもうこんなところへは住みたくないやと行って出て行ってしまいたいなことでもったいないなという話になってしまうのですが、そこをうまくつなげて、今いる方たちはそのまま住んでいただくと、さらにはもうちょっとうまく策を講じて、ずっと定住してもらおうという形にしていく、そんなある意味まさに新住民制度みたいな形の制度を町のほうで考えていただいて、出ていかないように、今いるニーズを減らさないようにしていただくというような、ちょっとうまく説明はできないのですけれども、そんなようなお話、提案をさせていただきたいなと思っております。

ちょっとうまく説明はできないのですけれども、まずは移住定住については、体験住宅、それもオリジナリティーのある体験住宅を増やして、若い世代を呼び込むというのが1つと、今ある別荘としての空き家の問題を解決して、さらに定住につなげていただくという、その2点について提案を申し上げたいと思いますけれども、いかがでしょうか。よろしく願いいたします。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）佐藤議員から新しい移住定住の在り方についても提案をいただいたわけでございます。ありがとうございます。

都会で生活をしている方の多くの方が田舎のほうへ引っ越して、それでゆっくりと仕事をしながら生活をしたという希望を持っている方が多いという話は聞いております。現実に移住定住コーディネート力を借りて、多くの方が中之条町に移住をしているという事実もあるわけでございます。そういったところを中之条町でも取り組む必要があるかなというふうに思っているところでございます。

ご承知のとおり、中之条地区には1棟の体験住宅が整備されております。ほかに地区にも体験住宅の整備が今後展開できれば、移住希望者の幅が広がるものと思います。移住体験住宅につきましては、中之条町での生活を体験していただき、移住を促進するための施設と考えております。これを活用して、実際に中之条町に移住した方もいらっしゃいます。令和元年度は13件の体験者があったと、令和2年はコロナの関係でゼロだったということでございます。そういったニーズがあると

いうことでございますので、いろいろな手を考える必要があるかなというふうに思っております。

議員ご質問の体験住宅等を移住希望者へ提供する仕組みにつきましては、空き家等の利活用を促進しておりますので、現在のところ考えておりませんが、仕組みづくりとすると面白いかなというふうに思っております。住宅のニーズっていろいろあるので、将来的にここに住みたいという方については、自分でデザインしてお気に入りのところに住むというのが理想なのかなというふうに思っておりますので、いろいろのニーズがあるということは考えておりますので、柔軟に対応していく必要があるかなというふうに思います。

また、移住定住に関連するかもしれませんが、企業支援事業補助金というのを新年度でつくりました。そういったものを活用していただいて、テレワークをしながら中之条町で生活するというスタイルもいいかなというふうに思っておりますので、提案としてお伺いをさせていただきます。ありがとうございました。

それと、移住者のごみとルール違反の問題でございますけれども、移住定住が増えるとそういったトラブルが増えるというのは、通常なのかなというふうに思いますけれども、なかなか田舎の方は地域とのコミュニティーを大切にすることから、ごみを燃してもなかなか注意ができない、注意することによって、その後の間がうまくいなくなる、そういった心配をして注意をしない部分があるのかなというふうに思いますけれども、できれば役場とか、警察とか、いろいろなところを指導機関がありますので、そこに相談していただきたいということでございまして、できればうまく移住者とコミュニケーションを取って、そこで一緒に生活できることが理想でありますので、そういったご支援もできると思いますので、関係するところにご相談をいただければというふうに思っております。

以上です。

○議長（山本隆雄）2番、佐藤さん

○2番（佐藤力也）ちょっとまとまらない質問で大変申し訳ございませんでしたけれども、いろいろな取組がこれから考えられると思いますので、ぜひ検討していただければと思います。よろしくお願いたします。

続きまして、行政手続のデジタル化についてご質問をさせていただきたいと思います。国では2025年度末までに基本31の行政手続が可能となるように、オンラインによる行政の情報システムの標準化を進めているようですが、当町における今後の予定はどうなっているのかお伺いいたします。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）これにつきましては、企画政策課長からお答えをさせていただきます。

○議長（山本隆雄）企画政策課長

○企画政策課長（山本嘉光）議員のご質問にお答えをさせていただきます。

情報システムの標準化につきましては、吾妻郡内にて共同で調達をできるように、令和7年度末までに整備をする予定で準備を進めております。

行政手続のオンライン化に対応すべく、31手続のうち町が事務を行うものについて、令和4年度末までに国のポータルサイト、マイナポータルからオンライン申請も申請できるように現在準備を進めているところでございます。

また、町民の方がわかりやすくオンライン手続ができるように、令和4年度より中之条町デジタル窓口の構築を進めてまいりたいと思っております。他自治体でも先行事例が多くありますラインを利用した検討を現在進めております。

以上でございます。

○議長（山本隆雄）2番、佐藤さん

○2番（佐藤力也）来年度導入予定の自治体基盤クラウドシステム、その他機器によって可能になる手続というのはどの程度のものであるのか、またそれはどこでどうにやって行うのかお伺いいたします。

○議長（山本隆雄）企画政策課長

○企画政策課長（山本嘉光）自治体基盤クラウドの導入につきましては、コンビニ等で交付が可能になる、行政サービスの利用が可能になるということでございます。導入後にはセブンイレブン、ローソン、ファミリーマートなどの一部のコンビニエンスストア、またイオンなどに設置をされている端末で住民票の写し、それから印鑑登録証明書などの取得が可能となります。令和5年度以降は、税証明等の追加も予定がされているとのことでございます。

精算につきましては、各店舗の端末で全てが簡潔をするといったことでございます。コンビニ等の交付サービスにつきましては、町内だけではなく、端末がある場所において利用できるということでございます。現在の住民票でございますが、証明書等の手数料といたしまして300円を予定をしておるようでございます。内訳につきましては、117円がコンビニエンスストアへの委託料、それから180円がシステム等の使用料ということでございます。よろしく申し上げます。

○議長（山本隆雄）2番、佐藤さん

○2番（佐藤力也）手続については、マイナンバーカードが必要となると伺っております。なかなか普及が進まないようでございますけれども、今後ともその普及に努めていただければと思います。

また、ラインアプリの運用によって、ほかにも多様な取組が可能になると考えます。先般質問もさせていただいておりますけれども、電子地域通貨や防災アプリなどについてもまた積極的に検討をお願いしたいと思います。

この行政手続のデジタル化によって、様々なメリットが生まれると考えられますが、全ての人が平等にその恩恵を受けられるわけではないと考えております。高齢者をはじめスマートフォンやパソコンなど端末を持っていない人や、扱いに慣れていない方にとっては、その恩恵がなかなか伝わ

らないという部分があるのかなと思います。そこで、なるべく多くの町民がその恩恵を受けられるように、スマートフォンやパソコンの操作に関する講習会の開催や、購入費等の補助といった支援が必要と考えますが、いかがでしょうか。

○議長（山本隆雄）企画政策課長

○企画政策課長（山本嘉光）コンビニ等のサービスにつきましては、マイナンバーカードが当然必要ということになりますので、マイナンバーカードを所有した方が利用できるサービスということになります。現在中之条町におきます交付件数につきましては、35.8%ということでございます。マイナンバーの促進につきましては、住民課の窓口のほうでも写真撮影や申請のお手伝いをしておるところでございます。引き続きまして、広報等の周知も含め対応していきたいというふうに思っております。

また、スマートフォン等々の取扱いにつきましても、令和4年度より地域活性化企業人、企業からの人材派遣を利用させていただきまして、外部からデジタル人材の受入れを検討しております。パソコンやスマホの苦手な方を対象とした講習会、または職員講習等、デジタルを使える、使えない等々、デジタル格差の解消に非常に重要であると考えております。外部人材の知見やスキルを取り入れ、これらを実施してまいりたいと考えております。

機器の購入補助につきましては、現在のところ検討に至っておりません。機器購入補助につきましては、今後検討させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（山本隆雄）2番、佐藤さん

○2番（佐藤力也）デジタル化によって、町の窓口業務の簡素化も図られると考えます。そこで、生まれた時間を、今まで同様引き続き親切丁寧な窓口対応にも当ててくださいますようお願いいたします。

続きまして、地球温暖化対策実行計画についてご質問をさせていただきます。地球温暖化対策として、政府が2021年4月の気候変動サミットにおいて、温室効果ガス削減目標値を2013年度比でマイナス46%に設定いたしました。県でもそれに準じて、県では2050年に55%ということで数値目標を上げております。当町でも第3期地球温暖化対策実行計画において、その数値をマイナス40度似設定し、バイオマスボイラーの設置や太陽光、小水力発電など取組をされてきているものと承知しておりますけれども、太陽光発電事業におきましては、今後使用耐年数を迎えたソーラーパネルの廃棄問題や、また新たな設備投資には多額な費用が見込まれるなど課題があると思われま。今後当町ではどのような取組を進めていくおつもりかお伺いいたします。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）地球温暖化対策でございます。佐藤議員が発言したものと多少ダブる部分がありますが、回答させていただきたいと思っております。

2021年4月に気候変動サミットが開催され、2030年に向け温暖化ガス排出削減目標が打ち出され、日本では46%削減が表明されております。現在町では平成29年1月に改定された第3期中之条町地球温暖化対策実行計画改訂版に基づき、40%の削減目標に向け取組を行っております。2020年度の実績では2013年度比マイナス41.8%となっております。

しかし、今後もコロナ感染症の影響等でどのように変動するか予想ができないところでありますので、町地球温暖化対策委員会を中心に協議し、必要時計画の見直しを行いつつ、取組の一層の推進を図っていきたいと思っております。

また、ご指摘をいただいた太陽光発電事業、これについてはFITを使って20年の契約ということでございまして、20年後多くの産業廃棄物が排出されるという危惧もあるわけでございます。町ではこの20年後に備えて、撤収する費用につきましても捻出をして、20年後には約5,000万ぐらい積み立てて、それに当てるといった計画的にやっております。

以上でございます。

○議長（山本隆雄）2番、佐藤さん

○2番（佐藤力也）ただいま廃棄についての問題解決策も町長からお伺いいたしました。20年後もしその後やるかやらないかという部分もあると思うのですが、もし廃棄した後、ほかにも耕作放棄地たくさんあると思いますが、その再利用等も今後考えていければなどと思っております。

また、この問題については深く提案したい部分だったり、検討していただきたい部分もございまして、時間がちょっとなくなりましたので、5番、6番の、5番の住宅用火災警報器の設置、また6番の支障木等による火災、停電対策については、次の機会に回らせていただきたいと思います。

このコロナ禍で、当町においても大変住民の方も苦しい思いをしているところでございます。みなさんと一致団結して、これからも町民の暮らしに役立つように私も努力していただきたいと思います。

以上で質問を終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

○議長（山本隆雄）佐藤力也さんの質問が終わりました。

ここで暫時休憩といたします。再開は午後1時といたします。

（休憩 自午前11時44分 至午後1時00分）

○議長（山本隆雄）一般質問を再開します。

次に、山田みどりさんの質問を許可します。山田みどりさん、自席でお願いします。1番、山田さん

○1番（山田みどり）それでは、令和4年3月定例会議、通告に従いまして質問をさせていただきます。

今回私が質問しますのは、管内の保育教諭の働き方について、そして木質バイオマスボイラーに

ついて、この2点で質問させていただきます。

まず初めに、町内の保育士、保育教諭の働き方について質問させていただきます。コロナ感染が昨年からの町内でも子供たちの中で広がっています。こうした状況で、子供たちに関わる保育所、幼稚園では、今まで以上に慎重の対応が迫られていると思います。

そこで、お聞きします。中之条町管内の保育所、幼稚園、こども園で働く保育士、保育教諭の現況についてお答えください。また、その園児の人数に応じた配置基準というのもあると思うのですけれども、それも併せてお聞かせいただければと思います。

○議長（山本隆雄）教育長

○教育長（宮崎 一）山田議員ご質問の保育所、そして幼稚園で働く教諭、保育士さんの勤務の状況ということでご質問がございました。これにつきましては、職員数とか、あるいは勤務時間、それから配置基準というふうなお話もありましたので、数字的なものもございますので、こども未来課長のほうからお答えをさせていただきます。

○議長（山本隆雄）こども未来課長

○こども未来課長（倉林敏明）議員お尋ねの幼稚園教諭、保育士の現況につきましてお答えいたします。

まず、職員数ですが、中之条幼稚園の教諭は正職員5人、会計年度任用職員1人の計6人、沢田幼稚園の教諭は正職員4人、会計年度任用職員1人の計5人、六合こども園の教諭兼保育士は正職員5人、会計年度任用職員1人の計6人、伊勢町保育所の保育士は正職員14人、会計年度任用職員14人の計28人、中之条保育所の保育士につきましては正職員16人、会計年度任用職員16人の計32名でございます。

次に、保育士の勤務時間になりますけれども、7時間45分ですが、保育時間は午前7時30分から午後6時30分までの11時間です。したがって、午前7時30分から午後4時15分までの早番勤務、午前8時30分から午後5時15分までの通常勤務、午前9時45分から午後6時30分までの遅番勤務があり、保育の利用状況によって交代制で対応しております。また、早番と遅番の短い時間勤務するパートタイム会計年度任用職員も雇用しております。

続きまして、幼稚園教諭、保育所保育士の配置についてですが、国で定めている幼稚園の教諭配置基準につきましては、1学級35人以下につき教諭1人となっております。中之条町教育委員会では令和元年度より独自に中之条町幼稚園学級編制基準及び教員配当基準を設けており、3歳児につきましては1学級20人以下としまして、9人までは教諭1人、10人から15人で教諭1プラス安全係を1人配置、16人から20人につきましては、TT、チームティーチングによる複数担任制により教諭2人を配置しております。4歳児は1学級25人以下とし、20人までは教諭1人、21人から25人でTTによる教諭2人を配置しております。5歳児につきましては、1学級30人以下とし、25人まで教諭1人、26人から30人でTTにより教諭2人を配置しております。

保育所の保育士配置基準につきましては、国と県で異なっており、より手厚く定められている県の基準を申し上げますと、保育士1人につきゼロ歳児は3人まで、1歳児は5人まで、2歳児は6人まで、3歳児は20人まで、4歳、5歳児につきましては30人までとなっております。保育所につきましても令和元年度に中之条町保育所学級編制基準及び保育士配当基準を設けており、保育士1人につきゼロ歳児は3人まで、3の倍数になるとプラス1人配置しております。1歳児は5人まで、2歳児は6人まで、3歳児は15人まで保育士1人、16人から20人はT Tにより保育士2人、4歳児は20人まで保育士1人、21から25人まではT Tにより保育士2人、5歳児につきましては25人まで保育士1人、26人から30人までT Tにより保育士2人をそれぞれ配置しております。

以上のように中之条町教育委員会では国や県の基準を下回る学級編制をしており、きめ細かな幼児教育に努めております。

以上でございます。

○議長（山本隆雄）1番、山田さん

○1番（山田みどり）町独自で対応しているということで、これはただ平時の場合の配置基準なのかなというふうに思います。今やはりコロナ禍で、それに感染対策も含めて子供に関わる業務以外のことが非常に増えているというふうに思うのですけれども、コロナ禍で働く環境が大きく変わっています。現況の配置基準で、今の業務に影響が出ていないかどうか、保育所、幼稚園のコロナ禍になってからの状況というのがなかなか耳に入っていないものですから、たぶん恐らく非常に現場の中では、もちろんワクチンも打っていないお子さんだったりとか、マスクもきちんとできないお子さんもいらっしゃるかと思います。そういう中で、保育をしているという状況だと思うので、非常に大変な状況で働かれているというふうに思います。今の現状、現場の現状を分かるところでいいのですけれども、どんなふうな状況で働いているかということをちょっとお聞きしたいのですけれども。

○議長（山本隆雄）教育長

○教育長（宮崎 一）現場の状況ということでお答えをさせていただきたいと思います。

まず、先ほども議員さんのご質問にお答えしたのですが、コロナ関係においては1月の28日に臨時の管内の校園所長会議を開催いたしました。そして、新型コロナウイルス感染症拡大防止に係るご協力についてということで、各校園所の保護者の方に通知を出させていただきました。その中で、1つ目とすると各ご家庭においてということで、こういう状況がある場合には登園、あるいは登所をさせないでくださいというお願いを差し上げました。

それから、ご家庭における感染症対策ということで、こんな点を注意してくださいというお願いをいたしました。そして、特に幼稚園、保育所につきましては、ご自宅で保育が可能な場合にはぜひ登園の自粛にご協力くださいというお願いを差し上げました。やはり議員おっしゃるように限られた人数の中で、子供たちの感染を防止しながら保育をするというのは、これはどんな状況であっ

でも大変だと思います。したがって、やはりここはご家庭にもご協力をいただきながら、何とか感染の防止に努めていきたいということでこんな通知を出させていただいたわけであります。各校園所では、学校もそうなのですけれども、本当に限られた人数でありますけれども、子供たちの感染防止ということで一生懸命取り組んでいただいています。

幾つも項目があるのですが、1つ、2つご紹介をさせていただきますと、健康観察ということで、家庭で行う健康観察記録表というのを作っていただいて、これを毎日職員の方がチェックしていただいています。そして、体調のもし悪いお子さんが登所された場合にはすぐ保護者の方にご連絡をさせていただいて、ご家庭のほうでお迎えをいただいて、面倒を見ていただくという対応を取っております。また、マスクなんていうお話もあったのですけれども、やっぱり子供たちなかなかマスクというのに慣れておりません。従いまして、子供さんのほうでマスクが慣れているかどうかということも含めて、担任の先生のほうでよく観察をさせていただいて、ご家庭でマスクをつけさせていただきたいという要望があれば、3歳以上になりますけれども、保育所で、幼稚園で着用させていただきます。3歳未満児につきましては、やっぱり保護者からの要望があった場合で、なおかつお子様がマスク着用慣れていて、無理なく着用できる場合は対応をしていただいております。また他に給食の問題とかいろいろあるのですが、通常よりも本当にきめ細かく対応をしていただいている状況ということでございます。

○議長（山本隆雄）1番、山田さん

○1番（山田みどり）状況を聞かせていただいて、本当にやっぱり職員の方々は、きめ細かく対応していただいているということが分かりました。やはりそういうところは、保護者との連携も密に取って、感染対策に非常に徹底していただいているところだと思うのです。

やはりそうすると、この職員のみなさん、保育士さんの働き方についてちょっと話題をちょっと移したいと思うのですけれども、保育所のフルタイムで働く会計年度任用職員さんは、今答弁いただいたとおりどちらも伊勢町保育所も中之条保育所も同数になっているわけです。同じ業務内容で賃金の差があると、雇用で会計年度任用職員は雇用も年度末までという、また更新するかしないかというのはそこで決めるわけですけれども、働き方としてはすごく不安定な状況です。この会計年度任用職員の方もクラスを受け持って、担任というか、担当しているわけですよ。なので、その採用にあたって雇用年数を広げることができないのかということと、もう少し職員の数を増やしたりすることができないのかということをちょっとお聞きします。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）職員の採用の関係でございますので、私のほうから答弁をさせていただきたいと思えます。

今教育委員会のほうで設置基準については報告をさせていただきました。恐らく吾妻郡でも群馬県の中でも職員の数、多く配置しているかなというふうに思っております。それだけ充実をさせて

いただいているということでございます。その中で会計年度職員の採用、これにつきましては常勤職員のような競争試験を行わず、面接や書類選考、これまでの勤務実績に基づく人事評価により採用を行っているところでございます。

長期での任用ということでございますけれども、地方公務員法第22条の2第2項において、「会計年度任用職員の任期は、その採用の日から同日の属する会計年度の末日までの期間の範囲内で任命権者が定める」と規定されております。まさに会計年度の中の職員ということでございますので、年度を超えての任用はできないという決まりになっております。

以上です。

○議長（山本隆雄）1番、山田さん

○1番（山田みどり）そこで、会計年度ということで、そういうふうに雇用年数が決まって1年だ、年度末だということで決まっているということは分かりましたけれども、ならば正規の職員、会計年度任用職員さんの意向も一応年度末には聞いているのか、ヒアリングもしているのかなと思うのですけれども、正規職員への希望があった場合は正規職員に採用するなど、そういった対応を取られているのでしょうか。

○議長（山本隆雄）教育長

○教育長（宮崎 一）会計年度任用職員へのヒアリングというようなお話がありました。これは、教育委員会のほうでさせていただいています。会計年度任用職員さんにつきましては、先ほど町長のほうでお話がありましたように、基本的に1年契約ということでございます。したがって、翌年度の雇用につきましては、前年、当該年度の11月から12月にかけて、意向調査を教育委員会のほうで実施させていただいております。その結果を雇用の参考にさせていただいているというのが現状でございます。そして、正規職員の希望があるないということにつきましては、教育委員会といたしましては、ヒアリングはしておりません。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）正規職員の採用について、総務課長のほうからお答えをさせていただきます。

○議長（山本隆雄）総務課長

○総務課長（篠原良春）それでは、正規職員の採用関係、雇用に関しましてお答えをさせていただきます。

保育所等におけます会計年度任用職員につきましては、園児等の増減や特別な支援が必要となる園児等への対応、また常勤職員の産休や育児休業等における臨時的な任用が必要となる場合をお願いしているところでございます。今後人口減少や少子化の進行によりまして、園児数も減少傾向にあることから、正規職員につきましては計画的に採用していかなければならないというふうに考えているところでございます。

○議長（山本隆雄）1番、山田さん

○1番（山田みどり）今教育長から答弁いただいたとおり、正規として希望を取ってはいないということで、今課長からは計画的にということなのですけれども、確かに少子高齢化で子供の数も減っています。だから、職員の数というのがその子供と準じて縮小されている部分もあるのかなとは思いますが、やはりこのコロナ禍でやることは本当にたくさんあって、やっぱり現場からは非常に人が足りなくて大変だという声も上がってきています。この正規の職員さん、会計年度職員さんもちろんと保育士として資格を持って働いている方もいるわけですが、やっぱり正規と非正規、会計年度だと処遇の大きな違いがあります。希望を持って働くためにもやはりこの正規職員を増やしていくということが非常に必要ではないのかなというふうに感じております。

国から公的部門における分配機能の強化ということで、看護、介護、保育、幼児教育など、現場で働く方々の収入の引上げ、新型コロナウイルス感染症の対応と、少子高齢化への対応が重なる最前線において働く方々の収入の引上げを含めて見直すということで、収入の3%程度、月額9,000円の引上げをするという措置が通知されていると思います。そこに対象となる町で働く保育士、保育教諭について、町ではどのような対応を取っているかお聞きします。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）国の処遇改善の関係でございます。国における保育職等への処遇改善事業につきましては、コロナ克服・新時代開拓のための経済対策が令和3年11月に閣議決定され、看護、介護、保育、幼児教育など、新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線において働く方々の収入を引き上げることとされ、令和3年12月20日成立の令和3年度一般会計補正予算（第1号）に盛り込まれております。賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、令和4年2月から9月までの間、収入を3%程度引き上げるための措置を実施するものとされており、その必要な費用については国から補助されることになっております。

中之条町においても検討いたしました。実施方法については各自治体の判断により基本給や手当でもよいとされ、実施期間が8か月に限定されており、10月以降においても賃金改善の水準を維持することとされております。町職員の給与につきましては、国の人事院や県の人事委員会の勧告に基づき給与水準を維持しております。中之条町の他の職種との均衡も考慮し、今回の措置につきましては実施しないことといたしました。また、会計年度任用職員についても給料表による運用とすることから、実施しないということでございます。今申したとおりでございますけれども、中之条町職員は人事院勧告に基づいて定期的な給与の引上げ、引下げ、そういったものをしておりまして、職員同じような歩調で給料体系を保っているわけございまして、この保育士だけ今回の3%の値上げということになりますと、不均衡を生じてしまうと、そして8月までの措置ではなくて、10月以降もその措置を継続するということになりますと、職員組合の中でもちょっと異論が出る可能性がございますので、熟慮した結果、そういう結果にさせていただいたわけでございます。よろしくお願いたします。

○議長（山本隆雄）1番、山田さん

○1番（山田みどり）これは、国会答弁の中でもやはり183自治体のうち、1回目34自治体しか申請がなかったということで、やはり今町長が答弁で申されたとおり、やはり人事院勧告で引下げがあったこと、あとは周りとの均衡を図るためにもそのところは実施がしないと、そういう回答が多くなる自治体から上がっているということなのです。ですけれども、国会答弁の中では厚労省からは地方公務員であっても、公設公営の事業所の職員も積極的に実施を検討するよというふうな通知を出しているというふうなことを言っておりました。やはりそういうことも含めて、検討されるべきではないかということと、やっぱり保育士さんというのは資格を持っているわけです。資格を取って現場で働いていると。そういう現状、方々に、であっても、働き方が非常に大変な現場の中で働いているというその働きに対しての待遇というのは、それほどいいとは私は思っていないので、そのところも鑑みても、こういう国からの措置があるならば、ぜひ実施していただきたいというふうに思うのですけれども。

ちょっと関連してですけれども、年々子供が減少している中で、共働きの世帯も増えて、幼稚園よりも保育所への希望者が多くなっている現状にあります。幼稚園が統合されて、保育所と統合されてとかということも将来的にはあるのかなと。将来的な展望として、ちょっと町長にお伺いしたいのですけれども、子育て支援を進めていく中で、今回の予算編成の中にもまちづくりビジョンの1番目に教育環境の充実と、今子育てを掲げているわけです。子育て支援の中でどういうふうに今後町の将来的な展望として、保育所とか幼稚園とかを考えているのか。これは、そこで働く職員の方々の処遇にも大きく関係してくるので、どういうふうに考えているかだけちょっとお聞きします。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）教育内容につきましては、私から答えることはできませんけれども、教育の充実という面からお話をさせていただきたいと思います。

保育所、幼稚園だけを例にとってみますと、今教育長が話をされたように、ほかの町村、あるいは県と比べて非常に充実した人員配置をしているということでございます。ですから、これは力を入れているというあかしかなというふうに思っております。そして、少子化になって、保育所、幼稚園が中之条町あるわけでございますけれども、どうしても保育所のほうに偏っていくという傾向にはあるというふうに思います。しかし、保育所、幼稚園という機能を重視して子育てをしているという方もいらっしゃるわけなので、両方とも需要があるというふうに思っております。ですから、今後募集状況とか、そういったものを見て柔軟に対処していく必要があるかなというふうに思っております。

教育委員会のことなので、あまり細かくは申し上げませんが、条例改正の中でも幼稚園の校区を撤廃するというようなこと、これも一つの柔軟性の表れかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（山本隆雄）1番、山田さん

○1番（山田みどり）子育てをするなら中之条ということで、やっぱりこの保育現場というのは、町の子育て支援の最前線であります。ぜひこういうところで働く、現場で働く方の処遇というのをしっかりすることによって、そこにいる園児や子供たちにもやっぱり大きく生き生きと保育ができるのかなというふうに思いますので、その処遇については本当に大きく改善していただきたいなというふうに思うのです。保育士、保育教諭、先ほども言いましたけれども、有資格者です。町の子育て支援の最前線で働いていて、子供たちは遊びながら学び、成長していきます。人間教育のまさに原点で、まちづくりの原点だと私は思っています。しかしながら、その処遇に関しては、一般に比べても低く、改善がなかなかされてきませんでした。特にこのコロナ禍でケア労働に従事されている方というのが、非常にその処遇について対応が悪いという声が大きく上がっています。そのケアに従事している人の多くがまた女性です。保育現場で働いている保育士さんも女性の方が非常に多いのかなというふうに思います。女性の生涯年収は、男性に比べても1億円近く低いという試算も出ております。こうした現況を改善するためにも、町としてやはり女性の活躍というところの点でも改革を進めていっていただきたいというふうに思います。

次に、木質バイオマスボイラーについて質問を移らさせていただきます。2年前から木質バイオマスボイラーが導入されましたけれども、その運用状況についてお聞きします。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）現状でよろしいでしょうか。では、まず導入の経過について説明をさせていただきます。

町内の間伐材など地域の未利用資源をエネルギーとして利用することで、エネルギーの地産地消や森林整備の推進にもつながることが期待され、石油燃料の代わりに環境面で優れている木質バイオマスを利用することは、温室効果ガス排出量の大きな削減にもつながることから、公共施設への木質バイオマスの導入について、中之条町温暖化対策実行計画において重点テーマとして環境政策における重要な取組としていたところでございます。

平成29年度に中之条町町有施設における木質バイオマス熱利用事業化基本計画を策定し、課題の整理や施設の設備状況及び熱需要等を調査し、熱需要や環境面等から導入効果が高い町有施設の選定を行い、環境省の補助事業を活用し、平成30年度に設計業務に着手し、その後導入工事が開始されたところでございます。

令和元年度に2か所の木質バイオマスボイラーの導入工事を実施し、令和元年度の12月から役場庁舎と保健センター及び四万へき地診療所と清流の湯で稼働をいたしました。令和2年度には六合支所のボイラーにも導入しており、11月末から稼働しているところでございます。

導入設備につきましては、中之条町役場、中之条町保健センターは300キロワットのボイラーを

導入し、夏季の冷房と冬季の暖房で利用しております。四万清流の湯、四万へき地診療所は120キロワットのボイラーを導入し、四万清流の湯では給湯の供給、四万へき地診療所では冬季の床暖房で利用しております。

六合支所については、300キロワットのボイラーを導入し、冬季の暖房で利用しているということが実態でございます。

以上です。

○議長（山本隆雄）1番、山田さん

○1番（山田みどり）2年経過して、この運用事業なのですけれども、非常に環境に配慮した事業ということで、非常にいいとは思いますが、その中で不具合が生じたりだとか、エラーが出たりとかということが起こったというふうに聞いているのですけれども、そのエラーはどのくらいの頻度で出ていたのかお聞きします。

○議長（山本隆雄）総務課長

○総務課長（篠原良春）木質バイオマスボイラーにおきます、エラー等の原因なり発生状況についてお答えをさせていただきます。

導入当初はエラーが発生し、作動しない事態が数回続いたということがありましたけれども、その原因といたしましては、燃料として使用しております木質チップの大きさや形状、含水量等の品質によるものでございました。

木質チップにつきましては、主に2業者から購入しておりますが、燃料専用に製造していただいているというわけではありませんので、ふぞろいな状態となっております。チップを製造する機械に不具合が発生し、大きなチップが混ざってしまい、その大きなチップがあったためにサイロから炉に運ぶ際にスクリーンに詰まってしまい、エラーが発生したというものでございます。また、含水率が高いチップでは、不完全燃焼により温度が上がらない状態となり、エラーとなってしまったものと分析をしているところでございます。現在では役場近くにあります倉庫をお借りし、また旧沢田学校を利用し、ストックヤード兼乾燥作業場として活用しており、含水率の低いチップを供給していただいているところであります。

今後木材活用センターが稼働した場合には、燃料用のチップにあった機械の導入により、チップ計上の均一化が図れるものと思われれます。また、乾燥機の導入により、チップの水分管理を行いますので、燃料に適したチップの製造ができることとなり、そのためボイラーのエラーの2つの大きな原因が解消されるということになるため、安定した運転ができるようになると考えているところでございます。

○議長（山本隆雄）1番、山田さん

○1番（山田みどり）含水量が大きいということが原因でエラーが、水分が出てしまって煙が上がって、エラーが出てしまったということ、燃えなかったということですね。その原因は何で

含水量が高いチップなのか、それ生の木を使っているからとかなのか、木の種類によってなのか、それとも、保存の方法が原因なのかというのは分かっているのかお聞きします。

○議長（山本隆雄）総務課長

○総務課長（篠原良春）チップを、チップ専用業者に業者の方が作っているわけではなくて、端材として納入していただいていますので、野晒しになった状態であるものを持ってくるということで、含水率が高くなってしまいうということになっています。

○議長（山本隆雄）1番、山田さん

○1番（山田みどり）今先ほど課長が言っていた新しく木材活用センターが、活性化センターができれば、良質なチップが供給できるということですが、このチップの、その前に今現在は事業者から買っているわけですね、チップは。その木質チップの費用と、燃えなかった場合の重油を組み合わせて今運転していると思うのですけれども、そのそれぞれの費用はどのぐらいかかっているのか、ちょっと数字をお聞かせください。

○議長（山本隆雄）総務課長

○総務課長（篠原良春）3つの施設におけます燃料の使用状況から申し上げますと、平成30年度の決算と令和3年度決算見込みを比較させていただきますと、重油と灯油では約7.4%の使用量となっておりまして、90%以上の使用の減となっております。金額にいたしまして約514万円の削減となっております。逆にチップをその後使用しているわけですが、そちらにつきましては約260トンということになりまして、323万円の支出見込みとなっております。電気の使用量が上がっているわけですが、こちらにつきましては2.9%の増ということで、約62万円の増額となる見込みであります。また、今回のボイラーの導入によりまして、機械の保守業務の委託料等も増額となっております、そちらにつきましては約205万円の増額ということになります。

以上の経費の比較となりますと、3施設の合計で燃料費について約76万円の増額となるものと見込んでいます。

○議長（山本隆雄）1番、山田さん

○1番（山田みどり）このエラーが、導入当初は非常に頻回に出たということなのではございますけれども、計画当初の予定ではこの重油とチップの併用というのは、の比率はどんなふうな計画としてあったのですか。計画どおりだったら計画どおりでいいのです。計画どおりではなくて、いや、これだけ重油がかかってしまったよとか、チップがかかってしまっているよとか、ちょっとそのへんのところ、計画のところの範囲と比べてどうかというのを教えてください。

○議長（山本隆雄）総務課長

○総務課長（篠原良春）最初の導入の計画のときから、今の役場なり保健センターの暖房効率といえますか、断熱効果を比べますと、やはり夏場の暑いときには木質バイオマスだけでは足りないという想定の下にボイラーについてもそのまま置いて、また非常時のこともありますのでということ

で、ボイラーについて撤去するという案はなかったわけです。

○議長（山本隆雄）1番、山田さん

○1番（山田みどり）重油と併用した比率をお聞きしたのですけれども。比率として、計画当初の比率はどのくらいだということを出してありますか。

○議長（山本隆雄）総務課長

○総務課長（篠原良春）正確な比率はないのですけれども、昨年度に比べますと、今年のボイラーの使用量なりその比率については、2年と3年を比較した場合に、役場だけで申し上げますと、重油の使用量は減っております。

すみません。計画との段階ですね。計画の段階での重油がどのくらい使うというのは、最初から使うということはあったのですけれども、どの程度使うというのは想定はしていなかったということです。

○議長（山本隆雄）1番、山田さん

○1番（山田みどり）想定よりもやっぱりエラーが出たことによって、重油がたぶん恐らく多く使われているのだと思います。だから、そういうところでいうと、費用対効果はどうかなというところなのだと思うのですけれども、そういうふうにならばエラーが出たりとかして、とても大変なことで、それに対応する職員の方も大変な思いをされたのかなと思うのですけれども、エラーが出た際は業者が対応されたのか、それとも、町の職員が行って対応したのか、その回数とは言わないですけれども、分かれば回数ですけれども、どのくらい対応、町の職員が対応しているのかという、聞きたいのはその人件費です。恐らく休日であれば休日出勤をして、職員がそれに、対応に追われたのかなと思います。その水が含んだチップを結局それを広げて、今沢田小のところに広げているという、それも一応手作業でやって、手作業というか、職員がやっているわけですね。だから、それにかかる人件費などについてはどういうふうな、どのくらいかかっているのか分かりますか。

○議長（山本隆雄）総務課長

○総務課長（篠原良春）チップの導入に関しては、農林課のほうの林業系のほうでお願いしているわけですけれども、令和2年度決算によりますと会計年度任用職員も1人雇用しておりますし、またあと車両なりチップヤードを借りたりというところで、年度決算では460万円ほどの支出となるところでございます。

○議長（山本隆雄）1番、山田さん

○1番（山田みどり）そういったことに追われて、職員の対応も、人件費もかかっているというような状況なのですね。この木材活用センターができれば、安定したチップが供給されるというところなのでも、ちょっとお聞きしたいのは、そのチップの価格、単価が今使っているチップよりもいわゆる高く、良質なチップなので高くなるわけですね。そのへんは、そのチップはどのくらい高くなるのかちょっとお聞きしたい。

○議長（山本隆雄）農林課長

○農林課長（小池宏之）現在主に使わせていただいておりますチップがトン当たり1万3,000円、それが今の予定ですと1万1,000円、2,000円ぐらい、少し現状よりは安く提供できることになるかとは考えております。

○議長（山本隆雄）1番、山田さん

○1番（山田みどり）チップのほうは、コストが多少下がるということで、それはチップ自体の単価はそうなのですが、例えば運搬費とかそういったものは含まれていないわけですよね。運搬費なんかも含めるとどのくらいになるのかという計算はされていますか。

○議長（山本隆雄）農林課長

○農林課長（小池宏之）運搬費というのは、チップを役場なり支所なり。それが今度一緒に事業を展開していただくことになっております民間の製材業者の方、こちらの方に依頼をいたしまして、やることとなりますので、職員のほうの人件費がかかるとか、また車両等を用意してというようなことには、車両はそのまま継続で使うことになるかもしれないのですが、そういった部分の、今職員なり町なりが担っているところを委託する中での事業で賄っていただきたいということでの調整を進めているところでございます。

○議長（山本隆雄）1番、山田さん

○1番（山田みどり）時間がなくなってしまったので。要はこれだけエラーが出ていたりとか、これだけ職員が対応に追われているということで、事業自体は非常にやっぱり温室効果ガス排出量の削減につながるということで、非常にいい事業かなというふうに思うのですが、こういったところきちんと改善点をちゃんと見て、そのコストがどうだとかという町でやる事業ですから、そういうところをやっぱり心配されている方は多いと思うのです。だから、こういうところきちんとして、今後入山の診療所の導入のことについても、慎重に検討されるようにしていただきたいなというふうに思います。

以上です。

○議長（山本隆雄）山田みどりさんの質問が終わりました。

次に、関美香さんの質問を許可します。

関美香さん、自席でお願いします。3番、関さん

○3番（関 美香）議長よりお許しをいただきましたので、通告に従い、1、公用車について、2、土のうについて、3、有害鳥獣対策について、一般質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

まず初めに、公用車の事故防止について質問させていただきます。日頃の業務において、公用車はどのような目的で使用されているのか、また使用状況についてもお伺いいたします。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）町の庁用車につきましては、庁用車管理規則によりまして、公務による場合、その他公務に準ずる場合において使用することとなっております。

使用状況につきましては、1週間の平均で午前、午後について、軽乗用車が85%、軽バンが87.5%、普通小型乗用車5人乗りが62.5%、普通小型乗用車6人乗り以上が25%、トラック、大型バン44%の利用率となっております。

○議長（山本隆雄）3番、関さん

○3番（関 美香）それでは次に、過去3年間における公用車の事故発生状況をどのように捉えているのか、お伺いいたします。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）車を管理しております総務課長からご回答させていただきます。

○議長（山本隆雄）総務課長

○総務課長（篠原良春）それでは、庁用車によります事故の発生状況について申し上げます。

令和元年度が11件、令和2年度が20件、令和3年度が現在まで12件発生している状況にあります。これらの件数につきましては、町で所有している自動車であり、自動車保険の対象となっているものでございます。現在では174台に対する事故ということになっております。こちら運転手につきましては、会計年度任用職員を含む職員のほか、地域おこし協力隊員やゆうあい荘の業務委託先も含まれております。

こちらの件数が多いか少ないかということは、一概には申し上げられませんが、事故はないことが一番であるということですので、安全運転等の注意喚起につきましては、今後も引き続き行ってまいりたいと考えております。

○議長（山本隆雄）3番、関さん

○3番（関 美香）続きまして、公用車の事故防止において、現在具体的にどのような取組をされているのか、また以前は各課で管理していた公用車を、現在は総務課で一括管理していると伺っておりますが、その経緯と総務課で一括管理することについてのメリット、デメリットについてもお伺いいたします。

○議長（山本隆雄）総務課長

○総務課長（篠原良春）公用車の事故防止への取組といたしましては、交通安全運動実施中における安全運転の周知や、出入口にポスター等を掲示して注意喚起を行っているところでございます。また、運転日誌の記載を義務づけておりますので、車両の管理状況についても確認を行っております。

平成24年度から総務課にて一括管理としている状況であります。その目的としては保有台数の適正化を図るというのが第一番でございました。各課での管理となりますと、課によっては使用しない日や時間帯が生じ、車両の無駄が発生するところから、効果的な活用ができない場面が想定されるというところから、一括管理にしております。現在では予約制によりまして、無駄を省

き、保有台数の削減が図れるものと考えております。

デメリットといたしますと、不特定多数の者が使用するということになりますので、それぞれ責任感が薄れ、雑な扱いとなってしまい、軽微な傷が発生した場合についても報告しないというケースも今後、最近出ておりますので、その対策等を現在検討しているというところでございます。

○議長（山本隆雄）3番、関さん

○3番（関 美香）公用車の使用目的と使用状況、また過去3年間の事故発生状況に対しての見解、そして事故防止への取組について確認をさせていただきました。事故はないことが一番であり、引き続き安全運転等の注意喚起を行うとの答弁をいただきました。安全運転への注意喚起の一助にながればとの思いから、今回公用車の事故防止について一般質問をさせていただきました。

総務課の一括管理によるデメリットにおいて、不特定多数の使用になるので責任感が薄れるとの答弁でありましたが、このことが事故への要因にならないようより一層安全運転に努めていただくようお願い申し上げます。また、公用車の運転に対する自覚向上が図れるよう、具体的な対策を講じていただきたいと思います。

それでは次に、1月4日に行われた臨時会において、ゆうあい荘の送迎中の事故に対する損害賠償の額を定めることについての議案が提出され、可決されました。ゆうあい荘の送迎車においては利用者が同乗している点から、事故再発防止を改めて検討すべきではないかと考えますが、見解をお伺いいたします。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）ゆうあい荘の自動車事故の関係で、再三和解の専決処分について議会に提出をさせていただいていることに対しまして、大変ご心配をかけているわけでございますけれども、ご承知のとおりゆうあい荘の管理につきましては、県の医師会に委託をしております。もちろん職員も県の医師会の職員でございます。ただし、所有する車は町のものでありますので、その保険を県の町村会に加盟しているということございまして、保険等を町を通して入ってくるということございまして、再三みなさんにご審議をいただいているということございまして、ゆうあい荘につきましても、群馬県安全運転管理者協議会吾妻地区協議会にも加盟されております。安全運転に対して事業所としての啓発もされていると思います。高齢者や体の自由が利かない方を同乗させるということございまして、認識を改めて自覚してほしいということで、安全運転への取組について今後も事業者のほうに要請をしてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（山本隆雄）3番、関さん

○3番（関 美香）答弁にあるように、送迎車には高齢者や体の自由が利かない利用者を同乗させている点から、安全運転に対し細心の注意を払っていただくことを強く望みます。そして、答弁いただいたように、ゆうあい荘の管理を委託している町側からも安全運転強化に対する申入れを行って

いただき、関係各所と事故再発防止における連携を図っていただくようお願い申し上げ、次の質問に移ります。

それでは次に、公用車の今後の在り方について質問させていただきます。公用車の今後の在り方を考える上で、持続可能な社会を目指すSDGsの目標13、「気候変動に具体的な対策を」の視点に基づき、脱炭素化に向けた取組が必要ではないかと考えております。公用車の今後の在り方に対し、町長はどのような見解をお持ちなのかお伺いいたします。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）今回SDGs等地球環境に関する質問が何人かの議員さんからございました。中之条町では、持続可能な循環型社会を構築し、地球温暖化防止や低炭素社会を実現するため、「再生可能エネルギーのまち中之条」を宣言を行い、各種事業に取り組んでいるところでございます。

SDGsは、持続可能な成長を実現するために、17の世界的目標と169のターゲットで構成されており、議員のおっしゃる目標の13番、気候変動問題、年々深刻化している状況にあります。

電気自動車は、電気を使った電気モータを駆動力として、ガソリンが使用しないため、二酸化炭素の排出がなく、地球に優しい次世代カーとして注目を集めております。一方、ガソリン車はエンジン中でガソリンを燃焼させるため、二酸化炭素や窒素酸化物を排出しております。

公用車における電気自動車の導入につきましては、中之条町におきましても以前から取り組んでおりまして、現在3台保有しているという状況でございます。

○議長（山本隆雄）3番、関さん

○3番（関 美香）中之条町には現在3台の電気自動車があるとのことですが、買い替え時期を迎える際には引き続き電気自動車の購入を考えているのか、また公用車をガソリン車から電気自動車に切りかえていくことに対し、どのような見解をお持ちなのかお伺いいたします。

○議長（山本隆雄）総務課長

○総務課長（篠原良春）電気自動車につきましては、充電設備が必要となるため、その場所の確保が必要となります。現在役場庁舎内の地下の車庫において、町で保有しております3台の電気自動車について充電を行っておりますが、車庫のスペース的にその台数には限界があるかと思っております。現在3台を保有しておりますけれども、今後も最低でも3台については電気自動車として確保していきたいと考えているところでございます。

気候変動問題は、中之条町全体での取組として対応していきたいと考えておりますので、その一つとして電気自動車への切替えというの、今後はさらに検討してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（山本隆雄）3番、関さん

○3番（関 美香）気候変動問題は、社会全体で取り組むべき課題であり、町としてもさらに進めていかなければならない課題であると考えます。その中で、公用車の二酸化炭素排出量削減について

も、今後計画的に進めていただきたいと考えます。

また、電気自動車は、災害時の非常用電源としての役割が期待されております。電気自動車を災害時の非常用電源として活用することに対する見解をお伺いいたします。

○議長（山本隆雄）総務課長

○総務課長（篠原良春）電気自動車を災害時において、非常用電源として確保するという観点からは、大きな意義があるかと思えます。車に搭載しております大容量電池が非常用電源であり、なおかつ移動式電源という活用をすることが可能で、洗濯機や冷蔵庫、電子レンジといった家電に電気を供給したり、スマートフォンの充電に使うことが可能となりますが、電力量には限りがあるため、町としてどのように活用していけるのか、先進自治体の事例を参考に今後検討していきたいと考えているところでございます。

○議長（山本隆雄）3番、関さん

○3番（関 美香）中之条町が保有している3台の電気自動車のうち、2台が蓄電池として利用可能であると認識しております。また、令和2年10月の台風19号の際、避難所において停電が発生したことや、近年災害が頻発傾向であることから、災害時の電力確保がより重要になってくるのではないかと考えます。

以上の点から、電気自動車を非常用電源として活用すべきと考えますので、前向きなご検討をどうぞよろしくお願いいたします。

それでは次に、近年公用車を近隣住民と共有するカーシェアリングを導入する自治体が出ており、カーシェアリングの普及は、自動車の絶対数の削減や環境負荷の低減につながると期待されておりますが、公用車をシェアリングすることに対して、どのような見解をお持ちなのかお伺いいたします。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）議員から、カーシェアリングの提案をいただきました。議員のおっしゃるとおり、カーシェアリングにつきましては電気自動車を導入し、平日は町の公用車として使用するとともに、土曜日、日曜日、祝日や夜間等は、観光客や町民の一般利用者向けのシェアリング車両として開放するものであらうと思えます。走行時の二酸化炭素排出量の低減が期待される電気自動車の導入とカーシェアリングエコノミーの普及、SDGsに関する認知度向上に向けて、官民協働での取組として実証実験が行われているようでありますので、いろいろ良い点や悪い点等問題点もあると思えますので、これらをしっかりと見ていきたいというふうに思っております。そして、中之条町の特性を考慮しながら、どのように取り組んでいくべきか、その事例等を見極めた上で十分検討していきたいというふうに思っております。ただ、この中之条町の地域性というところを見ますと、都会とは違い一人一台車を持っているという状況、そしてカーシェアリングをすところまでいくのに公共交通機関がないと、いろいろな問題があると思えます。そして、事故が起きたときの補償の間

題とか、賠償の問題とか、そういったものをクリアしないといけないかなというふうに思っておりますので、これから実証実験の結果を十分参考にさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（山本隆雄）3番、関さん

○3番（関 美香）答弁にもあるように、平日は公用車として使用し、それ以外の曜日や夜間等を町民や観光客に開放するカーシェアリングは、現在実証実験段階であります。先ほど公用車の二酸化炭素排出量削減について、計画的に進めてまいりたいと申し上げましたが、その中に公用車のシェアリングについての検討を盛り込んでいただけたらと考えます。そして、中之条町の地域性を考えると、土曜や日曜に観光客に使用していただくことが効果的ではないかと考えますので、公用車のシェアリング導入について十分精査していただき、今後の気候変動に具体的な対策をに対する公用車への取組の充実をお願い申し上げ、次の質問に移ります。

それでは、土のうについてお伺いをいたします。土のうの使用目的と使用状況を確認させていただきたいと思えます。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）これについては、建設課長からお答えをさせていただきます。

○議長（山本隆雄）建設課長

○建設課長（関 洋太郎）建設課で使用している土のうは、主に台風や集中豪雨による路面排水が原因で崩落してしまった路肩などが、さらに崩れ落ちないために路上に並べて排水を遮断する目的で使用することがほとんどでございます。

また、建設課で使用する以外でも、豪雨などで消防団が出動した際には、民家への浸水を防ぐために緊急的に使用していただいている状況でございます。

○議長（山本隆雄）3番、関さん

○3番（関 美香）それでは次に、土のうの材質と耐用年数、また在庫状況についても確認をさせていただきたいと思えます。

○議長（山本隆雄）建設課長

○建設課長（関 洋太郎）建設課で使用している土のう袋の材質につきましては、ポリエチレン、いわゆるプラスチック製品でございます。

また、耐用年数については、直射日光が当たるような場所では、紫外線に弱いことから3か月程度で穴が開くこともあるため、復旧工事を行うまでに一時的、仮設的に使用しております。

そして、在庫の状況ですが、例年再シーズン前には土のう袋に砂を入れた状態で500個ぐらいを建設課の倉庫などで備蓄しております。

○議長（山本隆雄）3番、関さん

○3番（関 美香）中之条町で使用されている土のうの材質がプラスチックであることを確認させて

いただきました。現在プラスチックごみが世界的な問題となっており、脱プラスチックへの取組が社会全体に広がっている状況であります。先ほど土のうが緊急時に使用されていることを確認させていただきましたが、仮設的な使用であっても、設置場所によっては土のうの流失が考えられ、土のうはプラスチック製品であることから、分解されずプラスチックごみとして残り続けることが考えられます。また、河川へ流出した場合、マイクロプラスチック化し、海へ流れ込むことが考えられ、このような点からSDGsの目標12「作る責任・使う責任」の視点に基づき、環境に配慮した土のうの使用を検討すべきと考えますが、見解をお伺いいたします。

○議長（山本隆雄）建設課長

○建設課長（関 洋太郎）議員ご指摘のとおり、仮設的な使用であっても設置する場所によっては、河川などへ流失してしまう場合も決してないとは言えません。また、直射日光にも弱い点を踏まえ、耐候性に優れた材質や土の中でも3年ぐらいで分解する材質の土のう袋もございますので、使用する場所や機能に応じた中で環境に配慮した土のうの使用を今後検討してまいりたいと考えております。

○議長（山本隆雄）3番、関さん

○3番（関 美香）答弁いただいた中の使用している土のうが紫外線に弱いこと、設置場所によっては河川への流失も考えられることから、今まで使用している土のうと環境に配慮した土のうを併用し、設置場所や設置期間を考慮した土のうの使い分けを検討すべきであると考えます。

12月定例会議における同僚議員の一般質問の中で、町長は「中之条町が持続的な発展を続け、住んでみたい、住み続けたいと思っていただけるよう今まで取り組んでまいりましたと答弁させていただきました。」持続可能なまちづくりにおいて、SDGsの17の目標達成への取組が重要ではないかと考えますが、町長の見解をお伺いいたします。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）関議員ご質問のとおり、持続可能なまちづくりにおいて、SDGsの17の目標達成の取組は、大変重要であると認識しております。17の目標は相互に関連しており、それらを包括的に解消することが本当の意味でのSDGsの達成につながるものと理解をしております。

平成17年には「中之条町環境にやさしいまちづくり宣言」、平成25年には「再生可能エネルギーのまち宣言」等、健康や衛生、教育、エネルギーなど意識せずに既に取り組んでいる分野も多くあります。また、第2期の総合戦略におきまして、新たな視点の中で新しい時代の流れを力にするとして、SDGsの取組と位置づけについて、SDGsの達成を見据えた共通認識の下、町民をはじめ各種団体との連携強化を推進し、さらなる本町の持続的な発展につなげていきたいと考えているところでございます。

○議長（山本隆雄）3番、関さん

○3番（関 美香）平成17年の「中之条町環境にやさしいまちづくり」、平成25年の「再生可能エネ

ルギーのまち中之条」の宣言等に基づき、既に取り組んでいる分野は多くあること、また第2期総合計画の中にSDGsの取組が位置づけられているとの答弁をいただき、持続可能なまちづくりに積極的に取り組まれていることを改めて確認させていただきました。

また、それぞれの立場で行動を起こしていくことが大切であり、一人一人の行動が未来につながっていくことを改めて感じております。

土のうの使い分けは小さなことかもしれませんが、小事が万事であり、小さな積み重ねが目標達成へとつながると考えますので、SDGsの目標12の「作る責任・使う責任」の視点に基づき、環境に配慮した土のうを使用することについてのご検討をどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、有害鳥獣対策についてお伺いをいたします。令和3年度10月までの有害鳥獣捕獲数は、前年度に比べ大幅に減っているとのことですが、その要因と何名くらいの隊員の方が捕獲を行ったのか確認をさせていただきたいと思っております。

○議長（山本隆雄）農林課長

○農林課長（小池宏之）12月議会で、前年度対比でイノシシは20%、猿は40%、熊は30%ほどの捕獲数となっているとお答えさせていただきました。その原因といたしましては、イノシシは感染症である豚熱への感染による減少、猿は群れの移動による出没の減少、熊については昨年度は餌の不足により人家の近く等への出没が例年以上でございましたが、今年度は食料となる木の実等が豊富にあったものと思われ、人家近くへの出没等が減ったものと考えられております。

また、捕獲の状況ですが、およそ100名の駆除隊員のうち実際に捕獲を行ったのは40名ほどとなっております。よろしくお願いいたします。

○議長（山本隆雄）3番、関さん

○3番（関 美香）それでは次に、有害鳥獣が目撃された地区においては、鳥獣被害対策実施隊員にパトロールをお願いしているとのことですが、日常的なパトロールの状況について確認をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（山本隆雄）農林課長

○農林課長（小池宏之）パトロールは、鳥獣被害対策実施隊員に依頼してございます。有害鳥獣の駆除は、耕作者からの被害の訴えや目撃情報によって、捕獲場所等を選定し、銃やわなによる駆除を行うこととなります。この駆除のために行う山林や、わなの見回り等が既にその行為そのものが、パトロールにもなっているという状況でございます。また設置したわなにつきましては、ほぼ毎日様子を見に行くこととなります。また、それに加え、町民に危害を加えるおそれの高い熊等が出没した際には、警察にもパトロールを依頼するとともに、鳥獣被害対策実施隊員のみなさんにもより頻回のパトロールをお願いしているという状況でございます。

○議長（山本隆雄）3番、関さん

○3番（関 美香）鳥獣被害対策実施隊員の活動状況を確認させていただき、有害鳥獣対策において、

隊員のみなさんの役割がいかに重要であるのか、改めて認識いたしました。

それでは次に、鳥獣被害対策実施隊員に任命できるのは、条例において町内に住所を有する者と定められていますが、その理由について確認させていただきたいと思います。

○議長（山本隆雄）農林課長

○農林課長（小池宏之）中之条町におきましては、鳥獣被害対策実施隊員の有害鳥獣の捕獲に対するわなの無償での貸与や捕獲に対する奨励金等の支払い、支援を行っております。これは、当然のことながら中之条町の予算で実施しているものでございます。そういった事情から、基本的には中之条町の住民であることが望ましいと考えます。

また、こうしたパトロールや捕獲等の行為は、大変に危険が伴う険しい野山を動き回っていただくこととなりますので、安全を確保するためにもこうした山野等の天候や地理的な知識を持った方に担っていただくことが望ましいものと思われまます。こうしたことから、条例では町内に住所を有する者を隊員とすると規定しているものと思われまます。

○議長（山本隆雄）3番、関さん

○3番（関 美香）私がこのことについて再度一般質問させていただくのは、12月定例会議の一般質問の中でも触れましたが、ある方の自身の狩猟免許を使い、ふるさとに貢献したいとの思いに胸を打たれたからであります。

私は、人口減少、そして少子高齢化の進む中之条町において、ふるさとのために貢献したいと望んでいる方の力を生かすことが持続可能なまちづくりにおいて大事な視点であると考えまますが、町長の見解をお伺いいたします。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）この問題につきましては、12月議会で提案をさせていただき、答弁をさせていただいたところでございます。確かに鳥獣被害実施隊の高齢化、あるいは減少といった状況でございます。今後実施隊の存続に関わる問題の解決として、関議員のおっしゃる町外の方の加入は大変意味のある方策だというふうには思っております。

しかし、今農林課長が申し上げたように、安全でその目的を達成するというのが鳥獣被害実施隊の使命でございます。外の方が来たからけがをすとか、そういうことではないというふうには思いますが、いろいろな実施隊のみなさんの意見を聞くと、気心の知れた人と安全に一斉駆除、そういったものもするのに必要ではないかというような意見もございまます。しかし、こういったいろんな問題がございまますので、私一存で条例改正をするということではできませんので、これから新年度に向かって総会等がございまます。そういった場で農林課のほうから、こういった質問があったということで提案をしていただいて、実施隊のみなさんの判断をいただくということが必要かなというふうには思っております。それを踏まえまして、判断を私のほうでさせていただくということにさせていただきたいというふうには思っております。

以上です。

○議長（山本隆雄）3番、関さん

○3番（関 美香）町長がおっしゃるように、有害鳥獣対策のために懸命に活動していただいている隊員みなさんに判断を仰ぐということの大切さは、私も十分理解をしているつもりであります。その上で、人口減少、少子高齢化が進む中之条町において、自分のふるさとに貢献したい、自身の力を中之条町のために役立てたい、このように考えてくださる方の力を今後のまちづくりに生かすべきであり、その視点を隊員の今後の在り方に取り入れていくべきと私は考えます。

有害鳥獣対策の中心的な役割を果たす、鳥獣被害対策実施隊員の高齢化が進んでいくことを考えるとき、隊員の担い手の検討が必要になってくると思います。その点を踏まえ、現在活動されている隊員の方々とご協議していただくことをお願い申し上げ、私の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○

○議長（山本隆雄）以上で本日予定しました日程は全て終了しました。

3日目の16日には午前9時30分から再開しますので、定刻までにご参集願います。

本日はこれにて散会します。長時間にわたり大変ご苦労さまでした。

（散会 午後 2時16分）

令和4年第1回中之条町議会定例会 3月 定例会議 会議録 第3日

|  |            |                   |                  |                 |           |       |                  |                 |
|--|------------|-------------------|------------------|-----------------|-----------|-------|------------------|-----------------|
| 招集年月日<br>(会議)  | 令和4年3月8日   |                   |                  |                 |           |       |                  |                 |
| 招集の場所  | 中之条町役場 議事堂 |                   |                  |                 |           |       |                  |                 |
| 開議<br>日時   | 開議         | 令和4年3月8日 午前10時04分 |                  |                 |           |       |                  |                 |
|  | 散会         | 令和4年3月8日 午後10時08分 |                  |                 |           |       |                  |                 |
| 応招ならびに<br>不応招議員<br>応招 15名<br>不応招 0名<br>出席ならび<br>に欠席議員<br>出席 15名<br>欠席 0名 | 議席<br>番号   | 氏名                | 応招・<br>不応招<br>の別 | 出席・<br>欠席の<br>別 | 議席<br>番号  | 氏名    | 応招・<br>不応招<br>の別 | 出席・<br>欠席の<br>別 |
|  | 1番         | 山田みどり             | 応招               | 出席              | 9番        | 安原 賢一 | 応招               | 出席              |
|  | 2番         | 佐藤 力也             | 〃                | 〃               | 10番       | 小栗 芳雄 | 〃                | 〃               |
|  | 3番         | 関 美香              | 〃                | 〃               | 11番       | 福田 弘明 | 〃                | 〃               |
|  | 4番         | 大場 壯次             | 〃                | 〃               | 12番       | 剣持 秀喜 | 〃                | 〃               |
|  | 5番         | 篠原 一美             | 〃                | 〃               | 13番       | 山本日出男 | 〃                | 〃               |
|  | 6番         | 富沢 重典             | 〃                | 〃               | 14番       | 齋藤 祐知 | 〃                | 〃               |
|  | 7番         | 関 常明              | 〃                | 〃               | 15番       | 山本 隆雄 | 〃                | 〃               |
|  | 8番         | 唐沢 清治             | 〃                | 〃               |           |       |                  |                 |
| 会議録署名議員  | 9番 安原 賢一   |                   | 10番 小栗 芳雄        |                 | 11番 福田 弘明 |       |                  |                 |
| 職務のため出席した者の<br>氏名  | 事務局長       |                   | 木暮 浩志            |                 | 書記        |       | 山田 行徳            |                 |
|  | 議事書記       |                   | 朝賀 浩             |                 | 書記        |       | 関 侑介             |                 |
|  | 議事書記       |                   | 鈴木 幸一            |                 |           |       |                  |                 |

|                             |        |   |           |   |
|-----------------------------|--------|---|-----------|---|
| 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名 | 町長     | — | 農林課長      | — |
|                             | 副町長    | — | 花のまちづくり課長 | — |
|                             | 教育長    | — | 建設課長      | — |
|                             | 総務課長   | — | 会計管理者     | — |
|                             | 企画政策課長 | — | 上下水道課長    | — |
|                             | 税務課長   | — | こども未来課長   | — |
|                             | 住民福祉課長 | — | 生涯学習課長    | — |
|                             | 保健環境課長 | — | 六合振興課長    | — |
|                             | 観光商工課長 | — | 教習所長      | — |
| 議事日程                        | 別紙のとおり |   |           |   |
| 会議の経過                       | 別紙のとおり |   |           |   |

(令和4年3月8日午前10時4分開議)

- 第1 議第 1号議案 ロシア軍のウクライナからの即時撤退を求める要望について  
議第 2号議案 ロシア軍のウクライナからの即時撤退を求める決議について

○

## ◎ 開 議

○議長（山本隆雄）それでは、引き続きまして本会議に入りたいと思います。

第1回定例会3月定例会議の本会議を急遽召集させていただきました。

ただいまの出席議員は15名です。

これより本日の会議を開きます。

○

◎ 議第 1号議案 ロシア軍のウクライナからの即時撤退を求める要望について

◎ 議第 2号議案 ロシア軍のウクライナからの即時撤退を求める決議について

○議長（山本隆雄）日程第1、議第1号及び第2号議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

議会運営委員長 関 常明さん、自席でお願いします。 7番、関さん

○7番（関 常明）昨日、今日と議運を開催させていただきまして、皆さんにお諮りをするということになるというふうに思います。事態についてはですね、日々悪化の一途をたどっているという認識は皆さん一緒だというふうに思います。そういうことで、提案理由を説明させていただきます。

プーチン大統領は、国内向けテレビ演説で自国を守るにはこれしかないというようなことを言っております。EU、米国の対応を見ると対立構造がより鮮明になっています。大国が武力行使をした場合、国際社会も即対応ができないという現実が見えてきました。しかし、戦闘行為の愚かさは今更説明の必要はありません。

私たち町議会は、町民とともに平和を希求します。皆さんの真摯な判断で決定できますようお願いいたします。

以上、提案理由とさせていただきます。

○議長（山本隆雄）提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。本案を直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

異議ないものと認め、直ちに採決に入ります。

議第1号議案「ロシア軍のウクライナからの即時撤退を求める要望について」採決します。

本案を原案の通り決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長(山本隆雄)起立全員であります。

よって、議案第1号は原案の通り可決されました。

次に、議第2号議案「ロシア軍のウクライナからの即時撤退を求める決議について」採決します。

本案を原案の通り決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(山本隆雄)起立全員であります。

よって、議案第2号は原案の通り可決されました。

---

○

◎散会

○議長(山本隆雄)以上で本日予定しました日程は全て終了いたしました。

4日目の16日は、午前9時30分から再開しますので、定刻までにご参集願います。

本日はこれにて散会します。ご苦労さまでした。

(散会 午前10時8分)

令和4年第1回中之条町議会定例会 3月 定例会議 会議録 第4日

|  |            |                    |                  |                 |          |           |                  |                 |  |
|--|------------|--------------------|------------------|-----------------|----------|-----------|------------------|-----------------|--|
| 招集年月日<br>(会議)  | 令和4年3月16日  |                    |                  |                 |          |           |                  |                 |  |
| 招集の場所  | 中之条町役場 議事堂 |                    |                  |                 |          |           |                  |                 |  |
| 開議<br>日時   | 開議         | 令和4年3月16日 午前9時30分  |                  |                 |          |           |                  |                 |  |
|  | 散会         | 令和4年3月16日 午前10時15分 |                  |                 |          |           |                  |                 |  |
| 応招ならびに<br>不応招議員<br>応招 15名<br>不応招 0名<br>出席ならび<br>に欠席議員<br>出席 15名<br>欠席 0名 | 議席<br>番号   | 氏名                 | 応招・<br>不応招<br>の別 | 出席・<br>欠席の<br>別 | 議席<br>番号 | 氏名        | 応招・<br>不応招<br>の別 | 出席・<br>欠席の<br>別 |  |
|  | 1番         | 山田みどり              | 応招               | 出席              | 9番       | 安原 賢一     | 応招               | 出席              |  |
|  | 2番         | 佐藤 力也              | 〃                | 〃               | 10番      | 小栗 芳雄     | 〃                | 〃               |  |
|  | 3番         | 関 美香               | 〃                | 〃               | 11番      | 福田 弘明     | 〃                | 〃               |  |
|  | 4番         | 大場 壯次              | 〃                | 〃               | 12番      | 剣持 秀喜     | 〃                | 〃               |  |
|  | 5番         | 篠原 一美              | 〃                | 〃               | 13番      | 山本日出男     | 〃                | 〃               |  |
|  | 6番         | 富沢 重典              | 〃                | 〃               | 14番      | 齋藤 祐知     | 〃                | 〃               |  |
|  | 7番         | 関 常明               | 〃                | 〃               | 15番      | 山本 隆雄     | 〃                | 〃               |  |
|  | 8番         | 唐沢 清治              | 〃                | 〃               |          |           |                  |                 |  |
| 会議録署名議員  | 9番 安原 賢一   |                    | 10番 小栗 芳雄        |                 |          | 11番 福田 弘明 |                  |                 |  |
| 職務のため出席した者の<br>氏名  | 事務局長       |                    | 木暮 浩志            |                 | 書記       |           | 山田 行徳            |                 |  |
|  | 議事書記       |                    | 朝賀 浩             |                 | 書記       |           | 関 侑介             |                 |  |
|  | 議事書記       |                    | 鈴木 幸一            |                 |          |           |                  |                 |  |

|                             |        |        |           |       |
|-----------------------------|--------|--------|-----------|-------|
| 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名 | 町長     | 伊能 正夫  | 農林課長      | 小池 宏之 |
|                             | 副町長    | 野村 泰之  | 花のまちづくり課長 | 福田 義治 |
|                             | 教育長    | 宮崎 一   | 建設課長      | 関 洋太郎 |
|                             | 総務課長   | 篠原 良春  | 会計管理者     | 町田 岳彦 |
|                             | 企画政策課長 | 山本 嘉光  | 上下水道課長    | 山田 秀樹 |
|                             | 税務課長   | 生巢 孝子  | こども未来課長   | 倉林 敏明 |
|                             | 住民福祉課長 | 小板橋 千晶 | 生涯学習課長    | 富沢 洋  |
|                             | 保健環境課長 | 唐澤 伸子  | 六合振興課長    | 山本 俊之 |
|                             | 観光商工課長 | 永井 経行  | 教習所長      | 柏瀬 高広 |
| 議事日程                        | 別紙のとおり |        |           |       |
| 会議の経過                       | 別紙のとおり |        |           |       |

(令和 4 年 3 月 1 6 日 午前 9 時 3 0 分開議)

- 第 1 議案第 1 号 令和 4 年度中之条町一般会計予算  
議案第 2 号 令和 4 年度中之条町国民健康保険特別会計予算  
議案第 3 号 令和 4 年度中之条町後期高齢者医療特別会計予算  
議案第 4 号 令和 4 年度中之条町介護保険特別会計予算  
議案第 5 号 令和 4 年度中之条町四万へき地診療所事業特別会計予算  
議案第 6 号 令和 4 年度中之条町介護老人保健施設ゆうあい荘事業特別会計予算  
議案第 7 号 令和 4 年度中之条町簡易水道事業特別会計予算  
議案第 8 号 令和 4 年度中之条町下水道事業特別会計予算  
議案第 9 号 令和 4 年度中之条町農業集落排水事業特別会計予算  
議案第 10 号 令和 4 年度中之条町発電事業特別会計予算  
議案第 11 号 令和 4 年度中之条町自動車教習所事業会計予算  
議案第 12 号 令和 4 年度中之条町上下水道事業会計予算  
議案第 13 号 令和 4 年度中之条町簡易水道事業会計予算
- 第 2 議案第 24 号 中之条町課設置条例の一部改正について  
議案第 25 号 中之条町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について  
議案第 26 号 中之条町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について  
議案第 27 号 中之条町財政調整基金条例の一部改正について  
議案第 28 号 中之条町消防団条例の一部改正について  
議案第 29 号 中之条町防災行政無線施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について  
議案第 30 号 中之条町議会議員及び中之条町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例制定について  
議案第 31 号 中之条町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について  
議案第 32 号 中之条町国民健康保険条例の一部改正について  
議案第 33 号 中之条町農業公園設置及び管理に関する条例の一部改正について  
議案第 34 号 中之条町小口資金融資促進条例の一部改正について  
議案第 35 号 中之条町道路占用料徴収条例の一部改正について  
議案第 36 号 中之条町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について  
議案第 37 号 中之条町上水道事業給水条例の一部を改正について  
議案第 38 号 中之条町簡易水道事業給水条例の一部を改正について  
議案第 39 号 中之条町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正について

第3 議案第41号 財産の取得について

追加日程1 議第3号議案 中之条町議会委員会条例の一部改正について

第4 議員派遣の件

○

◎ 開 議

○議長（山本隆雄）みなさん、おはようございます。第1回定例会3月定例会議の本会議も本日で4日目となりました。

新型コロナウイルス感染症対策として、会議において、マスクをつけたままはっきりと発言されますようお願いいたします。

また、体調管理のため水やお茶の水分補給を許可します。

つきましては、傍聴者のみなさんについてもマスクの着用、体調管理のための水分補給をお願いします。

議会改革を進める中で、議員へのタブレット配付を行いました。議案審査、調査等、3月定例会議から議場内での使用を許可しています。

○

◎ 発言の訂正

○議長（山本隆雄）観光商工課より発言の申出がありましたので、許可します。

観光商工課長

○観光商工課長（永井経行）議長のお許しをいただきましたので、発言をさせていただきます。

昨年12月に行われました定例会議の刃持議員からの一般質問の答弁において、一部間違いがありましたので、訂正をさせていただきます。

四万地区における町所有の温泉使用料収入について、平成17年度から令和2年度までの収入を約20億円と発言いたしました、約2億円の間違いでございました。訂正をさせていただくとともに、おわびを申し上げます。大変申し訳ございませんでした。

以上です。

○

○議長（山本隆雄）ただいまの出席議員は15名です。

これより本日の会議を開きます。

○

◎ 議案第 1号 令和4年度中之条町一般会計予算

◎ 議案第 2号 令和4年度中之条町国民健康保険特別会計予算

◎ 議案第 3号 令和4年度中之条町後期高齢者医療特別会計予算

◎ 議案第 4号 令和4年度中之条町介護保険特別会計予算

- ◎ 議案第 5号 令和4年度中之条町四万へき地診療所事業特別会計予算
- ◎ 議案第 6号 令和4年度中之条町介護老人保健施設ゆうあい荘事業特別会計予算
- ◎ 議案第 7号 令和4年度中之条町簡易水道事業特別会計予算
- ◎ 議案第 8号 令和4年度中之条町下水道事業特別会計予算
- ◎ 議案第 9号 令和4年度中之条町農業集落排水事業特別会計予算
- ◎ 議案第10号 令和4年度中之条町発電事業特別会計予算
- ◎ 議案第11号 令和4年度中之条町自動車教習所事業会計予算
- ◎ 議案第12号 令和4年度中之条町上下水道事業会計予算
- ◎ 議案第13号 令和4年度中之条町簡易水道事業会計予算

○議長（山本隆雄）日程第1、議案第1号から議案第13号まで一括議題とします。

この際、委員長から審査経過の内容について報告を求めます。予算決算審査特別委員長、山本日出男さん、自席でお願いします。13番、山本さん

○予算決算審査特別委員長（山本日出男）予算決算審査特別委員会の審査報告を申し上げます。

本委員会に付託の議案第1号から13号は、3月7日、8日、9日までの3日間にわたり慎重に審議をしていただきました。

採決の結果、議案第1号から13号は原案可決としました。

以上、予算決算審査特別委員会に付託されました事件の審査報告とさせていただきます。よろしくをお願いします。

○議長（山本隆雄）以上で、委員長報告を終わります。

これより討論を行います。

初めに、反対討論の発言を許可します。1番、山田みどりさん

○1番（山田みどり）それでは、令和4年度一般会計予算並びに国民健康保険特別会計予算について反対の討論を行います。

中之条町の予算の中でも105億を超える予算規模は今までにない大型予算です。コロナ禍における国庫予算の拡大も一因にはありますが、相変わらずのハード事業がこの予算額を押し上げています。度重なる感染拡大の波が町民生活にまだ深刻な影響を与えています。しかし、伊能町長は「アフターコロナ、ウィズコロナ」を掲げ、「町民への直接給付は十分している」と、町民の感情は置き去りに、新たな事業への展開に邁進しています。個々の事業について、なぜこの事業が中之条町に必要なのかは執行部側からは見えてきません。

中之条町ガーデンズが昨年4月から有料化になりました。有料化により利益を追求しなければならぬ点から、ますます今後の運営の方向性が問われます。予算書におけるガーデンズの委託料が大きな部分を占めており、現在の方向性で運営が続く限り、これらの維持費はずっとかかっています。管理保全のための委託は減らしていくべきではないでしょうか。ガーデンズの運営によって

雇用の促進や、近隣の農家との連携など、地域振興に期待したいという狙いもあるかもしれませんが、植物は手間とお金がかかるもの。今後の運営について、かねてから言っているように町内業者の利用促進や担い手育成に力を入れることが町内循環を生み出すと思います。外部の有名な園芸家のお力添えにいつまでも依存せず、自立するときではないでしょうか。

また、新しい事業として、木材活用センターは町有林を生かすことや林業振興にもつながる事業としては分かりますが、森の学校など事業展開をしていく上で、プロジェクトマネジャーの手腕次第で大きく変わっていくのではないのでしょうか。こちらは、3年任期で、その後は町内で起業してもよし、そのまま町内の業者で働いていただくこともよしという言及がありましたが、交付金があるから、高報酬の658万円が出せますが、一般の会社や役場で雇用することは果たしてできるのでしょうか。新しいことをするときに専門家の助言も必要ですが、ガーデンズを見ても分かるように、主体となるのがそうした専門家になっては委託依存から抜け出せなくなるのではないのでしょうか。いずれも事業に関わる委託業務やプロジェクトマネジャーはかなりの高報酬です。

一方で、一般質問で私が指摘したように、資格を持った職員が非正規であったり、慢性的な人手不足であったり、長く続くコロナ禍での疲弊も蓄積しています。町のために頑張っている職員に対して、こんな処遇の違いはよい職場環境とは言えないのではないのでしょうか。コロナ感染が町の施設や学校、保育所などで広がっていてもホームページでの報告ばかりで、町長としては人ごとのような感覚なのではないでしょうか。

同僚議員からも再三にわたり、「町長としてメッセージ出すべき」という指摘がありましたが、町長がその声に応えることはありませんでした。「町としてコロナ対策室をつくって対応するべきでは」という質問に対しても、必要はないとしていましたが、先般起きたコロナ交付金を巡る問題も対策室があれば状況が変わっていたのではないのでしょうか。

また、国民健康保険は一部未就学児に関して均等割の5割を公費負担とすることで、子育て世帯にとっては軽減となりますが、根本的な子供に対しての均等割をなくすべきという点ではまだ未踏であります。高い国保料は、暮らしにも影響を与えています。全国知事会が国保料を協会けんぽ並みに引き下げるといった意見書も出ているように、負担軽減のために声を上げるべきです。このような伊能町長の姿勢は町民の暮らしや福祉をしっかりと守るという姿勢とは到底思えません。よって、令和4年度中之条町一般会計予算に対し、反対の意向を表明しまして私の討論とします。

同僚議員の皆様もこれに賛同いただきますようお願い申し上げまして、私の討論を終わりにします。

○議長（山本隆雄）次に、賛成討論の発言を許可します。4番、大場壯次さん

○4番（大場壯次）議長のお許しをいただきましたので、議案第1号 令和4年度中之条町一般会計予算と議案第2号から第13号までの各特別会計、企業会計予算の全ての議案について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

国においては、新型コロナウイルス感染症による厳しい状況が徐々に緩和されつつあるものの、持ち直しの動きに弱さが見られ、先行き不透明な中、喫緊かつ最優先の課題である新型コロナウイルス感染症対応に万全を期し、「成長と分配の好循環」と「コロナ後の新しい社会の開拓」をコンセプトとした新しい資本主義を実現すべく精力的に取り組むとしておりますが、社会情勢の多様化は日々変化し、地方自治体を取り巻く財政環境は依然として厳しい状況にあります。

本町における財政状況は、令和2年度の決算の各種財政指標において、財政運営の健全化が保たれていることを示していますが、今後の財政状況を考えると、自主財源の根幹となる税収の大幅な増加を期待することはできず、少子高齢化の進展や社会保障関係経費の増加は避けられず、公共施設の老朽化への対応も必要であり、厳しい見通しとならざるを得ない状況下での予算編成でと思われれます。

町財政の基本となる一般会計の当初予算額は105億300万円で、対前年度費6.63%増となり、100億円を超える予算規模となっておりますが、国、県、また周辺の市町村等の状況を勘案し、厳しい財政環境の中にありながらも限られた財源を積極的、重点的に配分し、地域経済や景気対策に考慮しており、評価できる予算となっていると思います。

歳入面を見ますと、町歳入の根幹である町税においては、前年度比1.9%減と見込まれておりますが、町民税では4.65%増と見込まれ、「新しい生活様式」による経済状況の回復がうかがえます。国庫支出金や県支出金、地方交付税が増額となっており、国や県の施策等による補助金などについて適切に把握されているとともに、適切な財源確保に努めていると思います。

町債の発行額については、その全額が交付税措置されている臨時財政対策債や、元利償還金の70%が交付税の算入されている緊急防災・減災事業債、過疎対策事業債等であり、後年度の財政負担が考慮されており、その他の財源についても適切かつ積極的に見込んでいるものと思われれます。

一方、歳出面では、新型コロナウイルスワクチン接種事業をはじめ、時代に即した事業が見込まれているとともに、人口減少等の課題克服に向けた中之条町総合戦略の4つの基本目標、中之条町まちづくりビジョンの6つの重点目標を柱とした重点施策が適切に反映されております。

「教育環境の充実」では、通学路防犯灯の整備や、群馬大学と連携したアウトメディアの推進等が、児童生徒の安全対策が新たに見込まれています。また、英語教育推進プロジェクトや適応指導教室継続実施、学校教育施設設備の改善等も盛り込まれ、社会教育施設においても老朽化した施設整備の改善

が見込まれております。

「産業振興・雇用の創出」としては、店舗等リニューアル補助金の継続、チャツボミゴケ公園等の観光資源のより一層の活用や新規就農者定住支援事業等、農林業振興事業が充実されています。特に令和4年度には木材活用センターに関連した建設・整備が予定されており、木材の地産地消、地産外商による林業再興が期待されます。

「交流人口の増加・地方への流れ」では、中之条ガーデンズや各種観光施設の施設整備、観光宣伝等の町の魅力ある発信によるところが期待されます。

「健康増進」では、各種ワクチン接種促進の継続事業や健康増進事業をより細やかに実施するほか、令和4年度には六合診療所の新築工事が予定され、地域に親しまれた安全、安心はもとより時代ニーズを反映した医療提供が期待されます。

「福祉の充実・子育て環境づくり」では、移動困難者タクシー助成事業等や各種子育て支援事業を実施し、住民サービスのより細やかな対応が見られます。

「財政の健全化」では、有利な地方債を活用した財源の確保対策、「地域づくり」としては、消防、防災対策や地域振興事業が拡充されています。また、自治体DXの推進が盛り込まれ、住民の利便性の向上や行政業務の効率化が見受けられます。

投資的経費にあたっては、農業費や土木費、総務費、教育費において事業費を確保することで、景気回復への配慮もされております。予算に対する積極的な取組がうかがえます。

また、一般会計と併せて、それぞれの特別会計や一部事務組合への行政経費に対する繰出金、負担金についても住民の多様化するニーズに伴い年々増加する中であっても真に必要とされる額が確保されております。

令和4年度の一般会計、特別会計、企業会計の全てを合わせると175億1,026万円となり、厳しい財政情勢の中で、限られた予算を重点的、効率的に配分し、町民の負託に応える内容であると確信している次第であります。

以上、申し上げましたが、当初予算について、細部にわたりきめ細やかな予算措置が施され、町の将来を見据え、現下の重要課題である少子高齢化、社会資本の整備、安全で安心な地域づくり、活力ある地域づくりが盛り込まれた予算となっており、評価できるものであります。

伊能町長の下、職員が一丸となって予算編成にあたり、ソフト事業、ハード事業を盛り込んだ予算が編成されたことに対し、深く感謝し、敬意を表する次第であります。中之条町が将来にわたり持続的に発展を続けていくために必要な予算であると判断し、議案第1号から第13号議案に賛成するものであります。

なお、執行にあたっては、予算決算審査特別委員会、各常任委員会を通じ、議員からの指摘、提案などを十分参酌の上、具体的、積極的な対応と、なお一層事業実施計画を充実させ、事業効果の早期実現に向けて英知を結集されることを望むものであります。

同僚議員の皆様におかれましても慎重審議の下、ご理解を賜り、賛成されますことを願ひまして、私の賛成討論とさせていただきます。

以上です。

○議長（山本隆雄）ほかに討論はございませんか。

（発言する人なし）

○議長（山本隆雄）別段ございませんので、討論を終結したいと思います、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（山本隆雄）異議なしと認め、討論を終結します。

これより採決に入ります。

この際申し上げます。本日の議案の採決は起立により行いますが、起立しない議員は本案に対し反対とみなすこととしたいと思います、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（山本隆雄）異議ないものと認め、採決に入ります。

採決は個々の議案ごとに行います。

最初に、議案第1号 令和4年度中之条町一般会計予算について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（山本隆雄）起立多数であります。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号 令和4年度中之条町国民健康保険特別会計予算について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（山本隆雄）起立多数であります。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号 令和4年度中之条町後期高齢者医療特別会計予算について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山本隆雄）起立全員であります。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号 令和4年度中之条町介護保険特別会計予算について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山本隆雄）起立全員であります。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号 令和4年度中之条町四万へき地診療所事業特別会計予算について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山本隆雄）起立全員であります。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号 令和4年度中之条町介護老人保健施設ゆうあい荘事業特別会計予算について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山本隆雄）起立全員であります。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号 令和4年度中之条町簡易水道事業特別会計予算について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山本隆雄）起立全員であります。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号 令和4年度中之条町下水道事業特別会計予算について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山本隆雄）起立全員であります。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号 令和4年度中之条町農業集落排水事業特別会計予算について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山本隆雄）起立全員であります。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号 令和4年度中之条町発電事業特別会計予算について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山本隆雄）起立全員であります。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号 令和4年度中之条町自動車教習所事業会計予算について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山本隆雄）起立全員であります。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号 令和4年度中之条町上水道事業会計予算について採決します。  
本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（山本隆雄）起立全員であります。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号 令和4年度中之条町簡易水道事業会計予算について採決します。  
本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（山本隆雄）起立全員であります。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

○

- 
- ◎ 議案第24号 中之条町課設置条例の一部改正について
  - ◎ 議案第25号 中之条町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
  - ◎ 議案第26号 中之条町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
  - ◎ 議案第27号 中之条町財政調整基金条例の一部改正について
  - ◎ 議案第28号 中之条町消防団条例の一部改正について
  - ◎ 議案第29号 中之条町防災行政無線施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
  - ◎ 議案第30号 中之条町議会議員及び中之条町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例制定について
  - ◎ 議案第31号 中之条町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
  - ◎ 議案第32号 中之条町国民健康保険条例の一部改正について
  - ◎ 議案第33号 中之条町農業公園設置及び管理に関する条例の一部改正について
  - ◎ 議案第34号 中之条町小口資金融資促進条例の一部改正について
  - ◎ 議案第35号 中之条町道路占用料徴収条例の一部改正について
  - ◎ 議案第36号 中之条町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
  - ◎ 議案第37号 中之条町上水道事業給水条例の一部を改正について
  - ◎ 議案第38号 中之条町簡易水道事業給水条例の一部を改正について
  - ◎ 議案第39号 中之条町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正について

○議長（山本隆雄）日程第2、議案第24号から39号を一括議題とします。

これらの議案につきましては、去る2日に説明がありましたので、これより質疑に入ります。  
ご質疑願います。

(発言する人なし)

○議長（山本隆雄）別段ないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。

直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長（山本隆雄）異議ないものと認め、採決に入ります。

採決は、個々の議案ごとに行います。

最初に、議案第24号 中之条町課設置条例の一部改正について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（山本隆雄）起立全員であります。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第25号 中之条町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（山本隆雄）起立全員であります。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第26号 中之条町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（山本隆雄）起立全員であります。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第27号 中之条町財政調整基金条例の一部改正について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（山本隆雄）起立全員であります。

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第28号 中之条町消防団条例の一部改正について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（山本隆雄）起立全員であります。

よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第29号 中之条町防災行政無線施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（山本隆雄）起立全員であります。

よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第30号 中之条町議会議員及び中之条町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例制定について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（山本隆雄）起立全員であります。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第31号 中之条町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（山本隆雄）起立全員であります。

よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第32号 中之条町国民健康保険税条例の一部改正について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（山本隆雄）起立全員であります。

よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第33号 中之条町農業公園設置及び管理に関する条例の一部改正について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（山本隆雄）起立全員であります。

よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第34号 中之条町小口資金融資促進条例の一部改正について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（山本隆雄）起立全員であります。

よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第35号 中之条町道路占用料徴収条例の一部を改正について採決します。  
本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（山本隆雄）起立全員であります。

よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第36号 中之条町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について採決します。  
本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（山本隆雄）起立全員であります。

よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第37号 中之条町上水道事業給水条例の一部を改正について採決します。  
本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（山本隆雄）起立全員であります。

よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第38号 中之条町簡易水道事業給水条例の一部を改正について採決します。  
本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（山本隆雄）起立全員であります。

よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第39号 中之条町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（山本隆雄）起立全員であります。

よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

○

◎ 議案第41号 財産の取得について

○議長（山本隆雄）日程第3、議案第41号 財産の取得について議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。町長

○町長（伊能正夫）みなさん、おはようございます。

それでは、議案第41号 財産の取得について提案理由の説明を申し上げます。

本年第1回臨時会議において、議決をいただきましたリモートワーク環境整備における機器の備

品購入につきまして、その内容が確定いたしましたので、ご議決をいただくものでございます。

購入予定の備品でございますが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、在宅勤務及び分散勤務等に対応した環境整備を実施し、コロナ禍における行政事務の継続性を確保するためのノート型パソコン50台の備品購入でございます。取得金額は536万4,700円。取得先は光山電気工業株式会社。納入時期につきましては、令和4年7月を予定させていただいております。

よろしく願いいたします。

○議長（山本隆雄）提案理由の説明が終わりました。

ご質疑願います。1番、山田さん

○1番（山田みどり）当初の予定ですと、20台というのが説明の中であったのかなと思うのですが、ノートパソコン、これ50台ということで、金額はもちろんパソコン代だけではなくて、その整備環境ということなのだと思いますが、内訳などがもし分かれば教えていただければと思います。

○議長（山本隆雄）企画政策課長

○企画政策課長（山本嘉光）ご質問にお答えいたします。

20台というのがテレワーク用のノート型パソコンということで20台、それと在宅勤務用のノートパソコンということで30台ということでございます。計50台の購入ということでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（山本隆雄）1番、山田さん

○1番（山田みどり）パソコン代だけで見ると、これ1台が100万円ぐらいになってしまうので、そのほかにかかってくる内訳というのですか、大体分かれば教えていただけると。

○議長（山本隆雄）企画政策課長

○企画政策課長（山本嘉光）すみません。特に1台当たりが約10万円程度ということになるかと思っております。基本的にはノートパソコンということでございますので、パソコン本体、それから電源等の設備一式ということでこの金額ということになっております。

よろしく願いします。

○議長（山本隆雄）ほかにございませんか。

（発言する人なし）

○議長（山本隆雄）別段ないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。

直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（山本隆雄）異議ないものと認め、採決に入ります。

議案第41号 財産の取得について採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（山本隆雄）起立全員であります。

よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

○

◎ 日程の追加

○議長（山本隆雄）お諮りします。

議案第24号の可決に伴いまして、議会運営委員長から中之条町議会委員会条例の一部を改正についての議案提出がありました。

本案をこの際日程に追加し、議題としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長（山本隆雄）異議ないものと認め、この際日程に追加し、議題とすることに決定しました。

議案を配付します。

(議案の配付)

○議長（山本隆雄）ただいま配付しました議第3号議案を追加日程第1として議事日程に加えていただきますと思います。

○

◎ 議第3号議案 中之条町議会委員会条例の一部改正について

○議長（山本隆雄）追加日程第1、議第3号議案 中之条町議会委員会条例の一部改正について議題とします。

議案を朗読させます。局長

(議第3号議案について、事務局長朗読)

○議長（山本隆雄）続いて、提案理由の説明を求めます。議会運営委員長、関常明さん、自席でお願いします。7番、関さん

○7番（関 常明）議第3号議案 中之条町議会委員会条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

今3月定例議会において可決した中之条町課設置条例の一部を改正するについて、上下水道課から名称変更された企業課について、産業建設常任委員会所管の記載を変更するものです。

施行日は、課設置条例の施行日と同じ4月1日です。

議員各位のご理解をいただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明をさせていただきます。

以上です。

○議長（山本隆雄）提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

ご質疑願います。

(発言する人なし)

○議長（山本隆雄）別段ございませんので、質疑を終結します。

お諮りします。

本案を直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長（山本隆雄）異議ないものと認め、直ちに採決に入ります。

議第3号議案 中之条町議会委員会条例の一部改正について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（山本隆雄）起立全員であります。

よって、議第3号議案は原案のとおり可決されました。

○

◎ 議員派遣の件

○議長（山本隆雄）日程第4、議員派遣の件について議題とします。

お諮りします。お手元に配付しました一覧表のとおり、議員を派遣することに決定してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長（山本隆雄）異議ないものと認め、一覧表のとおり派遣することに決定しました。

なお、後日内容等に変更が生じた場合、議長に一任されたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長（山本隆雄）異議ないものと認め、内容等に変更が生じた場合は議長に一任することに決定しました。

お諮りします。

会議規則第45条の規定に基づき、本会議の結果、その条項、字句、数字、その他整理を要するものについては、その整理を議長に一任されたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長（山本隆雄）異議ないものと認め、条項、字句、数字、その他の整理は議長に一任することに決定しました。

○

○議長（山本隆雄）以上で今期定例会議に付議された案件は全て議了しました。

これをもって、令和4年第1回中之条町議会定例会議3月定例会議を散会します。

長時間にわたりお疲れさまでした。

(散会 午前10時15分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

中之条町議会議長 山本 隆雄

中之条町議会議員 安原 賢一

中之条町議会議員 小栗 芳雄

中之条町議会議員 福田 弘明